

第九十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十五号

昭和五十五年四月九日(水曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 塩川正十郎君

理事 中島源太郎君 理事 野田 毅君

理事 渡部 恒三君 理事 清水 勇君

理事 渡辺 三郎君 理事 近江巳記夫君

理事 神崎 敏雄君 理事 宮田 早苗君

天野 公義君 理事 浦野 休興君

大塚 雄司君 粕谷 茂君

嶋田利太郎君 田原 隆君

橋口 隆君 原田昇左右君

深谷 隆司君 水平 豊彦君

粟山 明君 渡辺 秀央君

石野 久男君 上坂 昇君

淡沢 利久君 中村 重光君

松浦 利尚君 山本 幸一君

長田 武士君 木内 良明君

中川 嘉美君 森田 景一君

小林 政子君 安田 純治君

中井 治君 横手 文雄君

出席国務大臣

通商産業大臣 佐々木義武君

出席政府委員

経済企画庁調整 廣江 運弘君

局審議官 白井 和徳君

経済企画庁総合 高岡 敬展君

計画局長 科学技術庁長官 千葉 一夫君

官房審議官 外務省中近東ア 手島 治志君

フリカ局長 外務省経済局長 尾島 巖君

通商産業大臣官 通商産業省貿易 花岡 宗助君

局長

委員外の出席者

行政管理庁行政 鈴木 昭雄君

管理局管理官 渡辺 陽一君

外務省経済局資 源第一課長 角谷 正彦君

大蔵省主計局主 計官 佐賀新太郎君

参考人 (石炭鉱業合理 佐賀新太郎君)

化事業団理事 商工委員会調査 室長 中西 申一君

本日の会議に付した案件

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に關する法律案(内閣提出第三五号)

○塩川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に關する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮田早苗君。

○宮田委員 まず、この法律を審議する過程の中で非常に重大な影響を持つ事件といえますか、問題が出てまいりました。といいますのは、昨日の報道によりますと、アメリカとイランの国交断絶により、ますますその態度がいまのところ非常に強硬のようになっています。たとえばイランの石油相はアメリカの制裁措置に同調する国に対しては石油の禁輸をするということを明確にしておるように言われておるわけです。さらにアメリカ側の方からは、日本政府に対して協力要請が早速なされておるやに伺っております。そういう事態に對しましてわが国としての態度、特に石油問題という大きな問題がございますだけに、通産当局、さらには、大臣のこれに対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○佐々木国務大臣 イランからの原油の輸入は、わが国の石油事情から見ましてきわめて重要な問題でございまして。しかし当面は米國とイランとの關係の推移等、事態の進展を注意深く見守りつつ今後の方針を慎重に決めてまいりたいというきわめて慎重な態度をたたいまっております。

○宮田委員 長官がお見えでございますので、もちろん昨日の問題をきょうに云々ということについては慎重な態度ということにならざるを得ないと思いますが、この問題に關する限り、きのうきょうの問題ということでなしに、以前からこういう傾向が続いていたのじゃないかと思ひます。そういう面についてエネルギー庁といたしましては不測の場合を考えてある程度の考えを持っておいでになるのじゃないかと思うわけですが、長官、その辺はどうですか。

○森山(信)政府委員 イランの原油の問題に關連いたしましては二つの局面があるかと思ひます。

す。その二つの局面の総合的な政策判断は先ほど大臣から答弁のあったとおりでございますけれども、やや事務的に私からお答え申し上げますと、一つの局面は御指摘のイランとアメリカの国交断絶の問題でございます。それに関連いたしまして、イランの原油をどういうふうに取り扱うかという問題が一つございます。

それからもう一つの問題は価格の問題でございます。御高承のとおり、四月一日付をもちまして従来のGSP価格に二ドルないし二ドル五十の上乗せをしたいという申し入れをイランから受けたわけでございます。GSPと申しますのは政府公式販売価格でございます。従来はイラン・ライト物につきまして三十一ドルでございましたから、それにプレミアムをの分をオンいたしますと三十二ドル五十というのが四月以前、三月末までのイランの価格であつたわけでございますけれども、それを、いま申し上げましたとおり四月一日から二ドル五十上積みするということになりますと三十五ドルということになるわけでござい

ます。同じような油質を持つておりますほかの国の油と比較いたしましてこの三十五ドルというのは大変高いという問題がございまして、それから現在の世界の原油の需給状況等から見まして、わが国としては大変戸惑いを感じる申し入れてござい

ますので、この点に關しましては、どうも素直に承知いたしましたと言ふには若干問題のある価格ではないかというところでございまして、現在イランから買つております量が大体一日当たり六十万バレルということになっております。日本の企業は十二社買つておりますけれども、合計いたしまして五十三万バレル、それからメジャー經由で入つてきていますものも合わせますと六十万バレルぐらゐでございまして、その価格がいま申し上げたような三十五ドルということになりますと大

変なインパクトを与えるということもござい
し、それからほかの産油国に与える影響もはかり
知れないものがあるということから、私もは
重に配慮する必要があるのではないかと
ございまして、いま申し上げました十二社の企
業がそれぞれイラン側と交渉いたしました、ある
程度の話し合いをしたという申し入れをしたと
ころでございまして、イラン側も話し合いに
応ずるような姿勢を示してきておりますので、従来
のような一方的に価格が決められるというパ
ターンから、話し合いによって価格が形成さ
れていくという仕組みに少し変わってくるの
じやないかと期待を持っております、日本の企
業がそういうビヘービアで交渉することに
つきまして、政府としても十分注意深く見守
つていきたいというふうに考えております。

したがっていま申し上げましたポイント
の二つは、第一点のアメリカとイランの国交
断絶に伴う影響をどうするかという問題と、
それから価格をどうしていくかという問題
を申し上げたわけですが、結論的には大臣
からご答え申し上げましたとおり、周囲の
客観情勢を見きわめつつ慎重に対処する
というのが政府の基本姿勢でございます。

○宮田委員 この問題についていま私
の方でそれ以上の質問意はしていません
が、いつの場合でもこういう問題に
対しての対応が出来るか、というふうな
傾向が問々あるわけではございません
で、今回の場合そういうことがないよう
にひとつ格段の御配慮をしてほしいとい
うことを強く要望しておきます。

そこで法案の審議に入らせていただき
ますが、具体的な質問に入ります前に、
総論的といえますが、私も民社党の基
本的な態度を踏まえながら政府の御
所見をお聞きしたい、こう思います。
五十五年度予算案の審議と並行しつ
つ政府原案の修正問題が与野党の間で
議論されましたことは改めて言う
までもございせんが、その際私も主
として物価対策、それと税制と政策目
標のあ

り方という観点から、新エネルギー機
構の重要なポイントでございまして電
源多様化勘定の創設に強い反対の態度
を表明したわけですが、政府・自民党
は、財源確保のため、譲歩することなし
に電気料金値上げ査定の際これを繰り込
んで値上げを認可したのでございませ
んが、これだけの質疑、昨日もそうであ
るが、新しいエネルギー機構がどう機能
するかの観点に立つた内容の質問が再
三ございまして、改めて通産大臣にお
伺いいたしますのは、新機構の機能、
効果はさておきまして、新機構を設
けるという事は、四十八年の石油ショ
ック以降代替エネルギーの技術開発
促進が緊急の最重要課題と言われなが
ら効果も上げられなかったという反省
の上に立つての構想である、こういう
ふうな認識してよろしいかどうかとい
うことをまずお聞きしたい、こう思
います。

○佐々木国務大臣 御承知のように
脱石油ということは日本の将来のエ
ネルギー政策を考へる上にも根本的な
問題だと存じます。その脱石油とい
うことになりまして、どうしても代替
エネルギーの開発ということが反面要
請されるわけではございまして、こ
れなしには脱石油というのはあり得
ないわけではございまして。

そこで、代替エネルギーの研究開
発するという場合、従来どういうふう
にやっていたか、それが効果が上が
らぬからこういう機構をつくったとい
う御質問でございしても、必ずしも
効果が上がっていないわけではござ
いせん。物によりましては実用段階
に入っているものもございまして、
これは実用段階に入っているものも
ございまして、これから研究を進め
るものもございまして、一概には言
えませんが、ただ、はつきり言ひ得
るのには、従来は民間あるいは政府
の研究機関等ではばらばらに行つて
おつたものを、そうじゃなくて、こ
の問題を進める中核機関をつくりま
して、そして民間の活力も取り入れ
まして官民学一体と申しますか、そ
ういう体制で、従来ばらばらだった
ものをひとつ大きく中心になる機
関が音頭をとつて、あるいはみずか
ら研究開発の主体になつて進めてい
けば従来よりもはるかに強力に進
め得るだろうし、また国の決心とい
うものも国内のみならず海外にも示
し得るじやないかという意
味合いを兼ねまして、言うなれば代
替エネルギー元年と申しますか、こ
の機構等の整備を一つの目安とし
てこれから画期的な発展を図るう
じやないか、こういう意味でつくつ
たわけではございまして、少
し言葉がはつきりしませんので御
了承をいただけたかどうかはわか
りませんが、本旨はそういうところ
でございまして。

○宮田委員 大臣の御意見を聞いて
みますと、代替エネルギーの開発が
国策の最優先課題ということであ
るわけで、こういう機構をつくつて
こそ推進が図られるのだと認識を
いたしますが、そこで、いま大臣が
おっしゃったようなことでござい
ますならば、今日開発を最も急が
なければならぬ原子力関係を新機
構から外したのではなからうとい
うこと、これまで質問もありまし
たが、高速増殖炉の建設費等に必
要な三百九十七億を電源多様化勘
定から持つていつているわけでは
ございませんが、政府が挙げたエ
ネルギー対策と取り組むということ
でございしますならば、予算も組
織も行政官庁の枠を乗り越えても
おかしくないと思ひます。かよう
に考へるわけですが、通産省、そ
れから科学技術庁の考へはどうか
ということをお伺いしたいと思ひ
ます。

○佐々木国務大臣 原子力関係を
この機構から外しましたのは、も
う御存じのように二十数年、三
十年近くわが国の原子力の研究開
発が進んでおりますし、発電炉等
はもう実用の段階に達しまして、
進みつつある現状でございませ
ん。したがって、研究というところ
になりますと、原子力研究所、大
学等で秩序正しく申しますと、進
めておりますし、開発部門では動
燃等がございまして、実際に各電
力会社で実用炉として千何百万キ
ロの膨大な出力のものを発電し
つつある、こういう体制でござい
ますので、その体制は従来のまま
にきつてございまして、それを進
めようじやないかということ、こ
の方は一応別枠にしても大丈夫進
め得るだろうと

いうことで実はこの機構から外し
まして、この機構を本命として取り
かかろう。なるほど国全体のエ
ネルギーの中で最も肝要だと思は
れる原子力を外すということは、
総合性という観点からすればお
かしいじやないかという議論は
ございしますが、しかし、これは
また役所自体の連携等を進め
得ますし、原子力そのものは原
子力委員会等で進めております
から、それはそれでいけるとい
う観点で、むしろこの機構は重
点をばかさないで原子力以外の
ものに力を入れるという方が、
かえつて問題を進める上にお
いてははつきりしていいのじや
なからうかという考へからこ
ういうふうになつたと思ひます。

それから今後のFBR等の進め
方等はどうか、その資金などは
どうするのだという御質問で
ございしますが、これは両省に
もまたがる問題でございします
ので、担当官から説明させたい
と存じます。

○高岡政府委員 お答え申し上げ
ます。原子力開発関係の新しい
エネルギー総合開発機構との関
連での扱いにつきましては、た
だいま通産大臣から御答弁があ
つたとおりましたが、私ども科
学技術庁としては、ただいま
宮田先生から御指摘がござい
まして、原子力以外のエネルギー
の研究開発、政府が行います
開発業務の中核となります機
構がやや未整備であつたとい
う点で、今回新しい機構の設
立が提案されておるといふ
うに了解をいたしております。

原子力につきましては、ただいま
先生から具体的な御指摘があ
りましたように、たとえば高速
増殖炉の原型炉と申しますが、
これは若干内容に立ち入つて
申し上げますと、大体三十万
キロの発電所を併設した増殖
炉でございまして、これは具
体的に福井県の白木というサ
イトを予定いたしまして、地
元での御検討をいただいてお
ります。近く御了解を得まし
て、安全審査そのほか建設の
業務に具体的に参入したいとい
う予定にして

おりますが、この仕事に関連して申し上げますと、従来動力炉・核燃料開発事業団というのが本場に基礎的な段階から研究を進めまして、こういった三十万キロの発電が可能な原型炉といえますが、発電炉のひな形でございまして、そういうものの詳細な設計が具体的なサイトを対象にしましてございまして、これは一例でございまして、でございますから、これは一例でございまして、けれども、原子力の仕事は新しい機構とは別に、在来の機構を中核にして進めるのが効率的であり、実際的である、こういうふうにお考えでございまして、

○宮田委員 私ども、先ほど申し上げましたように、電源開発促進税率の大幅な引き上げに反対をしたわけですが、高速増殖炉関連予算を従前どおり一般会計から引き出すのではなく、特別会計に移行した経緯をもうちょっとわかりやすく御説明していただきたい、こう思います。

○高岡政府委員 原子力の開発には大変なお金がかかるということは、いまさら申し上げる必要はございませんけれども、一方、非常に財政事情が厳しい状況でございまして、こういった状況のもとで原子力の開発の財源をどういうふうにご確保するかということが非常に大きな問題でございまして、一方で先ほど高速増殖炉の原型炉ということで申し上げましたけれども、原子力の開発も過去二十年以上におわたります成果で実用の段階に非常に近づいておりますけれども、軽水炉を導入したものは実用化されておりますけれども、日本の中で研究開発を積み上げてきたものにつきましても実用の段階に近づいておりますけれども、

す。たとえば、先ほど申し上げました高速増殖炉の原型炉の計画でありますとか、あるいは新型転換炉の計画でありますとか、あるいは軽水炉などから出てまいります使用済み燃料を再処理をいたします施設の開発でありますとかといった現実の発電の実用化といえますか、実用との直接のかかわり合いで開発を進める必要がある仕事というところがかなりのウェイトを占めております。具体的に

に五十五年度の予算で申し上げますと、科学技術庁関係の原子力の関係の予算が二百五十億程度でございまして、いま御指摘の電源多様化勘定の財源を充てようと考えておりますのが約四百億でございまして、対象は先ほど申し上げました高速増殖炉その他でございまして、そういうふうな開発業務のうちで、原子力の実用化といえますか、そういうことに結びつきの強いものにつきましまして、多様化勘定で目的税として電力の消費者に御負担願うということが実際的ではないかということとで考えたものでございまして、

○宮田委員 そうしますと、原子力開発は科学技術庁ということになりまして、新機構は一体何をやる機構なのかということになるわけですが、政府の説明資料を見たりあるいは直接お話を伺いまして、どうも釈然としないところがございます。向こう十年間の財源がほぼ固まっております、新機構は石油代替エネルギーの開発の中核体といっておるわけですが、他の関係諸機関とはどのように連携を図っていくのか、この辺をひとつお聞きしたいと思っております。

○佐々木国務大臣 きょうも御説明申し上げますが、この機構は技術開発部門でございますし、それからまた技術開発という名に値しないと申しますか、それ以前の原理的な開発という部分もございまして、そういう機関でございまして、大学の皆さんあるいは政府の研究機関あるいは民間の技術等を広く導入いたしまして、そしてそれを、技術部門でございまして、それによって、プロジェクティブによって、広く参加をお願いしまして、そして進めていくという行き方、それからそれにまだ該当しないようなたとえばローカルエナジーと申しますか、そういった種類のものは業務部あるいは総務部と申しますか、その方で扱うとか、いろいろございまして、要はいま御質問がございまして、決して単なる官庁の延長の、補助金を出したりあるいは金融の道をつけたりという機関じゃなくて、官民の当該部門に対

する技術等を集結いたしまして、そしてこれを進めるといのが本場でございまして、どうしてそのためには学界、民間の活力あるいは政府の研究機関のスタッフ等をそれぞれ集結し、そしてとをなしませんので、御質問にございまして、そういう面を集結して進めるといのが本旨でございまして、

○宮田委員 もう一つは、これまで工業技術院でやってきたサンシャイン計画、それから幾つかのプロジェクティブがございまして、これら個々のプロジェクティブが新機構にどのように引き継がれるというか、吸収されていくのかということなんです。と申しますのは、技術院の予算書を見ますとサンシャイン計画は継続しておるわけでございますが、この点はどうでしょうか。

○森山(信)政府委員 サンシャインの問題は後ほど工業技術院長から専門的なお答えを申し上げます予定でございまして、まず全体の流れを申し上げておきたいと思っております。

大体石油代替エネルギーの開発導入促進に關しまして幾つかの大きな流れがあると思っております。その一つはただいま御審議いただいております法案でございまして、その法案の中には、御高承のとおり政府が閣議を経た上で供給目標をつくるという問題が一つございまして、これは広く整合性のとれた供給目標でなければならぬと思っております。先ほど御指摘のございました原子力の問題もこの供給計画の中には当然入ってくる問題でございまして、原案作成は通産大臣の権限でございまして、内閣総理大臣、具体的には科学技術庁長官の御判断を参酌しながら、私どもが総合的な供給目標をつくるというところが一つの仕事ではなからうかと思っております。

それから第二番目には、導入の指針を決めまして、必要に応じて指導、助言をするという流れがございまして、

そういった流れに沿いまして、具体的に技術開発あるいは資源開発等を担当する中核体としての新エネルギー総合開発機構をつくりたいというのが

がこの法案の骨子であるわけでございますが、一言で申し上げますと、新エネルギー開発機構は資源開発と技術開発が主眼になっておるわけでございます。その技術開発も特に企業化を促進する必要がある技術開発ということを主眼にしているわけでございます。したがって企業化をする前の段階、基礎的な段階につきましては各方面でそれぞれ担当していただきまして、それからそれが飛躍的に発展いたしました企業化をする必要が認められる段階になりますと、この新エネルギー開発機構で分担をする、こういう仕組みになっておるわけでございます。

先ほど御質問のございましたほかの研究機関あるいは大学等との関連はどうかということにも関連するわけでございますけれども、いわゆるベリックな試験研究段階はそれぞれの専門の部署で、たとえば大学であり、特定の研究機関であり、あるいは工業技術院のサンシャインであり、そういったものに基礎的な段階で研究をしていただきまして、そのうちから特に企業化を必要とするものになったものにつきまして新エネルギー開発機構へ移行して勉強させていただきます。デベロップさせていただきます、こういうのが流れでございまして、そういう流れをひとつ御理解いただまして、それで具体的なサンシャイン計画とこの新エネルギー開発機構との関係がどうなるかということにつきましまして、工業技術院長からお答えをさせていただきます。

○石坂政府委員 ただいま森山長官からお答え申し上げましたように、今度の新機構の研究開発上の責任というものは、ある程度プラント開発の段階に至つたものを実用化に結びつけるということにあるわけでございます。したがって、工業技術院が担当しておりますサンシャインプロジェクトにおきましても全く同様でございまして、傘下の研究所で取り扱っているようないわば基礎的な研究、試験的な研究はそのまま継続してやらせていただく、ただしいろいろな基礎研究が実り、プラント開発に至つたものは現在は電源開

発に委託しておりますけれども、これをより強化する意味でこの新機構でやっていたら、こういうことになるわけでございます。

○宮田委員 そうするとこの機構は、人材はもとより研究所を持ち、実験プラントやその実用化あるいはまた実証プラントを建設する、そのような組織ではない、こういうふうな認識してよろしいですね。

○森山(信)政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、いわゆる基礎的な段階における試験研究はそれぞれの試験研究機関あるいは大学、国立の施設等でおやりいただくわけでございまして、それを企業化する前の段階、ある程度企業化のめどがついた段階で新機構が分担をいたしましてそれを発展させていくというところでございまして、それがさらに具体的な企業化の段階になりますと、これは当然に民間のそれぞれの分野で分担をしていただくということでございますが、その中間的な段階といたしまして、場合によりましてはパイロットプラント等の建設等につきましては新エネルギー開発機構で分担をさせていただきますということも必要なことではないかというふうに考えておりますので、それは研究の発展のプロセスに就いてまして対応してまいりたい、かように考えております。

○宮田委員 そうすると、一種のオルガナイザリクといえますか、こういう表現は適切じゃないかと思ひますが、予算執行権限を持つてプランを立て、この研究開発を民間に委託してその評価をする、こういうふうな受け取つてよろしいですね。

○森山(信)政府委員 限られた人員と予算で仕事をやるわけでございますから、特定のノーハウの蓄積のあるところへ委託をしたり、専門の分野へまたその仕事を委託するというようなことは新エネルギー開発機構の責任においてやるわけでございまして、それをするにによりましてより効果が発揮できるとした場合におきましては御指摘のとおりのことと考えてみたいというふうに考えております。

○宮田委員 財源問題は後で触れるといたしまして、この新機構がどういうものかということについては少しは理解がいたつたわけですが、それではサンシャイン計画は十年、動燃の新型炉は七年で計画を推進するわけですが、限定された財源で大プロジェクトを推進するわけですから、中間の五年目ぐらいまでの事業計画がなければおかしいんじゃないか、こう思うのです。少なくとも五年後にはトータルでこのくらいの資金をかけて技術はこれくらいの段階にという年次計画がこの審議に際して必要だと思ふのですが、その辺はいかがですか。

○森山(信)政府委員 まず新エネルギー開発機構が業務を遂行するに当たりまして、その前提としていたしましては先ほどお答え申し上げました供給目標というものが前提になるわけでございまして、この供給目標は、いまのところ大体十年くらいは見通した供給目標をつくらしていただきたというふうな考えでおります。したがって、その十年間の展望のもとに新しい業務を担当するということになりまして、当然に一年ごとの計画では総合的な計画は遂行できませんので、ある程度中期的な計画というものを組まざるを得ないということとは御指摘のとおりでございます。新エネルギー開発機構を発足していただきました晩には、その新エネルギー開発機構におきまして私どもがつくりまします供給計画に沿つた中期的な計画を作成するように、またその作成された中期的な計画に基づきまして業務を遂行するように指導をしてまいりたい、かように考えます。

○宮田委員 新機構が発足しますと、民間の立場というものが非常に重要になると思うのです。それで、その民間の活力の利用というものがうたつてあるわけですが、これが新機構の命運を握ることになると私は思つております。さらに民間企業から新機構に対する評価、期待について調べてみますと、新機構にどのような人材を集めるかという点、それがうまく機能するかどうかが非常に懸念されておるようでございますが、機構の内

と外で民間の活力をどう具体的に活用されるのか、この辺も伺ひしておきたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 昨日もお答えしたところでございまして、新エネルギー開発機構の現在の内部機構を申し上げると、理事長の諮問機関といたしまして運営委員会を設置したいというふうな考えでおります。実施部隊といたしましては、特に研究開発部門につきまして技術開発本部というものををつくりたいというふうに考えているわけでございまして、端的に申し上げますと、運営委員会は民間の活力を引き出すための一つのポリシーボードであるというふうに考えております。専門の方々を広い分野から人選をいたしまして、広く民間の活力が引き出せるような運営委員会の仕組みというものをまず考えてみたいというふうに考えます。

(委員長退席、中島(源)委員長代理着席)
それから、実際に業務を分担していただく方々は主として技術開発本部へ集約的に集まってきたら、こう考えているわけでございまして、けれども、御指摘のとおりどういふ人材をそこに張りつけるかによりましてこの機構の効果が左右されるものでございまして、できるだけ幅広い範囲でこの技術開発本部のスタッフは選任をしていきたいというふうに考えまして、単に特定の分野に集中するだけではなくて、広く各方面からの優秀な人材にこの技術開発本部には参加していただく。政府機関としての制約条件もございまして、けれども、待遇もできる限りつばなものをいたしまして、本當にりつばな方がお集まりになれる仕組みをぜひ考えてみたいというふうに考えております。

○宮田委員 新機構は、理事長以下役員構成という点になると思ひますが、石炭鉱業合理化事業団を吸収しておるわけですか。この事業団の理事、現在七人というところなのですが、これをそのまま引き継ぐようなことは考えていないかどうか、この点ひとつ伺ひします。

○森山(信)政府委員 現在石炭合理化事業団の役

員は、いま御指摘の七名の理事に加えまして、理事長、副理事長、監事を入れて合計しますと十名いらっしゃるわけでございます。

ことし、五十五年度は、私どもは代替エネルギー元年というところを考えたとしておりますけれども、また別の次元で考えますと行政改革の年でもございまして、新しい機構をつくるということと行政改革という要素をそこで調和していく必要があるのではないかと考えてございまして、新しい機構をつくりまして従来の役員をふやすというところはいたさないという基本方針を持つておるわけでございまして、現在の石炭合理化事業団の役員の数と大体同じような数で新エネルギー開発機構を運営させていただきたいというふうに考えております。

○宮田委員 本制度が発足いたしますと、石油代替エネルギーの供給目標を閣議決定する、こういうことになるわけですが、そうした理由で、閣議決定する供給目標と総合エネルギー調査会の需給見通しの関連、これはどうなりますか、お聞かせ願ひしたいと思います。

○森山(信)政府委員 現在でございます長期エネルギー需給暫定見通しは、御指摘のように総合エネルギー調査会で答申をいただいたものでございまして、これは通産大臣が審議会に諮問をいたしまして答申をもらつておるといふ性格のものでございまして、したがって、形式的には政府の作成したものと直接関係はないわけでございまして、ただし現実の問題といたしましては、私どもはこの答申に基づきまして政策を立案していく、そのベースになる需給見通しでございます。内閣にございまして総合エネルギー対策推進閣僚会議等へもこの需給見通しを説明いたしまして、そういう意味で慎重な扱いをしていただいておりますけれども、何分にも形式的には政府と直接関係のあるものではないというところでございまして、そこでこれを一歩発展させまして、内閣の責任において供給目標をつくるということが必要になつてきたのではないかと認識がございまして、通商

産業大臣が一応の原案作成の責任者になりますけれども、それを内閣の責任で代替エネルギーの開発を推進していく一つの基本的なベースとするためには、やはり閣議というところでこれをオーソライズする必要があるのではないかと。

(中島(源)委員長代理退席、委員長着席)

つまり、内閣全体の責任において代替エネルギーについての供給目標というものをつくっていく必要があるのではないかと。その中で先ほど申し上げたと触れました原子力の問題あるいは他省にまたがります問題等の整合性を図っていく必要があるのではないかと。このことから、閣議でこれを決めるというふうな決断をしたわけでございます。

○宮田委員 次に、石油代替エネルギーのうちの、原子力に次いで重点が置かれておりますのは石炭でございます。その石炭の問題について二、三点お伺いいたします。新しい制度で一般炭の開発輸入体制の整備強化がうたわれておられるわけですが、しかし石炭の輸入は、現在でも原料炭は鉄鋼業と商社、一般炭は電業、それから商社であるいは国内の石炭業界がそれぞれかわつておられるわけでございますが、新しい機構ができてその形態が大きく変わるとは思えないのですが、一般炭の開発輸入の現状と、体制が変わるといふのでしたらどう変わるのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

第一点の輸入のあり方でございますけれども、現在原料炭につきましては鉄鋼、ガス業界等が直接輸入をしております。一般炭につきましては最終需要者であります電力、セメント業界等が直接輸入するということでございます。今後の増大する一般炭の輸入は、先ほどお答えいたしましたように電力、セメントでございますが、新機構が設立せられました必要業界が従来どおり直接輸入するという方式でございます。

開発の現状でございますが、現在輸入しておりますのはほとんど原料炭でございます。この原料炭の輸入は約五千万トンでございますが、そのうち

約二ないし三割は開発輸入方式でございます。今後の問題を考えますと、現在すでに新規開坑の準備をしておるもの、調査をしておるものが約十件ほどございます。したがって、これを今後の需要増大に向けて早急に開発を進めていかなければならないということでございます。従来は開発につきましても助成は石炭企業とジョイントベンチャーなり、組むものに限つておりましたが、今後はこれを商社と他のエネルギー産業等に広めるといふことで制度改正をしている状況でございます。

○宮田委員 もう一つは石炭の液化技術開発、これの目玉は何といつてもアメリカ、西独と共同開発に当たりますプロジェクトであると思つておるわけですが、聞くところによりますと、わが国の企業主体が決まっていないうように聞いておりますが、どういう手順で進められるものか、その辺をお聞きいたします。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

この研究は日、米、独三国の共同事業ということで進めるわけでございます。しかしながら、研究の主体はあくまでも民間ベースであるといふことで、三国で共同してつくり出す国際ジョイントベンチャー、これが核になつて仕事を進めるわけでございます。その国際ジョイントベンチャーに、日本国内にまたジョイントベンチャーをつくりまして、それが参画をしていくということでございます。この日本のジョイントベンチャーのあり方としては、ナショナルプロジェクトにふさわしい性格を持ったものにするといふことで、現在その準備が進められている段階でございます。近くその体制が整備できるだろうといふことを期待しておるわけでございます。

○宮田委員 そういうことで石炭企業をどう活用するかということが大きな課題というふうに思つておるわけですが、また電力各社で設立いたしました石炭資源開発株式会社、さつきジョイントベンチャーというふうにおつしやいましたが、こうい

うこともお考えかどうか、需要家ということからこのプロジェクトに絡ませるというお考えがあるのかどうか、その辺をお聞きいたします。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

このプロジェクトは一番先端的で先に進んでおりました、もう実証プラントの段階といふことでございます。したがつて、やはり将来はこれを合成油産業に持つていくということも念頭に置くといふことで、三国で話し合つておるわけでございます。したがって、国内のジョイントベンチャーにはユーザーが入つていただくような要請をいまして、段階でございます。

○宮田委員 次に、代替エネルギー開発にとりまして最も重要なことは財源だといふことは言うまでもございせんが、承りますと、新しい財源となりまして電源開発促進税は、十年間で、アワの伸びを計算に入れて合計一兆四千五百億円といふことですが、原子力開発を含めた開発費として、将来促進税を引き上げるようなことは心配しなくても済むのか、この辺通産省それから科学技術庁、両方の方々にお考えをお聞かせ願いたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 財源につきましては、私どもが一応通産省といたしまして積算をいたしたところによりますと、五十五年度から六十五年度までの十一年間に約三兆円というふうに考えておるわけでございます。その内訳は、いま御指摘のございました電源特会の分担が約一兆五千億でございます。それから石炭石油特別会計の方が約一兆五千億というところでございます。それぞれ六十五年までの供給面での伸びというものを想定いたしました。いま原案として出しております単価を掛けますと、この数字をはじいておるわけでございまして、この数字をはじいておるわけでも、大体それに見合う支出を計画いたしておりますので、現在のところ収支は相償うんではないか、こういう見通しを持っております次第でございます。

○高瀬政府委員 お答え申し上げます。

私も原子力の開発を担当している科学技術庁

といたしまして、大体十年間程度の長期的な資金の見通しを立てて検討しておるわけでございまして、電源特会の多様化勘定でいま私どもが考えております制度がお認め願えますれば、原子力の開発で、その中で特に目的税をもつて充てるような実用化直前の開発業務を進める資金の手当てといふことはおおねであるといふふうに考えております。ただ、原子力の開発でございますので、実用化直前の開発と申し上げても、必ずしも予定どおり進むとは限らないといふような事情もございまして、たとえば、これは開発自体の技術的な不確定さといふこともございまして、それから大型の施設になりますので、地元の御協力を得ぬといふかといふようなこともございまして、でございますから、多少変動要因がございまして、そのあたりは流動的といふべきか、柔軟に対応していく必要があるといふことは考えておりますが、一応この財源で原子力の開発は進められるといふふうに考えておるわけでございます。

○宮田委員 中長期のエネルギー開発にはリスクありあるいはまた技術の革新ありで、予測がきわめてむずかしいことは理解できるわけですが、そこでお伺いいたしますのは、目的財源でスタートさせる代替エネルギー対策に多少の財源の融通を図るといふことで、諸勘定間の移動は可能なのかどうか、この辺をちよつと聞いておきたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 御質問の御趣旨が、電源特会に電源多様化勘定あるいは電源立地勘定という二つの勘定がございまして、その勘定間の移動が可能であるかという御趣旨だといふふうに了解いたしました。お答えを申し上げますと、存じますが、特会上は、一応電源特会の中の両勘定の区分につきましては明確な規定を持ってないわけでございまして、したがって、私どもは一応特会上の制約条件はないといふふうに考えておりますけれども、そこにある種のルールといふまいか、枠といふまいか、そういうものの考え方をとつておく必要もあるかといふことでござい

ございますので、現在は電源立地に關します資金につきましては立地勘定に、それから電源関係での代替エネルギーの開発に關する分につきましては多様化勘定で支出をしていくという、一応の区分をしておるといふに御理解を賜りたいと思うわけでございます。

なお、石油につきましても、石炭石油特会の中に石油及び石油代替エネルギー勘定というものを設けておまして、これにつきましては石油と石油代替エネルギーの対策を総合的に遂行するということから、勘定を一本にしておることでございます。

○宮田委員 今後とも質疑のチャンスがございますので、本論については次の機会にいたしますが、せっかく行政管理庁の方に御出席を願っておりますのでお伺いいたしますのは、私は、これまで指摘してまいりましたように、新機構がどう機能していくかということについてかなりの問題点がある、こう思います。通産省内部では整理できた上での新機構であるわけですが、行管庁としては行政改革の趣旨を踏まえながらこの新機構を認めるに至った経緯、それを御説明願いたいと思います。

○鈴木説明員 先生いま御指摘のとおり、行政管理庁といたしましては特殊法人を含めまして機構の拡大抑制というような役割を持っておりますし、特に昨秋来行政改革というのは政府の非常に重要な課題となっておりまして、新機構を新設するに当たりましてはきわめて慎重な検討を行ってきたわけでございます。その結果、一つには、先ほど来通産省の方から御答弁ございましたように、石油代替エネルギーの開発、これが非常に重要な政府としての課題である。そのためには中心的な機関がどうしても必要だという御意見が非常に強かったということ。それからもう一つは、いわゆる行政改革的な観点から申し上げましても、新しい機構がきわめて簡素な、合理的な形で発足するという見通しが立ちましたし、かつこの新機構の設立とあわせて、石炭鉱業合理化事業団の廃止及び中小企業関係の二事業団の

統合ということと二法人の減、新機構の設立が立ちましたし、その他役職員等の関係でもいろいろ合理化が図られるという見通しが立ちましたので、行政改革的な面でもその趣旨を全うすることができるといふことで、これを認めるということになった次第でございます。

○宮田委員 最後にお聞きしたいことは、新機構が新たに行おうとしております事業計画の中で、この機構になじむのかどうか疑問に思われるのがございます。その一つは、ソーラーシステムの普及促進のための基金造成補助事業、これです。通産省が住宅ローンを扱うことになるのですが、既存の制度に乗せるべきだと思ふのですけれども、この辺はどうですか。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。

実はソーラーシステムの普及促進の助成で、いま御指摘のように基金造成を行うわけでございますが、これは新機構とは絡ましておりません。あくまでも新機構の外で広く一般的な助成といたしまして、お金の方は勘定からいただきますけれども、対象としては非常に広いものでございまして、機構で特に取り扱うというものに含めておりません。一般の行政的な助成措置ということとやらうというふうに考えております。

○宮田委員 終わります。

○塩川委員長 これにて宮田早苗君の質疑は終わります。

引き続き石野久男君の質疑に入ります。石野久男君。

○石野委員 大臣にお尋ねしますが、この機構を私はこういうふうに思うのです。第一次石油ショックのある前の日本は、石油のために国内のエネルギー源になるべき物質をみんな排除してしまつて、そしてそれによつて一定の高度成長を国民に味わせた。そこへ石油ショックとなつた。したがって、国民の生活に効用を与えた石油がなくなつたものだから、この際その石油にならなく国内でかわるべきものとしていろいろなものを

の入れようというためにこの法律案ができてきている。端的に言えば捨てたものをもう一遍拾ひ出してこようという国内でのエネルギー自給のための法律案だ、こういうふうに大ざっぱに見ていいのではないかと思ふのですけれども、違ひまいりませんか。

○佐々木国務大臣 エネルギー文明の跡をたどりますと、おっしゃる通りに石炭エネルギー時代から石油エネルギー時代に入つて、日本もその恩恵を受けまして経済を伸ばしてきたわけでございまして、石油自体の賦存量等から見ましても、従来のような考え方でいけばいかにぬぞというものが数年前から叫ばれてきまして、そして第一次石油ショック以来この問題が深刻になつてきて、今度の第二次石油ショックの時代に入つたわけでございます。私は、それなりのゆえにいままで捨てておつたものをたゞ再生するという意味ではなくて、油がそういう状況であるならば、それにかわるものとして何を考へていくかということ、これはやはり一つの新しい時代に入つたのじゃないかと思ひます。

もちろん従来使つておつた石炭をさらにもう一遍見直すということは、お説のように捨てたわけじゃないのですけれども、日本の石炭はもう賦存量から見ましても、深部探掘状況から見ましても、これ以上ふやしていくのは無理なやうでございますから、これは捨てたという意味じゃなく、もうそのものが自然現象としてそういうふうになつてしまつたやうなことでございまして、したがつて、海外のまだ未開発の石炭を開発するというのは、決して捨てたものを再生するという意味じゃなく、やはり新しく開発していくという範囲に入るものじゃなからうか。LNGしか、原子力しかあるいはホワイトエネルギーと申しますか、消滅しない天然の太陽熱とか風力とか地熱等を取り出してこることも、これは新しいエネルギーでございますので、そういう意味で決して捨てたものをこの際またもう一遍再生するという意味だけじゃないんだ、新しいスタートライ

ンについたものだ、こういうふうに私は考えております。

○石野委員 新しいエネルギーを開発する、そういうことのための一つの手段としてこの機構ができる。新しいものをエネルギー源として得ようとする場合に、国内で得る場合と国外で得るということとございますが、この法案は焦点をどちらに置いておるんでしょうか。

○佐々木国務大臣 国内とか国外という範疇を考へる前に、油がもう輸入限度が決められつづいてございますので、油の入手というものは、限界はこれだけだ。そういったしますと、全体のエネルギーの需要から考へまして、その足らず前は何かで補てんしなければ国民経済を持ていかれないのは明瞭でございますので、国民経済を伸ばそうとすればほかのエネルギーで補てんする以外にない。補てんしていく場合に、きのうも申し上げましたように、エネルギーの問題は、単にこういうものがあるやうなだけで何の役にも立ちませんので、そうではなくて、何年にはどのくらいの量が賄えるかという時間とマスがかみ合はぬとエネルギー政策にならぬことは御承知のとおりでございます。したがつて、何年間に足らず前のもをどうして賄うかということになつてきますと、それは何と申しても原子力とか石炭とかLNGであることは間違ひございません。

しからばそれだけかと申しますとそうじゃないのでございまして、やはりそれを補完するものとして、ホワイトエネルギーと申しますか、ソフトエネルギーと申しますか、そういうものも考へつつ、将来時間がたつてきますれば数量的にもいま天然に賦存する、天然と言つちや語弊がありますがけれども、天然ガスとかあるいは石炭にさらにまた代替していく将来の一つのエネルギーとして大きく伸びていくだろう、こういうことでございまして、決してこれは国内とか国外とかいう範疇じゃないに、一つのエネルギーを供給補てんしていく、安定供給する、その道いかにいふところからのおずからそういうふうに出ていくんだ、

こういうふうな考えています。

○石野委員 よくわかりました。

そこで、この法案は石油代替といっているわけですが、石油にかわるものだけを考えるのであつて、石油そのものについては全然考えないという意味ですか。

○佐々木国務大臣 十カ年後に、いま七〇%から七五%くらい占めている油を五〇%くらいまで下げたい。ですから、その二〇%から二五%のポリウムを何で見るかというのが当面の仕事でございます。それから、その残った五〇%というのは油が確実に入手できるのかというところに大変問題があるわけでございまして、それに対しましては世界的な意味からのおのずから輸入量の天井も決まってきましたし、また、国内で、日本の力でみずから開発しあるいは供給源を分散してさらに入手をふやすという道もあるかと存じますが、いずれにいたしましても、油というものを全然無視するというわけじゃなくて、十年たつても半分はやはり油に頼らざるを得ませんので、油に対する供給を各方面から考えまして、それを達成するようにいままら用意するのが当然の道かと考えます。

○石野委員 油が足りなくなったのだから、その代替エネルギーを開発するというあるいは導入するというのでこの法案を出すのですけれども、石油そのものについてどうするかというところは、別途またこの法案とは別に、不足したものをどう補うかということについての法律的対策はする用意があるのですか。

○佐々木国務大臣 これは申すまでもなしに、節約とかあるいは備蓄とかあるいはいわゆる安定供給と称する方法が当面考えられるのは当然でありまして、その三者とも進めますが、なかなか安定供給に関しては、先ほどの申し上げましたようによそから供給を仰ぐという道だけでなしに、みずから海底油田を開発してそして供給を図るといふことも当然必要でございますから、そういう点も考えてございます。

○石野委員 その石油の開発の問題については、この法案は全然関与しないのですか。

○森山(信)政府委員 事務的に私からお答えを申し上げますが、この法案の第三条に「石油代替エネルギーの供給目標」という規定がございまして、「通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、石油代替エネルギーの供給目標を定め、これを公表しなければならない」といふこととございまして、いま石野先生から御指摘のございました石油の問題は、実はこの条文で絡んでくるというふうに私もは考えております。つまり、代替エネルギーの供給目標をどう見るかという問題、それから石油の供給をどう見るかという問題がございまして、単に石油代替エネルギーの観点からだけの供給目標ということではなくて、いま申し上げました二つの点を絡ませた供給計画ということとございまして、で、現在御審議いただいておりますこの法案の中に石油がどう絡むかという問題になりますと、いまお答えしたようなことになろうかと思ひます。

そこで、それは具体的にこの供給目標の中で予想されます石油の確保についてどうするかという問題になりますと、これは別個の観点から石油政策の展開を行わなくてはならないだろう、こういうふうな考えておるわけでございまして、先生よく御高承のとおり八〇年代のエネルギー政策の柱は三つございまして、一つは代替エネルギーの開発、一つは節約の問題、もう一つは石油の確保、こういう問題でございまして、いま御審議いただいております代替エネルギーの開発につきましては、その三本のうちの一つの重要な柱というところでございまして、当然に石油政策、石油政策との絡みで代替エネルギー政策も展開されていくべきではなからうか、こういうふうに考えておる次第でございまして。

○石野委員 その絡みでやるということになり、しかも第三条の供給目標、後でまたお聞きしたいのですが、その供給目標との絡みがありとしまし

た場合に、この業務ですね。業務の中には石炭などは相当な入っているけれども、石油は全然この業務の中に入っていない。もちろん石油の代替ですから石油は入らないというところは言葉の意味としてよくわかりますけれども、しかしこの法案を出すという意味は、石油がなくなつたから代替の方策を考えるということですから、石油がなくなつたというところは海外からの輸入と国内生産との現状の面だけでなくなつたのであつて、たとえ国内でうんと生産ができてくれればこの法案はなくてもよくなるか、あるいは海外から輸入がうんとふえてきて、安定供給ができるようになるかという意味でこの法律案はできているのかどうかということについてはどうですか。

○森山(信)政府委員 現在御審議を賜っておりまふ法案につきましては、確かに石油代替エネルギーの開発の目標を掲げまして導入を図つていこうというのが前提になつておるわけでございましてけれども、その背景にございましては、先ほど大臣からお答え申し上げましたとおり、日本のエネルギー構造を変えていこうというねらいがあるわけでございまして、過去のエネルギー構造の変化にどう対応していくかという問題が実は一番大きな問題ではなからうかと思つておる次第でございまして。

したがいましめていま御指摘の、国内での石油の開発が急速に進んだ場合、あるいは海外からの石油の輸入が非常に順調に進んで来た場合といふものも一応想定はできないわけではございませんけれども、いま中長期的に見まして、世界的な動向等、世界におきまして石油あるいはエネルギーの需要構造といふものと絡みを考えますと、ここでいふ早く日本のエネルギー構造を切りかえていく必要があるのではないか、こういう問題意識があるものでございまして、私もはあえてこの法律を上程させていただきまして御審議をいただいているというふうに考えている次第でございまして。

○石野委員 そうしますと、この法律案というのはわが国におけるエネルギーの自給の率をいかにして高めるかということを含包する法律だ、こういうふうに理解してよろしうございませうか。

○森山(信)政府委員 食糧にいたしましてもエネルギーにいたしましても、自給率はできるだけ高い方がよろしいという気持ちは私も持っています。その一方で、しかしながら、いまの日本のエネルギー構造あるいは世界のエネルギー構造を見ました場合に、果たしてその自給率の面だけで構造的なアプローチをすることがいいのかどうかという問題もございまして、その辺につきましては十分慎重な配慮が必要になつてくるのではないかと考えてございまして、私が先ほどお答えいたしましたエネルギーの構造を変えていかなければならないという問題は、石油に依存し過ぎていて、七五%という、特定のエネルギー源に依存し過ぎていてという構造を変えていきたいということとございまして、できるだけ多くのエネルギー源に構造的に依存をしていく、そういうパターンに切りかえていきたいという問題でございまして、ダイレクトに自給率の問題と結びつくことではないのではないかと。できるだけ自給率を高めていくという願望はございまして、その自給率の問題だけで構造的なアプローチをしていきますとやや問題があるのではないかな、こういう問題意識を持っております。

○石野委員 大臣にお聞きしますが、いま長官からそういうお話を聞きましたが、やはりなるべく種類を多くして供給の保証にしたいという意味はわかりますけれども、基本的には石油というものが国内産は少なく輸入が多いのだ、したがって頼り得ないものがあるということに対して、日本の安定感を得ようとするということが基本だろうと思うのです。どんな種類にしても、たとえば石炭にしてもあるいはその他のエネルギー源をたくさん見つけ出したとしても、それが国外のものであつて国内で安定供給ができないということになればいつでもこういう事態が出てくるだろう。だ

から、一〇〇%自給はできないけれども、可能な限りその国の存立ができる限りの自給率を確保しようという願望がこの法案の中になかったら意味がないのじゃないかと私は思いますけれども、大臣、それはどういふふうにお考えになりますか。

○佐々木国務大臣 極端に考えますれば、核融合ということになりまして二重水素、三重水素でありますから燃料は深いし、あるいは水素エネルギーというものが中心になってくれば水でしようし、太陽光線から電力をとるとすれば無限にとれます。そういう時代が一番日本にとって好ましいわけでありまして、それを目指して進んでいることはもう間違いないと思います。ですから、ただそういう時代を想定しますと、どうしてもこれは二十一世紀の相当進んだ、初頭というよりも、初頭から相当進んだ時代にならぬとそういう時代にならぬわけでございますので、いまそれを言ってみても始まりません。ですから、自給率を高める云々という問題も確かに重要なファクターではございますけれども、むしろ日本に一番豊富なエネルギーを取り出すということであれば、それでいけば一〇〇%日本で作れるわけですが、それでいけばその段階まではいきませんので、さつき申しましたように順序を踏んで、そうしてだんだん自給率が高まっていくという過程をたどるのではないかと考えております。

○石野委員 いずれにしましても一〇〇%自給率はとても充足できるものではありませんから、漸次自給の率を高めていくという方向にあることは間違いないと思いますが、それにもかかわらず石油はここ五年や十年ではもう問題じゃないというわけにはいかないの、石油を確保しなければならぬことだけは間違いないと思うのです。

この法案が出てくるこの時点で、日本が石油の多くを依存しているイラン、これがアメリカとの関係で国際的にも問題が非常に厳しいものになつてまいりましたが、日本の当面の石油供給ということで、アメリカのカーター大統領が昨日宣言をした対イラン政策、この問題と絡んで日本の石油

への安定的施策というものを大臣はどういふふうにお考えになっておりますか。

○佐々木国務大臣 先ほどもお答え申し上げましたが、イランからの日本の原油の輸入量というものは一割強を占めておりまして、大変重要な供給地点であることは間違いないと思います。したがって私どもとしては、これは継続的な入手ということが望ましいことはもちろんでございますけれども、さらばといつてお話しするような事態になつたわけではございませんから、当面は米伊とイランとの関係の推移等、事態の進展を注意深く見守りつつ慎重に対処していきたいという気持ちでございます。

○石野委員 そういふような気持ちであつても事態はどういふふうに進んでいくかわからないし、対処する方策を真剣に考えなければならぬというふうな考え方がおられるけれども、外務省はどういうふうな考え方でおられるのですか。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。ただいま佐々木通産大臣がお答えになりましたように、米・イラン関係の推移を慎重に見きわめながら、また欧米諸国、特にヨーロッパの友邦諸国の動きも見ながら慎重に対処する方針でございます。現在関係各省間で鋭意検討を行つております。

○石野委員 この問題は、渡辺課長さんはいまさうおっしゃるけれども、外務大臣はどういふふうに見ているか、内閣総理大臣はどういふふうに見ているか知りませんが、それよりも、もしあなた方が予想されないような事態で、強引に外務省あるいは国にアメリカの政策に協力せよというような事態が出たときに、外交政策はともかくとしてエネルギーの問題ではすぐ対策を講じなくてはならない事態になるんじゃないかと思ひますが、大臣はその点はどういふふうに見ておられますか。

○佐々木国務大臣 そういふふうにならないように、いま外務省からもお答えございましたように、米

米にあるいはヨーロッパ等の諸国との連絡を密にしつつ、人質の解放を含めて早期に解決するように努力するというのがたまたまの態度でございます。そして、それがいよいよ油が来なくなつたらそのときはどうするかということまでこの際は考えずに、詰めないで、早期に解決することに努力をするという段階でございます。

○石野委員 詰めないで考えろと言つても、イランの方ではアメリカの要請に協力するものには油を出しません、こういうふうに出てきておることにについてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○森山(信)政府委員 イランの問題につきましては先ほども私からお答え申し上げまして、二つの局面があるというふうに申し上げましたが、その一つは、ただいま石野先生から御指摘の、アメリカとの国交断絶の問題に絡みまして、イランの原油の手当てをどうするかという問題でございます。この点につきましては、外務省当局からもお話をございましたように慎重な配慮をするということでございますけれども、日本の立場というものをやはりアメリカに強く理解をせよという姿勢も必要ではないかと思つてござい

現在イランから買つております原油は、ダイレクトデイル、いわゆるDDで買つておりますのが一日当たり約五十三万バレルでございます。それからメジャー経由で入っているものを加えますと約六十万バレル・パー・デーが日本に入つておるわけでございます。これは日本の原油輸入の二一・三%になります。これを全面的にカットされるということになりますと、これは日本の問題のみならず世界的な大問題になりますので、その点につきましてはアメリカも十分な理解を持つておるというふうには私は考えているわけでございます。ただ問題は、イランの油を今後どうするかという問題、これを価格問題あるいは支払いの通貨の問題等々があるかと思ひますので、その点につきましては私どもも慎重な配慮をする必要があ

るのではないかと。第二点は、いま申し上げました支払いの通貨の問題ではなくて、今後値段をどうするかという問題と絡んでくるわけでございますが、御高承のとおり四月一日から二ドルないし二ドル五十値上げをするという通告がイランの方からあつたわけでございます。現在三月までのイランの原油の価格がGSPで三十一ドル、それにプレミアムが乗つておりますから三十二ドル五十でございます。三十五ドルということになりますとこれは大変な問題になりますから、その点の方が大変な問題ではなからうかという問題意識を持つております。

○石野委員 長官はさう言つておられるけれども、そういう値段の問題じゃないんだよ。国交断絶した、そしてアメリカのなにに協力したものに油を送りません、こう来る。だから値段も何もないのか、イランが協力したものに油を送りませんと言つても、アメリカの要請にこたえて対イラン政策をとるのか、それとも油の問題は日本とイランとは特殊の関係にあるから、アメリカは了解してくれろという立場でイランの問題を処理されようとしておられるのか、そこをはつきりしてくれというわけ。それでなければこんな代替エネルギーなんといつたつて、一割も占めておるようなところであらうしちやうと安定感が出なければ、こんなものくそにもならないでしょう。

○森山(信)政府委員 価格の問題が大した問題じゃないという御指摘でございますけれども、実は大問題でございます。価格の問題を野放しにしておくと状態におきましてアメリカの了解を得るということは大変むずかしいというふうな基本認識を私も持つておるわけでございます。

○石野委員 じゃ長官に聞かれますけれども、価格問題をあなた方がうまく折衝できればアメリカはそれで認めてくれる、アメリカがあなたの方にイランとの交渉はよろしうございませよということ認めてくれるという自信があつてさうおっしゃるのですか。

八

○森山(信)政府委員 これは外交上の問題でございますから、あるいは私から申し上げるのが適当であるかどうかはわかりませんが、あえて資源エネルギー庁長官の立場で申し上げますと、先ほどもお答えいたしましたとおり日本が現在イランから買っておりますのが一三%でございます。これがカットされるということになりますと、日本に大問題を起こすのみならず、世界の供給構造に大きな変化をもたらします。したがって、その点を慎重に配慮してほしいということは日本として強く主張すべきものではなからうか。同じようなことはヨーロッパ諸国においても同じような事態が起こっておりますので、その点に關しまして、先ほど大臣からお答え申し上げましたとおり、種々の客観情勢を慎重に見きわめつつと申し上げましたのは、そういう趣旨を申し上げたのだというふうに了解いたしておる次第でございます。

○石野委員 このように供給構造に大変な変化がくるから、アメリカは日本に対して対イラン問題についての要請はその部分だけは別枠として許します、あなたの答弁はそういうふうな私の方に入るわけですよ。アメリカはそういうような処置をするというふうに自信を持って御答弁なさいませんか。

○森山(信)政府委員 これは先ほどもお答えいたしましたとおり外交上の問題でございますから、日本の主張すべきことは主張する必要があるのではないかと、これを私に申し上げた次第でございます。現在という状態になっておるかは別問題でございます。

○石野委員 日本の主張すべきことはほとんど主張すべきなんです。それは結構なんです。だけれども、アメリカはイランに対しては協力をするなということを要請してきているのではありませんか。それからイランの方では、アメリカに協力するものには油は出さない、こう宣言しているのではありませんか。そうすると日本はどちらかへつかなくなったら、どちらへもうまく話のつくような道筋をお持ちなの

ですか。どうかということをお聞きしているのですよ、大臣ひとつ。

○佐々木国務大臣 くだいようですけれども、アメリカ並びにヨーロッパ等の友好国との連絡を密にして、その動向を見詰めつつ慎重に対処したい、こういうことでございます。

○石野委員 私どもは新聞を見ておつて心配しているから聞いているのです。イランはアメリカに協力したものは油を送りませんよ、こう言っておるのだ。それからアメリカは、イランに対して制裁を加えるために友好国に協力を求めてきておるのでしょうか。求めてきていないのですか、どうなんですか、その点をひとつ。

○佐々木国務大臣 いま慎重に考慮しつつございまして、その御答弁は無理でございます、それは。上の御答弁は無理でございます、それは。

○石野委員 来ているのではありませんか。要請があるのではありませんか。アメリカから日本に対して、対イラン政策への協力を求めているのではありませんか。

○佐々木国務大臣 外交的な詳しい内容は存じませんが、たゞいま申し上げましたように、事態がああいう事態になりましたから、わが方といたしましては先ほど来繰り返して申し上げるように、アメリカ並びにヨーロッパの友好国と緊密な連絡をとって、事態に慎重に対処したい。慎重に特に意味を持ったというふうに……

○石野委員 大臣、答弁をそろさないでください。私の聞いているのは、アメリカから日本に対して対イラン政策に協力してほしいという要請が来ているのではありませんか。外務省どうなんですか。

○渡辺説明員 お答えを申し上げます。

米国の国家安全保障会議を開きまして、カーター大統領がイランに対する新たな政策を発表いたしました。日本、東京におきましては、マンسفールド米国外務次官が高島外務次官を来訪しまして、三点高島次官に申し上げております。

第一点は、カーター大統領が今般とりました措置の説明でございます。これは外交関係の断絶、

それから食糧、医薬品以外の全面的な禁輸。それから第二は、日本がこれまで米国に対して与えてきました支持に対する謝意の表明でございます。それから第三点は、人質解放のための米国の努力に対して一般的な支持を与えてもらいたいという要請の三点でございます。

○石野委員 その人質解放に対する一般的な支持というのは、どういうことを内容としているもので

○渡辺説明員 米国の従来行っております人質解放に対する努力、これは選択の幅が非常に狭くなっているわけでございますけれども、この努力に対してさらに一般的な支持でございます。そのために具体的にこうしてくれあししてくれということはお聞きしておりません。

○石野委員 その具体的なことはなんでしょうか。その中には、石油はイランから日本はほとんど買つてもよろしいというふうな読み取つてもいいということになりますか。

○渡辺説明員 一般的支持の要請の中に、日本がほとんどイランから従来どおり石油を買つていいかどうかということをお聞き願います。

○石野委員 これは委員長にちよつとお願いしますが、いまの御答弁だと私も一番心配していることがわからないのです。これちゃんとはつきりしてもらわないと、こういう法案を審議するに、これはたまたま今日の時点だけじゃないのです。将来にわたつて日本が石油に相当依存しなければならぬという実情は依然として消えていません。この代替エネルギー法案が

出まして、私もやはりこの国のいま七五%という石油を六〇%、五〇%、三十%までにしていくという願望があるけれども、石油がなければ日本はやっていけないということがはつきりしているのですから、アメリカの日本に対する要請の中で石油にかかわる問題がはつきりしないようなことでは困るので、はつきりしてもらいたい。

○佐々木国務大臣 そういう点も含めまして、ま

だはつきりした問題ではございませんから、慎重に事態を見守りつつ対処したいと申しているのではありません。(発言する者あり)

○塩川委員長 速記をちよつとためてください。(速記中止)

(委員長退席、中島(源)委員長代理着席)

○塩川委員長 速記を始めてください。

ただいま理事間の協議によりまして、石野君の質疑は保留することといたします。

この際、渡辺三郎君から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 先ほど、同僚の石野委員の質問に対する政府側の答弁がきかれて不明確であり、かつ、質問に対する答弁になつておらない、こういうふうな判断をいたしますから、この際質問は保留をしまして休憩に入つていただきたいと思います。休憩後、午後の冒頭に通産大臣を含め、外務省の責任者の御出席を願つて、先ほどの質問に対する明確な答弁を求めたい、このように考えます。

同時にまた、本法案はきわめて重要な案件でありますから、それにしては特に与党の委員の出席が非常に少ない、これはきわめてまずいと思ひます。したがつて、正式に委員会が成立するような手配を委員長のもとでお考えをいただきます。そういうことで休憩に入りたいと思ひますが、お諮り願ひたいと思ひます。

○塩川委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議

○塩川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入るに先立ち、先刻の石野君の質疑に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。外務省手島経済局長。

○手島政府委員 米国がこのたびとりました措置

に、現在では決まっておらないわけでございます。
○石野委員 そうすると、アメリカのカーター声明、それからイランの政府声明、こういうようなものに対して日本は何の政策も持っていない、こういうふうに見えていいわけですね。

○佐々木国務大臣 ですから、私がさっき申しましたように、対処方法に関しては諸外国に対する影響も甚大でありますし、油を買っているのは何れも日本ばかりではございません。そういう諸国の動向を見詰めて対処方法をいま検討中でございます。内容に関しては決まっておらないから言えませんが、こう言っているのでございます。

○塩川委員 ちよつと待つて下さい。
石野委員に申し上げますが、質疑が外交問題に重点が移つておるような感じがいたしますので、したがって、代替エネルギーの法案を中心に質疑を移していただきますようお願いいたします。

○石野委員 私は、外交問題ということ、事は外交にかかわつておるけれども、油の問題を聞いておるのです。油をどうするかということなんでは、所要の一〇％の油を確保するのには、イランはアメリカの要請にこたえて協力したものに對しては油は出しませんよと言つておるのと同じことがもう宣言されておるのではありませんか。それをどうするかということをお私に聞いておるのですよ。

○佐々木国務大臣 あなたの言うふうな、一か八かという外交というものはございせん。外交はいろいろ諸般の情勢を考へて、あちこち考へながら進んでいくのが外交でございます。右か左かどっちだというふうなそういう外交というのはないです。

○石野委員 私は理解の仕方がまだ未熟かもしれませんが、そうするといま日本のおつておる態度は、アメリカは協力を要請しておるけれども、イランからの油は日本はまあとれる、こういうふうな政府は見えている、こういうふうな理解したならばよろしいのですか。

○佐々木国務大臣 それはあなたの理解だけで、

るという声明と、この中に立つた日本の政府がイラン油の問題に対してどう対処するのかということの明確な政府の方策をお聞きしているわけでございます。いまのお話では私の質問に対するお答えになっていませんので、私のいま質問申し上げた点についてもう少し明確な御答弁をいただきたい。

○手島政府委員 御指摘のように、イランの石油がわが国の経済にとって非常に重要な位置を占めていることは私も認識をいたしております。そういうこともありまして、その点も十分踏まえた上でこれからとるべき措置を検討していかねばならないと認識しておりますので、これからアメリカとイランとの関係がどのように進展していきますか、あるいは西欧諸国がどのような対応を示すかというような点も十分注視しながら検討をいたしていきたいと考えます。

他方、イランの石油自身について申しますと、昨年来日本側といたしましても自主的な判断で、現在のイランとアメリカの状況を利用して日本が漁夫の利を占めるようなことはしないようにするとか、あるいはこれはイランだけの問題ではございませんけれども、世界的な石油の価格動向にも配慮しながらイランの石油の買付けを行つていくとか、そういったような、日本側が従来とおりました政策は引き続きこれを継続していくというふうなことになるだろうと思つております。

○石野委員 従来のイランの油についての折衝の過程、そういうようなものを私がお聞きするのはまた他日にしまして、今日の段階としては、アメリカに協力すればイランはもう経済的な側面でも一切の問題について厳しい態度をとるといふことを明確に聲明しております。それからアメリカは、イランに對する何らかの接触はなるべくやらないようにしてくれ、一般的な支持をアメリカに与えてほしいということの中に油の問題は除外されるのかどうかということ、もし除外されないとするならば、日本としては、アメリカの側の意見を聞けば油は入つてこない、油を入れようとするればア

メリカとの間の話し合いをどこかで遮断しないとだめだ、こういうことになるのでわれわれは心配しているわけなんです。だから、政府はいまあつちを見たりこつちを見たりするということではなしに、油がどうしても必要なんだということからアメリカに對してどういう態度をとるのだ、イランに對してはどういう態度をとるのだということについての方針が決まつておつたら、それを明確にしてほしいということなんであつて、方針がないならなで結構なんです。はつきりその点だけをひとつ答弁してもらいたい。

○手島政府委員 現状におきましては、石油の輸入を抑えてくれという要望はアメリカ側から来ておりませんし、他方、先ほどから申し上げておりますようにイランの石油のわが国にとつての重要性というものを十分念頭に置きながら、これから通産省その他関係の方面とも十分意見を交換しつつ、米・イラン関係あるいはそれに対する西歐諸国の動きなども十分考慮の対象に入れて、これから検討を続けていきたいということでございます。

○石野委員 けさの答弁とちつとも局長変わらないうのだ。私の聞きたいことは、いまアメリカはもうはつきりした態度を國際に出したのでしょう。イランとの国交断絶を出したのでしょう。それからイランの方は、アメリカに協力するものに対しては厳しい態度はびしつとるといふことも言つておるわけでしょう。はつきりしているじゃないですか。国は油をとるのか、アメリカとの友好関係をとるのかというどちらかに立たされていくのでしょう。日本はいま油の問題をもしイランとの関係でとらなければ他の方策がなければならぬし、そこを、政府の方針がないならぬ、あなたが答弁できないのなら大臣に来てもらわなければいけない、外務大臣がでないのなら総理大臣に来てもらつて方針を聞きたいのですよ。そこをはつきりしてください。

○手島政府委員 その点につきましては、先ほど通産大臣の方からも御答弁がございましたように

に、現在では決まっておらないわけでございます。
○石野委員 そうすると、アメリカのカーター声明、それからイランの政府声明、こういうようなものに対して日本は何の政策も持っていない、こういうふうに見えていいわけですね。

○佐々木国務大臣 ですから、私がさっき申しましたように、対処方法に関しては諸外国に対する影響も甚大でありますし、油を買っているのは何れも日本ばかりではございません。そういう諸国の動向を見詰めて対処方法をいま検討中でございます。内容に関しては決まっておらないから言えませんが、こう言っているのでございます。

○塩川委員 ちよつと待つて下さい。
石野委員に申し上げますが、質疑が外交問題に重点が移つておるような感じがいたしますので、したがって、代替エネルギーの法案を中心に質疑を移していただきますようお願いいたします。

○石野委員 私は、外交問題ということ、事は外交にかかわつておるけれども、油の問題を聞いておるのです。油をどうするかということなんでは、所要の一〇％の油を確保するのには、イランはアメリカの要請にこたえて協力したものに對しては油は出しませんよと言つておるのと同じことがもう宣言されておるのではありませんか。それをどうするかということをお私に聞いておるのですよ。

○佐々木国務大臣 あなたの言うふうな、一か八かという外交というものはございせん。外交はいろいろ諸般の情勢を考へて、あちこち考へながら進んでいくのが外交でございます。右か左かどっちだというふうなそういう外交というのはないです。

○石野委員 私は理解の仕方がまだ未熟かもしれませんが、そうするといま日本のおつておる態度は、アメリカは協力を要請しておるけれども、イランからの油は日本はまあとれる、こういうふうな政府は見えている、こういうふうな理解したならばよろしいのですか。

○佐々木国務大臣 それはあなたの理解だけで、

私も先ほどから繰り返すようですけれども、目下検討中です、諸般の情勢を見ながら。自分だけ飛び出してこの問題を片づける必要はないとは思っているのですよ。やはりヨーロッパやなんかでもいろいろ動向があるわけですから、そういう動向を見きわめつつ慎重に対処したい、これほど政府として慎重なりつばな態度はないじゃありませんか。

○石野委員 油の問題で慎重な態度をとっているのだけれども、私も心配するわけですよ。やはりアメリカの言うことを聞けばイランは恐らく油を出さない、こういうふうには判断するのですよ。だけれども、政府は、アメリカの言うことを聞いて一般的支持を与えても油がとれるというこの自信があるのならば、私はもうこれで答弁は求めません。だからそこををはつきりしてください。アメリカの要請される一般的支持にこたえてもイランは必ず油を出してくる、従来の折衝のよしみによって、こういうふう

に政府は考えているのかどうか、その点だけでいいです。

○佐々木国務大臣 心配しておるのは石野さんだけじゃございません。私も自體もどれど心配しておるかわかりません。しかし、いま慎重に検討中でございますと答えておるだけです。

○石野委員 委員長からの御忠告もあつて、外交問題にわたるということは私は十分承知しております。外務委員会でもやりたいから。だけれども、いま代替エネルギー法案を論じておるといふことは、新エネルギーをこの中からどういふうにしてわれわれは量約にもそして質的にもいいものを得られるようにするかというこの論議をしているわけですよ。しかし、これは論議するけれども、御承知のように幾らこれを論議しても、当分、十年、二十年の間は石油に依存せざるを得ない。わが算の計算でも、なるべく新エネルギーを開発して石油に依存する率を三〇%にしようとしても、二十一世紀まではなかなかむずかしいということをわれわれは見ているわけですよ。した

がつて、いま得られておるところの石油というものは平常的に得られるというのを前提としてこの法案は論議されておるのですよ。その平常的に得られる石油が得られなくなるということになれば、この法案よりも以上に重要な問題なんですよ。だから私は聞いていますのですよ。イランからの油が入るか入らないかということは大変なじゃないですか。あなた方は慎重かもしれせんけれども、われわれはもっと心配する。

○佐々木国務大臣 それが外交なんです。それが外交なんです。

○石野委員 通産大臣はそれが外交だと言われども、そんなことでは国民はわからないし、私もわからない。

現実には起きておる問題はわかりませんから、それなら外務大臣にひとつ私は意見を聞きたい。油に対する保証は外務大臣はするのだから。もしそれでなければ総理に求めてもらつてもいいのですよ。外務の問題として私は論じておるのじゃない。現実には必要なイランから来る油の問題に対する保証があるかどうかということを私は聞いていますのです。これが外交じゃちょっと私は理解できません。

○佐々木国務大臣 繰り返すようでございますけれども、そういう点も踏まえまして、各国の動向もありましようから、各国の動向等も見詰めつつ慎重に対処したい。これは国益ですから、わが国といたしましては国益を守るためには私は外交的に一番上手な道を選ばなければいかぬと思ひます。そういう点をいま検討中だということを申し上げておるのであります。右か左か、来るか来ないかということ、いまの時点でおっしゃるの少し酷いかもしれませんが。

○石野委員 答弁をそろさないでください。私は右か左かということじゃないのです。現実には石油に対する保証があるかどうかということをお聞きするために、わざわざ外務省から来てもらつていますのです。経済局長はこれに対して、通産大臣はいまのような答弁をしておりますけれども、経

済局長は外務省のなにとしてこの問題では責任があるわけですよ。どういふようにお考えですか。

○手島政府委員 私どもも現在までのイランの石油の占めておる重要性につきましては十分承知をしておりますつもりでございます。したがって、そういう点も十分考慮に入れた上で慎重に検討をしておるというふうにお答え申し上げたいと思ひます。

○石野委員 いまの局長の御答弁でも、私も心配していることに對する答えにならないです。外交が微妙であるということは私もよくわかります。しかしどう考えても、アメリカのカーター宣言とイランの声明とを比較するといふと、どんなに外交の問題が微妙であつたとしても、われわれにはやはりどうもかみ合わせができないのですよ。だからそのかみ合わせができない問題について政府が、いやおまえら心配せぬでもいいんだ、大丈夫イランからの油は来るのだということの保証があるかどうかということを聞いていますのですよ。それをいま検討中なんかつたら答弁にはならないでしょう。だからその問題について、アメリカの要請はそうだけれどもイランからの油は大丈夫入るんだという保証をあなた方が答弁してくれれば私はもうこれで終わるのであります。その保証が十分なければ質問は続きますよ。

○佐々木国務大臣 国益を踏まえまして、国民の皆様は心配かけないように一生懸命努力中でございます。

○石野委員 通産大臣のいまの答弁は別に改まった答弁じゃない。午前からの答弁どおりですよ。私はそれじゃ納得しない。だからこの問題については、私はやはり外務大臣にもうちよつとはつきり、けさから私の質問はつきりしているのだから、その問題は微妙だからどうだと言うだけでは私は私は納得できない。少なくとも油の問題で代替エネルギーを考えようとしているときに、その問題を軽視しながらこの論議には入れない。

だから委員長、私はいまの問題についてはやはり

り外務大臣に一応出てもらつて答弁を求めたいと思ひますから、ひとつそのように配慮してもらいたい。

○塩川委員長 本件につきましては、いづれ後刻理事會に諮りまして処理いたします。

○石野委員 外務省は帰つていいですよ。後でまた大臣になつてもらひます。

いま油の問題は、私もとりましてもう対外的に依存するということにはいつまでも安易にあぐらをかいておるわけにいかないのだ。だから自前のエネルギーをなるべく数多く、時をかけてひとつ開発したいということ、この代替エネルギーの開発に対する法案が出ておる。私も、このよう中途半端な機構でなく、なるべくそれを政府が公団のようなものでびしつとやつて、もう少し明確に開発の問題に力を入れるようにという考え方を持っております。そういうようなたてまえを持つておるからいろいろな点でお聞きするわけでございます。

まず、新エネルギーの中で、昨日来原子力問題の取り扱いの考え方はお聞きいたしました。それで、石油の問題について、これは石油代替だから石油は扱わないのだというふうにも受けとめていいのかわかりませんが、この問題については、現在ある石油、国際、国内、開発、そういうものがありますけれども、たとえば新たに共同開発などを國際的にやるような場合に、この機構はどのように關係づけを持つのか。たとえば日中の間とか日韓大陸棚の問題の開発とかいうようなときにはこの機構は全然無關係でいくのか、そういう問題はエネルギー問題としてはどこで扱うような体制になつておるのかということについて。

○森山(信)政府委員 石油代替エネルギー開発導入促進法、現在御審議をいたしております法案の中におきまして、供給目標を定めるという条項がございます。先ほどお答え申し上げました第三條の規定でございますが、おおむね十年程度を見通しまして供給目標をつくつてみたいと考えてお

るわけでございます。

そこで、これから十年程度ということになりますと、まず石油の供給可能量というものはどの程度であるだろうかというような問題を前提といたしまして作業をしなければならぬという問題があると思います。御承知のとおり、現在サミットあるいはIEA等を通じて一九八五年の供給目標というのが決められているわけでございまして、恐らくベネチア・サミットにおきましてその問題が討議されると思います。したがって、供給されるであろう石油というものを一応与件として考えなくちゃいかぬという問題が一つあるかと思ひます。したがって、代替エネルギーの開発の面からアプローチするというやり方ではなくて、供給される石油量がこの程度になりましようということを前提とした供給計画を組まなくちゃいかぬという問題でございまして、その点を踏まえまして、石油が一定のもの、それと需要とのギャップを埋めるものは省エネルギーであり、かつまた代替エネルギーである、そういう前提のもとに作業をしていくことになるかと思ひます。

それから、御指摘のございました日中共同開発あるいは日韓大陸棚の問題につきましては、現在御審議いただいておりますこの法案とは直接の関係はございませんで、別の次元での作業を進めさせていただきます、こういうふうに考えておる次第でございます。

○石野委員 第三条で、供給目標を決めてこれを公表しなければならぬということになっております。この供給目標というのは、当然のこととしてエネルギーの長期供給計画の枠の中で決められる、その範囲内で供給目標というものは決められることになる、こういうふうに理解してよろしいのですか。

○森山(信)政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、今後十年間に予想されます石油の輸入量というものを一つの前提条件とし、かつまた今後十年間のわが国の経済成長のテンポをどう見る

かという二つの前提条件がまずございまして、そのギャップを埋めるものといたしまして、先ほどお答えいたしましたとおり、一つは省エネルギー、それからもう一つは代替エネルギーの開発ということで議論が進められていくべきではなからうか、こういうふうにご考えております。

○石野委員 長官のお話のように、やはり経済情勢やあるいは経済成長と見合ひ、しかも石油の輸入がどの程度あるかというようなことを勘案しながら供給目標というものが出てくると思われまふ。そこで、この供給目標なるものは、けさほどの同僚議員の質問にもお答えがありましたけれども、当然のこととして、いままでは閣議では決まっていなかったけれども、これで閣議では決まってしまう御答弁がございましてね。そうすると、その供給目標を導き出してくる長期供給計画というものの二つについての閣議決定というものは、そのときどういうふうになりますか。

○森山(信)政府委員 これまでつくってまいりましたエネルギーの供給見通しにつきましては、御高承のとおり総合エネルギー調査会に通産大臣が諮問いたしましたので、答申を受けるという形でつくってまいったわけでございまして、今後代替エネルギーの開発を目標とします場合に、それを一歩進めまして、内閣の責任において供給目標をつくるという考え方に立つて閣議決定を経なければならぬ、こういうふうに考え方を決めたわけでございまして。

○石野委員 長官の言う供給目標というのと長期供給計画というものは同じものなんですか。

○森山(信)政府委員 長期供給計画と供給目標とは、おのずから同じようなものにはいたしたいというふうにご考えております。

○石野委員 法案の第三条はこういうふうにご書いてあるのですね、「石油代替エネルギーの供給目標(以下「供給目標」という)を定め、この供給目標に基づき、石油代替エネルギーの供給目標を定める。エネルギーの長期供給計画とは違ふのでしよう。

○森山(信)政府委員 第三条に書いてございまして、これは「通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、石油代替エネルギーの供給目標を定め、これを公表しなければならない」と書いてあるわけでございまして、いま御指摘の「総合的なエネルギーの供給の確保の見地から」というところに、いままでの長期供給計画見通しというものがあろうかと思ひますが、それをベースにいたしまして供給計画を決めていく。供給計画は、単に代替エネルギーの供給計画だけではやはりちよつと片手落ちではないか、代替エネルギーを開発するための前提条件として、総合的な判断というものをそこにつけ加えていく必要があるのではないかと、こういうふうに私も理解をしております。

○石野委員 ですから私は聞いていますのですよ。供給目標というのは、石油代替だけの問題ではなくて、長期供給計画全体としてのエネルギー総合計画の中の代替エネルギーというものになつてくる。その代替エネルギーに対して供給目標がつくられるわけですね。ですから、総合エネルギー計画というものは別途になければいけません。その中からこの供給目標が出てくるわけですね。そういうふうにご理解したらいよいよいいじゃないですか。

○森山(信)政府委員 御指摘のとおりだと思ひます。

○石野委員 大臣にお尋ねしますが、その総合エネルギー調査会に大臣が諮問して、昭和四十九年以降、毎年毎年これに関連するいろいろな長期展望だとかあるのは二十一世紀のエネルギー戦略だとかいうものが出てきているわけですね。やはりこの長期計画というものの、エネルギーの戦略というものがしっかりと固まっていますね。場合によっては、おのずからここで言われるところの石油代替エネルギーの供給目標についてもぐらつきが出てくることにはございせんか。

○佐々木国務大臣 きのもうもお話ししたのですけれども、恐らくこの法案が皆さんの御支持によりめでたく通過した際には、この法案の三条にありますが、いよいよ新しい事態に即してエネルギーの長期計画を見直してみなければならぬ時期が来るのではないかと思ひます。その際には、石油の輸入減、上限が恐らくサミットあるいはIEAの会議等で決まるかもしれません。そうなりますと、おのずから供給には限界が来るわけですから、それをもとにいたしましてエネルギー全般の見直しをするということ。

それからもう一つは、従来は可能性の吟味というよりは、むしろ必要に応じてこれだけ欲しいというゾレン的な目標が多かつたわけでございまして、今度つくる場合には、できますればその目標を達成する手段、金融とか財政とか税とか価格、いろいろな手段がありましようから、そういう手段を加味してあるいは立地問題とかを加味して、これぐらいであれば努力の仕方によつては可能であろうという、非常にかたいような見通しをつくっていくのが恐らく一番よろしいのではないかと、そういう感じがいたしますので、そういう従来と変わりました一つの方法論と申しますか、それをこれからみんなで勉強いたしまして、新しい、閣議にかける、法律が通つた後、新エネルギー時代と銘打つておるわけでございまして、それにふさわしい案をつくつてみたいと思ひます。

○石野委員 総合エネルギー調査会が、基本部会とか需給部会とかいろいろな部会があつて、エネルギーについてのいろいろな検討を加えておられることについては私は多々いたしますが、この法案ができて供給目標をつくらうとすれば、当然基本計画になる供給計画見通しとか長期計画とかいうものに可能な限りの信憑性を持たせなくてはならないと思ひます。

そこで、もう時間がありませんで、私は大臣に注文といひますか、意見を聞きたいと思つております。この計画の中にはいろいろな項目がずつと出ております。しかし、この計画が、希望的なものを

そこに導き出そうとするための政策というものと、基本になるであろう電源構成についての見方、こういうものがずいぶん組み合わされてきているわけだと思ふのです。たとえばその中で、昨年の十二月七日に電気事業審議会の中間報告として出された資料による年度末電源構成の見通しというものがあります。この見通しが今度は総合エネルギー調査会の需給部会の一つの見通しにつながっていくわけですね。そして、恐らくいづれもみな共通した資料になっていると私は思いますけれども、もしそうでないとすれば私の意見がちよつと違ってくるかもしれませんが、この両者の間には大体こういう関連は十分持っているのではないかと。

○佐々木国務大臣 その総合エネルギーの供給見通しの前に国民経済というものがあつたわけでごさいます。国民経済を達成するためのエネルギーでございまして、エネルギーが、もしどうしてもお話のようにかたい見通しをやつた場合には、それは節約等いろいろほかの要件もございまして、短絡してお話し申し上げますと、経済の成長率を落とす以外に道はないわけでごさいます。そういう落としてもやむを得ぬという態度でいくか、国民の生活なり経済を成長させるとすればこゝまでみんながんばらうじやないかという考えでいくか、そこら辺に大きな一つの分かれ目が出てくると思ひます。

○石野委員 そういう資料の取り上げ方なり表のつくり方について問題があることは十分よくわかります。そういう意味からも、それにもかかわらず私は表というものはできるだけ国民に信頼感を持たせ、また政策の上にそこを来さないようにしなければいけないだらうと思ふ。

昨日来原子力問題がずいぶんと論議になつておりますが、たとえば電気事業審議会の方で出しておる年度末の電源構成見通しとして、これは五十三年度末ですが、原子力が千二百七十万キロワットで、比率としては一〇・八%という構成比率が出ているわけですね。これは確かに設備の比率とし

てはこういうふうになつて居るのです。石炭とかLNGとか水力というものも設備だけで来ているのかどうか私はわかりませんが、少なくとも原子力については、この千二百七十万というものを表の基礎数字としていくのには余りにも電力の出力量は少な過ぎるのです。実出力は恐らく四、五百万キロワットだらうと思ふのです。それを、いつも千二百七十万キロワットなどという数字で表を出しておつたのでは、これはとてもじゃない、この表に対する信頼感が出てこない。そしてまた努力も十分実らないという結果が出てくると思ふので、大臣は諮問をする総合エネルギー調査会等に對しては、もう現実にはつきりわかつて居るようなこういうような、架空の数字だ、率直に言へば、電力の出力から言えば架空の数字ですよ。こういう数字は使わないようにした方がいいのではないかとと思ひますけれども、その点はどうでしょう。

○安田(佳)政府委員 御指摘のように、電気事業審議会の需給部会におきます原子力の年度末電源構成は千二百七十万キロワットでございまして、同様に、この表に出ております石炭、水力その他のものも全部設備の規模でございまして、ただ、その利用することによりましてどれほど電力が供給されたかという点につきましては、同じ需給部会の他の表がございまして、「電力供給目標」という表がございまして、これによりまして、原子力については五百九十億キロワットアワーを五十三年度に供給いたしておるところでございまして、そういった面からこれは実態を正確にあらわしているものだと思ふところでございまして。

○石野委員 いずれにしても、設備があたかも現実に出てくるかのように宣伝することによつて、原子力の問題を宣伝しようとする意図のようには見受けられる側面が非常に多いと思ひます。私は、こういうようなことでは国民を非常に誤らしめるものが出てくるだらうと思ひますので、本当にエネルギー問題でわれわれが過ちなく事を進ませようとするのなら、現実はどうなんだ、原子力は千二百万キロワットなんかとても出てないので

す、五百万キロワットなんです、六百万キロワットなんですと言ふのと、千二百万、二千五百万までいってございまして、原子力といふものなんでしょう。そのことのために、原子力といふものがなければならぬ生活しなければならぬのだというふうなことがよく素通りしてしまふ。まあそういうことを新聞なんか盛んに書いてしまふ。事実は違ふのだよ。だからこの表の使い方にしても、もうちよつと国民を誤らさないようにしていただいて、そして代替エネルギーの開発について成果を上げなければいかぬと思ふのです。

最後に一つ聞きますが、この機構ができました場合に、運営委員会の人事問題は非常に重要になつてまいりますが、この運営委員会の人事はほとんど通産大臣が指名なさいます。それで、大臣としては、この運営委員会の七名の運営委員を指名するわけですが、そのときに、エネルギー問題について各界各層の意見があります。政府の意図に従う、大賛成という賛成派と、それから政府の言つて居ることについては批判を持つておつて、しかもその批判が現実には具体的にそのことの方が信頼性があるというふうな場合には、やはり批判派の諸君もこの中に入れて、政府のいま設定しようとするところの機構の運営を滑らかにしてい

き、あるいは具体的に成果を上げるようにした方がいゝのじやないかと思ひますが、委員の選定につきましては、どのように着意されておられますか、ひとつ聞かしていただきたいと思います。

○佐々木国務大臣 エネルギー問題に対して博識を持つておるばかりでなしに、その人自体が大変高潔な人で、人格的に見ましてもこの人であればという人が一番望ましいわけでごさいます。批判の多いのはもちろん歓迎でございますけれども、やはり建設的な意見、建設的な批判の人が望ましいと思つております。

○石野委員 私はこれでおきますが、委員長にお願いしておきます。イラン問題についての先ほどの答弁ではとても納得できません。もう少しはっきりと知りたいたいと思ひますので、ひとつ理事会で

協議してください。

○塩川委員長 石野久男君の質疑は終わりました。引き続きして浪沢利久君の質疑に入ります。浪沢利久君。

○浪沢委員 石野委員の質問、特にイラン問題のかかりでの通産大臣のお答えなどは私は大変不親切だと思ふのです。これは石野さんも言われたけれども、石油代替エネルギーの開発、導入促進にかかわる本法案やこの事業を考える上で、石油の需給見通し、政府のその対応、こういうものは紙の裏表でしよう。そういう状況の中で、石油の需給関係の場合によればかなり重大な影響をもたらさざるを得ない急激なこの動きに対して、この委員会がこの法案に関連してお尋ねするというのが当然過ぎるくらい当然のことなんです。やはりもつときちんと説明できる部分はきちつと説明していただくといい態度が私は必要だと思ふように思ひます。

せっかく外務省がおいでいただいておりますので、足をとめるつもりはありませんが、一、二点、先ほどの石野委員の質問に関連してお尋ねをしておきたいと思ふのです。

けさの新聞等にも報道されておりましたが、マンスフィールド駐日米大使がきのう外務省を訪問されたお話の趣旨は、対イラン断交の措置及びこれに伴う制裁措置等にかかわる一般的なアメリカの政府の方針を伝えて、これについての一般的な支持を求めた、こういうふうな趣旨であつたかと思ひます。それに対して、外務省としては原則的にこれを理解し、支持するという旨の回答を会つたのは高島さんですか、どなたが会つたと、要するにそういう趣旨で回答をしております。新聞にもそのとおり報道されております。アメリカの立場を理解し、この措置を支持する、こういう一般的な姿勢、原則的な姿勢を明らかにしたと、こういうふうな伝えられております。石野さんがお尋ねの、石油を買いなよ、何をどうしろ式の話

はなかつたけれどもという説明が先ほどございましたが、それ以前の一般的な、原則的な態度としては、いま申し上げたようなあるいは新聞に伝えられておるような状況で外務省は対応されたというように理解をしていいわけでしょうか。

○手島政府委員 アメリカ側から言つてまいりましたことは、今回アメリカ側がとった措置を通報してきたこと、それからその背景として人質問題がいまままでの努力にもかかわらずいまだに解決されておらないというようなことの説明があつたわけでございます。私どもはこれに對して、アメリカのこの人質の問題というのは国際的に見ても容認すべからざることもございまして、この人質の解放という点につきましては、私どもとしても今後とも国連の場を通ずるなり、またそのほか適当な方途をとつていくというようなことでございます。

その一般的な支持と申しますのは、アメリカ側からは個々の具体的な措置につきまして、これはこうしてこれとかあるいはこうしてこれというように要請ではございませんので、私どもとしては日本の利益を踏まえた上で慎重に対処をしていき、アメリカとイランとの今後の事態がどういふふうになつていくかということも見守りつつ、またそのほかの諸国とも協調しながら、この人質問題の解決についてその促進に協力をしていくという基本的な考え方は変わりはないというふうに先方に説明をしたわけでございます。

○洪沢委員 佐々木通産大臣の答弁は最近非常にさわやかでよくわかる答弁をいただくのですが、いまの外務省の答弁はどうもよくわからぬ。私の聞いていることに簡単なんですからお答えいただきたいのです。

アメリカからのお話というのは断交と、それからイランに対する禁輸等の経済制裁。このアメリカのイランに対する措置、態度に対して日本の原則的な理解と支持を要請した、こういう趣旨でしょう。それに対して油をどうするか何をという話は向こうからもなかつたしこちらからもして

ないが、そういう基本的な断交、経済制裁等のアメリカの対イラン措置に対しての理解と協力と支持を求めた、こういうことでしよう、それに対して原則的に支持を与えた、新聞にそう伝えられておるが、そういうことでしようかと、その部分だけなんです。

○手島政府委員 アメリカの方のとりました措置が、もちろんこれは先方から説明があつたわけでございます。その個々の点につきましては先方からどういふような要請があつたわけではないわけでございます。したがういまして、いま日本側といたしましてどういふようなことをするのかという点につきましては、先ほど申し上げましたように鋭意検討中でございます。

○洪沢委員 要するに鋭意検討中と、わかりました。また先ほどの繰り返しになつちやいけませんからやめますが、しかし、新聞に伝えられる外相談話などを見ておいても、人質ということに触れて、これは人質について言っているのですよというコメントがあればそれなりに何かわかる部分ですけれども、しかしこういう事態の中で外相の談話が伝えられるときに、やはりこれは常にアメリカの立場に立つて、こういうニュアンスで理解と支持を表明する、そういうコメントは慎重を欠く、態度を何も決めていません、慎重に事態を見ているのです。言葉では、きょうの話では人質だけの問題ではない、それは日本の経済の問題と云うことも考えていくんです、こうおっしゃっているが、何かやはりきょうの新聞等で判断をした日本の外務省の対応というのは少し疑問を国民の中に与えるような、そういう印象があると思うのです。この国の政府、わが親愛なる大平内閣がすべてのどんな事態にも常にきびきと対応できるような、果敢な判断力と指導性と決断力を持った内閣なら、いやじつとこは黙っていることが、それが最大のすぐれた選択です、こういう判断もしようがあるのですけれども、しかしこの内閣がそれほどきびき内閣だとは余りだれも思っていない感じがいたします。むしろその点

では常に方向性があいまい、指導性があいまい、先見性なき内閣という評価の方が、私は決してそう言いませんけれども、世間では大体そういう評価にいまやなつているときでありますだけに、あるいはまたその外交姿勢が非常に独自外交、日本独自の外交というものが確立されているという信頼感があれば別ですが、どうもそこはやはり欠けている、こういう不安感から先ほど石野委員が指摘をされたような、のみならず国民一般が、安易にアメリカの要請を受けて立つて、しかし重大な日本国民の利益あるいはいまのこの事態を正しく円滑に解決しなければならぬことでの日本の役割りを放棄してしまうのではないだろうか、アメリカにもイランにもある面では物の言える立場なんですから、日本の良識は、こういうときにはこそ日本は何もふらふらしないですうしてきちんと問題の積極的な解決を、カーターさんはカーターさんの判断でやりなつたことだけれども、日本は日本独自の判断で、独自の立場でいさめるところはいさめるくらいのもういふ姿勢がこの辺では出てきていまいんじやないのか、大平さんでは無理かと思ひながら見ている国民の立場から言へばどうかというのです。そういうことに残念ながら外務省も先ほどの通産大臣の答弁も答え切つていないという感じが私にも聞いております、ついでには一言お尋ねせざるを得なかつたわけでありまして、外務省、どうぞ結構ですので、それだけ特に出して上げておいて、あと一つせつかくこの問題に触れた機会に、通産大臣、木で鼻をくくつたような御答弁ではなくて、ひとつ大臣なりの判断でお示しをいただきたいのですが、これりけきの新聞読みますと、すでに業界に対してイラン向けの船積み慎重に行うようにきのうのうちに通産は要請したというところが新聞では報道されております。これはどういふ内容なんでしょう。

○花岡(宗)政府委員 お答えいたします。イランに対する輸出につきましては、昨年の人質問題が起きましてから、日本として、日本だけがこの際そういった漁夫の利を得るような形で輸出を伸ばすことのないように、慎重に対処するようになつたことを輸出業界に要望してまいつたわけでございますので、その従来の方針を維持したいということでございます。

○洪沢委員 こういう状況の中で逆にかえつて輸出が急増するということ、ある意味では政治的に非常に危惧されておるといふ判断もおありかもしれませんが、それはあり得ない話ではないといふふうに思ふわけですが、そういうことも含めて検討されて対応されておるといふことでございます。

○花岡(宗)政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。

○洪沢委員 イラン石化の問題については、これはやはりいま様子を見ているという言い方だけでは正しくないと思ふのでして、これは相当大きな影響が出てくるんじゃないでしょうか。この事業にはすでに政府も出資を含めて方針を出し、そしてこの前のごたごたの際にはしかしこれはアメリカの理解も得た形で既定方針でいく方針が決まつたんだと思ふのですけれども、しかしこの事業はアメリカの企業もかんだ、介入した形の事業でありまして、いまのアメリカの方針から言へばこれは事実上かなり困難なことになつてくるんじゃないでしょうか。それはどういふお見通しをされておるでしょうか。

○佐々木通産大臣 この問題もおしかりをこうむるかもしれませんが、やはり米国の今後の動きとかあるいはイラン側の今度の問題に対する対応ぶりあるいはヨーロッパの諸国の動向等を見きわめつつ、政府といたしましては従来どおりの方針を維持していきたいという考えでございます。

○洪沢委員 いろいろ聞いても大体書いたことをお読みになる範囲のようですからお尋ねしませんが、すでに石油業界はきのうの動きに對して民族系石油会社を中心に、スポット物の調達を検討に乗り出している、こういうことが伝えられてお

が、この際そういった漁夫の利を得るような形で輸出を伸ばすことのないように、慎重に対処するようになつたことを輸出業界に要望してまいつたわけでございますので、その従来の方針を維持したいということでございます。

○洪沢委員 こういう状況の中で逆にかえつて輸出が急増するということ、ある意味では政治的に非常に危惧されておるといふ判断もおありかもしれませんが、それはあり得ない話ではないといふふうに思ふわけですが、そういうことも含めて検討されて対応されておるといふことでございます。

○花岡(宗)政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。

○洪沢委員 イラン石化の問題については、これはやはりいま様子を見ているという言い方だけでは正しくないと思ふのでして、これは相当大きな影響が出てくるんじゃないでしょうか。この事業にはすでに政府も出資を含めて方針を出し、そしてこの前のごたごたの際にはしかしこれはアメリカの理解も得た形で既定方針でいく方針が決まつたんだと思ふのですけれども、しかしこの事業はアメリカの企業もかんだ、介入した形の事業でありまして、いまのアメリカの方針から言へばこれは事実上かなり困難なことになつてくるんじゃないでしょうか。それはどういふお見通しをされておるでしょうか。

○佐々木通産大臣 この問題もおしかりをこうむるかもしれませんが、やはり米国の今後の動きとかあるいはイラン側の今度の問題に対する対応ぶりあるいはヨーロッパの諸国の動向等を見きわめつつ、政府といたしましては従来どおりの方針を維持していきたいという考えでございます。

○洪沢委員 いろいろ聞いても大体書いたことをお読みになる範囲のようですからお尋ねしませんが、すでに石油業界はきのうの動きに對して民族系石油会社を中心に、スポット物の調達を検討に乗り出している、こういうことが伝えられてお

より広い層と言いますけれども、それは限られた窓口でしかない。と同時に、その分だけ民間の活カの利用の仕方というのはいろいろあるわけですし、機構を軸にする代替エネルギー・開発事業の推進の上での国の責任体制というものがどうも薄れる、あいまいな感じがするわけであります。閣議

で供給目標そのほか決められるということだから内閣の責任はつきりしているというふうなことをいまいおっしゃいますけれども、そういうことだけで言っているんじゃないわけですか、どうもその点が非常に不明確に思うわけですね。もつとより広範な国民各層の協力を求める、こういう仕組みは考えられないのか。省エネルギーにしても代替エネルギーの開発にしてもそうですけれども、どうもその辺の姿勢が一貫して欠けておるよう思うのです。国民に特にエネルギー事情について正確に詳しく知ってもらうという仕事は、この事業をやっていく上で非常に重要だと思ふのです。国会を通してあれ、何らかの方法で国民に知らせ、情報を提供し、協力を求めるということではなければうまくいくわけがないのです。この法律が提起する事業についても、たとえば基本的な重要な計画にいたしても国会に報告するということ責任すらどこにもないですね。大体国会に報告義務を持つような中身が大変少ないのですけれども、まずそういう姿勢が非常に欠けているように思ふのです。これは余談ですが、私、商工委員会に籍を置かしていただいているが、通産関連のかなり重要な事業も何にも国会に報告義務はないということ、われわれは新聞でおおむね通産省はこういうことをおやりになった、こういうことをお考えになっておるということを知る程度です。後はおまえさんたち調べなければ調べないということ、われわれのところにも事前に十分な資料が配られるようなことはほとんどない。こういう姿勢の中でエネルギーの開発事業をやるといったって、これは本物にはならぬように思ふのです。これはどうお考えでしょう。

○森山(信)政府委員 エネルギーの問題は、私もその職責上大変大きな問題だと思つておりまして、沢沢先生もそういうふうにお受けとめになつておられるのだらうと思ひます。なかなか資料提供がよくないというおしかりを受けて大変恐縮に存じておりますが、以後よく注意をいたしまして十分なる連絡をさせていただきたい、か

ように考えます。

それから、国会等ではエネルギー問題の重要性にかんがみまして始終御質疑をいただいておりますが、私もできる限りの御答弁を申し上げることにいたしました。私どもが具体的にどういうことを考えているか、あるいは私どもにとりましては、政策に つきましては御報告を兼ねた御答弁は始終続けさせていただきたいというふうに考えます。

○渡沢委員 それからエネルギー利用の分野での改善、これはかなり検討しなければならぬ問題がたたくさんあるように思ひます。専門家の皆さんでいらつしやるから私が申し上げるまでもないのですけれども、消費面での改善の技術開発、あるいは消費構造の問題で言うと、エネルギー利用の最終段階でのエネルギーロスというものなども全く無視できないほどの大きな課題がある。そういうきめの細かいもの、たとえばローカルエネルギー、こういうものに対する積極的な開発の体制というのもは新機構の中では明らかになっていない。どう考へているのか。特に地方自治体もやるところはやつてゐる。廃棄物、いわゆるごみ発電というものもかなり重視していかねばならぬ分野であるが、のみならず、この小規模な開発というのは地域開発にゆだねる部分がかなりあるわけですね。そういう意味で言いますと、いわゆるローカルエネルギーというものの位置づけは非常に重要だと思つておるのですが、どういう対応をお考へになつてゐるか、改めて伺つておきたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 ローカルエネルギーの問題は私も大変重要な問題だと思つて受けとめておる次第でございます。そこで、今年度から特別会計の予算を活用いたしまして、十八府県に対して二分の一の補助、約一億八千万円ほどの補助金の計上を圖つておるということでございます。もちろん単にそれだけのお金でローカルエネルギーの開発ができるというわけではございません。けれども、いま各都道府県の方々も、地域開発とローカルエネルギーの開発とをうまく組み合わせ

せたとような開発方式をお考へになつておられるわけでございます。エネルギー開発の問題は、そういう地域での盛り上がりというところが大変大きな責任を持つておるわけでございますので、私もいまま申し上げたような、ことしを初年度にいたしました補助金政策をとつておりますけれども、これをこにいたしまして今後のローカルエネルギーの開発には積極的に取り組んでいきたい、こういうふうに考えます。

(渡部(恒)委員長代理退席、委員長着席)

代替エネルギーの開発は、大きな柱はあるわけでございますけれども、いま御指摘のようなローカルエネルギーの開発というものが補完的に進むことによりまして、総合政策が確立されていくものというふうな基本認識を持つておりますので、大変重要な問題という意識は十分持たしていただきたい、かように考える次第でございます。

○渡沢委員 科学技術庁の調査でも、全国のごみの焼却発電を組織化すれば一千万人の家庭電力が賄える、こういうことで、東京などでやつていますのも、あれは自治体がつくつてもそれは直接売るわけにはいかないから、一たん電力企業に送り込んで、たしかあれは四円ぐらいで売つたのを東電が十一円ぐらいで売つてゐるのです。かなり利ざやをかせいでゐるのだけれども、それはともかくとして、地方自治体のこの種の取り組みは、一部ですけれどもかなり積極的な取り組みがある。これは地域の住民といひますか、国民の省エネルギー、エネルギー問題に対する理解を非常に浸透させていく手だてだと思ふのです。自治体がエネルギー問題にそれだけの立場で取り組む、こういう状況をつくり出すことが、先ほども言ひましたが、国が取り組むものとしておるエネルギー政策を本当に国民のものにしていく一つの有力な手だてであるというふうには私は思ふわけですね。

そういう意味で、これは短期間に効率的な、いわばエネルギー機能をただけ発揮できるか、そういう有効性だけを計算するのではなく、国民の理解を集めるという手だてが余りにも欠けてい

るといふ部分で言へば、自治体の取り組みというものを大きく誘導していくということが政策として重要なのではないだろうかというふうな思ふわけでございますが、この点は特に強調しておきたいので、いま長官は十分理解してやるといふふうにおつしやつていただけますけれども、もう一度これは念を押しておきたいというふうに思ひます。

○森山(信)政府委員 全く御指摘のとおりでございます。私も先ほど答弁いたしましたとおり、ローカルエネルギーは地域開発の一つの柱といたしまして、いま各地方庁の方が真剣に取り組むの姿勢を示しておられます。それを十分にサポートしていくという姿勢をとることによりまして、ローカルエネルギーの開発に積極的な支援体制を、あるいは国みずからがそういった方向性を打ち出していくということに最大限の努力をさせていただきます。かように考える次第でございます。

○渡沢委員 終わります。

○塩川委員長 これにて渡沢利久君の質疑は終わります。

引き続き渡辺三郎君の質疑に入ります。渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 この法案が今国会に出されました、私もとしてはよく出てきたか、こういうふうな感じでおるわけですが、しかし実際内容から申し上げますと、きのうきょうの二日間わたつて同僚の委員からいろいろ質問がありました。よく、まだまだ内容的には不十分なものがあつたのではないかと、体制も今日の段階では必ずしも十分ではないというふうに私も認識せざるを得ないわけでありまして。

そこで、限られた時間でありましても伺ひをしてまいりたいと思ひますが、実は午前から引き続き午後の質疑の中でも、いわば対産油外交といひますか、こういうふうな問題がいろいろ議論をされました。私は、きょうこの席でその問題を余り細かに申し上げようとは思ひませんが、しかし第一次オイルショック、あるいは今日

二番目は、何と申ししましても日本の持つておる技術力あるいは資金力等を通じて、相手国の資源開発なり、いわば経済協力ということが大變重要だと思ひます。恐らく中近東の諸国には、工場等を移転すればよろしいというものじやなく、その背後にはやはり公共事業的な問題を同時に整備してあげまさんと国づくりにならぬ国が多かろうと思ひますので、そういう点もかみ合わせ

思つて外務省にも出席を求めておつたわけですが、先ほどこの問題で相当時間がとられておりますから、私からは余り細かにこの問題に触れることはいたしません。いま通産大臣のお話がありました。外務省もそういう意味でどういふ見解を持つておられるか、一言御答弁をいただきたいと思ひます。

○渡辺説明員　ただいま先生御指摘のとおりで、

点に立上りまして、中東諸国に対すると同時に、またそれ以外の産油国に対しましても協力関係を強化するというのが基本的な考え方でございます。

○渡辺(三)委員　いまの問題とも関連をします。が、エネルギー問題に關しての國際會議、たとえばベネチア・サミットあるいはIEA、こういう國際會議に対してわが国としてどのような基本的な態度でこれから臨まれようとしておるのか、この

まして、その前に中国に参りまして、石炭、油等を中心にしたしまして具体的な内容の吟味に入つてみたいというふうに考えてございます。

○渡辺(三)委員　そこで、代替エネルギーの本法案についてこれからいろいろお聞きをするわけですが、いま大臣が言われましたような各種の国際会議、それぞれ大臣を初め責任者が出席をされて、とりわけ石油の問題を中心にしたがら、どうい

対応を日本の立場として打ち出していくか、こういうふうな問題を詰めておられると思うのですけれども、そこでちよつと長官にお伺いしたいのですが、いま大臣がおつしやいましたような各種の国際会議に対して、やはり相当具体的な態度で日本の立場を明らかにして臨まなければならぬ、こういうふうな思ふわけですか。その場合、いま提出をされております法案による新エネルギーの開発といふか、あるいは代替エネルギーの開発を促進を、日本がこれから主張なさるあるいは諸外国に対して立場を説明するその場合に、有力な国内措置の一つとして説明をされるという機会が非常に多いのではないかと思います、これについて今度出されたような内容で十分に対応できますか、長官、ひとつお答えいただきたい。

○森山(信)政府委員 まず、国際会議に臨む基本姿勢は、先ほど大臣がお答えになったとおりでございますけれども、若干事務的に補足いたしますと、わが国の置かれておる立場が一番問題なのは、エネルギー構造の中で石油の占める比率が余りにも高過ぎるということではないかと思ふわけでございます。しかも、その石油がほとんど大部分が海外に依存しておるということからいいますと、やはりそこを日本の置かれておる問題点というものが明確になつてくるわけでございます。国際協調という前提がきわめて大きな前提条件になるわけでございますから、私どもが国際会議に臨むに当たりましては、日本の立場の主張ということとは当然でございますけれども、やはり前提条件といたしましての国際協調ということを絶対に図らなければならぬ、これが国際会議に臨む一つの基本姿勢ではないか、こう思つておるわけでございます。エネルギー関係の国際会議に臨む基本姿勢ではないかと思ふわけでございます。

そこで、わが国といたしまして、その構造を変えていくことが大きな政策課題でございます。現在御審議いただいております法案もそれに対する挑戦ということでございまして、目的とするところは、石油依存度七五%を五〇%程度に

引き下げていくということをおの内外に宣明いたしておるわけでございますから、その実施手段といたしまして、代替エネルギーの開発導入促進法という法律をつくりまして、その中で新エネルギー開発機構という、具体的に代替エネルギーの開発に取り組む中核機構をつくる、この姿勢を示すことは日本の責任であり、かつ諸外国から見ても日本はなるほど積極的な開発に取り組んだ、こういう姿勢を示すものというふうに私どもは考へておる次第でございます。

昨日も御質疑がございまして、たとえば産油国等では日本の新エネルギー開発機構に対する期待が大変に強いというお話もございました、事実そのとおりでございますし、また、先進国の中におきましても日本のエネルギー構造に大変な不安を持つておる国々が多いわけでございますから、具体的な方法論といたしまして、新エネルギー開発機構を通じて日本が代替エネルギーの開発に積極的に取り組み始めたという姿勢は高く評価してもらえというふうに自負をしております。

○渡辺(三)委員 少し具体的にお聞きしたいと思ひますが、いまも答弁の中にありました供給構造の変化、つまりいままでのメジャーを通して石油を買う、こういうふうなやり方から、産油国による直接販売方式へ次第に変化をしておるわけですが、これに対しては政府は具体的にどう対応されるつもりですか。

○志賀政府委員 お答え申し上げます。先生ただいま御指摘がございましたように、原油の供給構造というのは最近非常に変わつてきております。過去、昭和四十七年ごろにおきましては大体七割以上、日本への原油の七七%くらいがメジャー・スルーということでした。それが逐次低下してまいりまして、ごく最近のことしは二月時点になりますと、約四五%弱というようになつております。それにかわりまして産油国の国営石油会社あるいは産油国政府直接の販売が非常にふえておりまして、約四五%というよう

な形になつております。こういうように世界の原油の供給構造が非常に変わつてきて、日本に対する供給構造もそれに伴ひまして変わつてきておるわけでございますが、それに対します対応といたしましては、GGあるいはDD、こういうものをやはり積極的に推進していくことが必要であるというふうに思つております。そのためには産油国に対する経済協力というふうな問題も非常に大きい役割りを果たすのではないかとこのように思つております。

持つておるといいますか、これは産油国側の利益といふか、そういう立場からいって、いわゆる石油を供給する側のある意味では戦術と言つてもいいと思ふのですけれども、そういう点での批判が相当あるというふうな聞いておるわけですか。この国家備蓄増強というわが国の立場から見た計画、その増強推進、それといふ言つた後者の産油国の批判、こういうものに関連をして日本はどういう立場を貫こうとしておられるのか、あるいは産油国に対するいろいろな積極的な話し合いをそのために持つ準備があるのかどうか、その点も含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 時間が余りありませんから次々にお伺いをしていきたいと思ふのですが、次に備蓄の問題について若干お伺いしたいと思ふわけですが、

現在の備蓄水準は、いま渡辺先生がお示しになりましたように、二月末現在で民間備蓄は約八十七日分、国家備蓄は七日分、合計九十四日分というところでございまして、ちなみに主要先進国の現在の備蓄水準が大体百三十五日分でございますから、わが国のような特殊な国で九十四日分というのは、備蓄水準としては大変に低いと言わざるを得ない状態かと思ひます。

五十三年度の六月に石油開発公団法の一部を改正しました。そして当初は五十七年度を目標にして備蓄の増強計画を決めたわけでありまして、けれども、当時の決り方そのものはまだ非常に緩やかな決り方だつたと思ふわけですが、しかし、その後総合エネルギー調査会では、国家備蓄の分を思い切つて引き上げなければならぬ、こういうふうなことから、資料によりますと、六十年代末をめぐにして三千万キロリットル、約三十日分、とりあへず昭和五十四年度からは二千万キロリットル、この増強を提言をして、つまり官民合せて六十五年度では百二十日分の達成というふうなことが言われたようでありまして、その後、状況の変化も若干ありますけれども、現状を見ますと、その点については非常に努力が進められておるわりの点には進行状況はよくないというふうに私は考へるわけでありまして、たとえばことしの二月末現在で見てもみまると、民間の場合に八十七・四日分、それから国家備蓄の場合に七・二、ですから合計九十四・六日分にしかなつておらないというふうな現状が、いただいた資料の中では出ておるようでありまして、これについて一体どういう考へ方を持つておるか。

それからあわせてお聞きをしますけれども、この備蓄の増強に対して産油国側では相当の批判を

して三千万キロリットルへの準備のための調査費の計上をお認めいただいたところでございます。で、そういうものをここにいたしました。なるべく早く三千万キロリットルの国家備蓄の達成に努力をしまいたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

それから御指摘の第二点、いわゆる備蓄を図ることによりまして産油国とのトラブルが起るのではないかと問題に對しましては、確かにいまの世界の需給状況あるいは産油国の生産能力等から見まして、急激なる備蓄の増強ということにつきましては、産油国は大変いやな顔をするというのが偽らざる実情ではないかと思うわけでございます。先般もアメリカが、いわゆる戦略備蓄の問題に關連いたしましてサウジアラビアを訪問いたしました話が多量になかったというような問題もございまして、それから、最近産油国が石油の売買のときに、デスティネーションといふ最終陸揚げ地を必ず求めてくるという問題もございまして、備蓄につきましてもいろいろな批判が起つておるといふふうに見受けられますけれども、これは急激なる備蓄の増強につきましても、これは産油国も特に神経をとがらしているわけではございませんので、先ほども申し上げましたような民間の九十日備蓄あるいは国家備蓄の三千万キロリットルにつきましても、計画的に秩序正しく行ふことによりまして産油国との調和を図つていけるもの、こういうふうに考えておる次第でございます。

○渡辺(三)委員 次に、本法案と直接關係するわけでありましても、本案の第二条で石油代替エネルギーの定義がなされております。しかし、この代替エネルギーといふのはどういふものか。それから、俗に新エネルギーといふふうにわれわれは言うわけでありましても、政府もその言葉を使われているわけですが、この代替エネルギーの定義それから新エネルギーの定義、この關係について、できるだけ時間をとらないようにしながら、簡潔に正確に答えたいと思ひます。

○尾島政府委員 第二条におきまして代替エネルギーの定義を明確に規定いたしておりますが、これは石油にかつて使われるエネルギーというところで、石油にかつて使われる燃料、つまり石炭とかLNGですとかアルコールですとかいふものと、それから石油を熱源としている熱にかつて使用される熱といふことで、太陽熱とか地熱ですとか、それからまた石油から導かれる動力にかつて使われる動力といふ意味で、水力、波力、風力といふようなものを考えております。さらに、石油を最後に転換して得られる電気にかつて用いられる電気といふ意味で、太陽光発電によつて発電された電気といふような、この四つのレベルにおきまして、石油にかつて用いられるエネルギーを石油代替エネルギーとして定義しているわけでございます。

さらに、第三章におきまして新エネルギー総合開発機構という名称を使つておりますが、この新エネルギーといふのは法律的に定義づけられておりません。それでわれわれがここで用いておるのは、天然に存在しない状態において新たに技術開発によつて得られるエネルギー、あるいは天然に存在はするけれども経済性に乏しくて従来使われていなかったものを、新たに資源開発等によりまして実用の段階に達して用いられるようなエネルギー、これをわれわれは新規にわれわれの実用に供されるエネルギーといふ意味で、新エネルギーという言葉をを用いておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 そうしますと、後段で説明をされましたいわゆる新エネルギー、これはいま一般的な御説明をいただいたわけですが、具体的に言いますと何々ですか。

○尾島政府委員 例を挙げて申し上げますと、新エネルギーのうち、天然に存在しないので新たに技術開発で生ずるエネルギーといふものといたしましては、石炭液化油ですとか、太陽光発電による電気といふようなものが例としては考えられると思ひます。それから、経済性に乏しいもので従来実用に供されていなかったようなものとしたしましては、太陽熱といふようなものが例示としては考えられると思ひます。

○渡辺(三)委員 そうしますと、石炭液化油といふのは、これはいろいろな言い方があると思うのですが、石炭の利用技術の一部だ、こういうふうな解釈されるわけでありましても、この石炭液化油も新エネルギーの中に入れて、そして新エネルギーの分類で定義をされておるわけですか。

○尾島政府委員 石炭液化油につきましては、重油代替といふような用途あるいはその他の用途として、石炭から新たに技術開発によりましてつくられた燃料油といふようなことで考えられると思ひます。したがって、新エネルギーの中には石炭液化油も含めてわれわれ考えております。

○渡辺(三)委員 それでは、細かいようでありますが、これも新エネルギーの中に含めて分類されておるのかどうか、これは基本的には化石エネルギーの資源だと思ひますけれども、これも新エネルギーといふようなものの中に定義づけられておりますか。

○尾島政府委員 先生御指摘のとおりでございます。新エネルギーの中に含めて考えております。

○渡辺(三)委員 もちろんこれもこれからの問題でございまして、水素エネルギーはどうですか。

○尾島政府委員 水素エネルギーにつきましましては、この新機構で今後開発するものとしたしまして現在上がつておりませんけれども、現在工技院の方で鋭意技術開発を進めておる段階でございまして、将来これが新しいエネルギーという段階に達した場合には、必要に応じて新エネルギー開発機構で取り上げていきたい、こういうふうな思つております。

冒頭申し上げましたように今回の法案が出て、ようやく出てきたかという感じだ、しかし中身はまだ対応が不十分ではないか、おくれいているんだはないかといふようなことを申し上げたのでありますが、私どもの立場としては新開発機構といふふうな新しいものではなくして、さきに同僚委員も申し上げましたように、新たな公団として、国の財政問題は確かにあります。ありますけれども、これは今後のわが国の産業経済全体にわたつての非常に大きな課題であり、国民生活にかかわる重要な最大の課題でありますから、そういう意味では思い切つて十分な機構を持ちながら対応できるといふふうなものにしなければならなかったのではないかと、こういうふうな考え方を一貫して持つてきたわけであります。そういう意味では、過去におけるわが国のエネルギー対策というのは、しばしばこの委員会でもあつた意味では警告じみた質問を繰り返したわけでありまして、告も、やはり何といつても経済性その他の問題からいって石油に過度に依存してきた。したがって代替エネルギーの開発といふものが非常におくれた、こういうふうな言わざるを得ないと思つた。今日の脆弱なエネルギー構造が形成されたといふような理由も、代替エネルギーの開発が非常におくれた、こういうふうな結果ではないかといふふうに見えておるわけでありまして、この点について政府として何か反省、見解をお聞かせ願ひたいと思つたのです。

○森山(信)政府委員 エネルギー構造といふものはそのときそのときの世界の客観情勢、国内の客観情勢といふものを踏まえながらつくり上げていくのが最も妥当な方法ではないかと思つてございまして、そこで日本におきましては、昭和二十年代の後半から三十年代へかけまして大変なエネルギー構造の革命を行ひまして石炭から石油へ転換をしたわけでございます。そのこと自体は私は大変成功したのではないかと、いふふうに考えております。日本の高度成長に對する御批判はございまして、

ども、経済をこまで支えてきたあるいは国民生活をこまでレベリングアップしてきたというのは、一つはエネルギー構造を石油に依存をしたということがプラスしたのではないかとと思うわけでございます。と申しますのは、その当時の世界の客観情勢からいまして、石油というものがわりと豊富にかつ低廉に供給を受けられるというエネルギー源であつたわけでございますので、それをフルに活用したのが日本ではなかったのかなという気持ちを持つておるわけでございます。ところがだんだんとそういった石油に対する見方が変わつてまいりまして、御承知のとおり石油は枯渇するものでございますから、産油国等のポリシーもございまして非常な価格の高騰が行われたわけでございまして、それから将来価格面だけでなく量的な面での制約条件も出てきたということからいたしますと、そういう客観情勢の変化に対応したエネルギー構造変化をいち早く行うべきであるというような時代にいま迫られているんじゃないかということでございます。過去に石油依存型のエネルギー構造をとつたことは、私自身それは失敗ではなくてむしろ成功の原因であつたのではないかと思ひますけれども、それをいかにいまの客観情勢の中で切りかえていくか、その切りかえの政策努力を怠ることなく遂行することによりまして、国民経済あるいは国民生活というものの対応を図つていくべきであるというふうな基本認識でございまして、いまがまさにその時期である。渡辺先生からいまやうく法案が出てきたかというふうな御指摘も受けましたけれども、まさにいまがその時期ではないか、この時期にそういった構造改革を怠りますと大変なことになるんじゃないかな、こういう問題意識を持つておるわけでございます。

そのとおりだと思うのです。ですから、それを基礎にして日本の経済が高度繁栄したといひますか成長したといひますか、そのよしあしは別として、そのことは事実であらうしそれが基本的に間違つた政策だつたんじゃないかと私も考えまへん。ただ、いま財政的にも特に日本の場合には大変な時期に来ておる、こういう状態と、それから国際的な石油をめぐる状況、これが因果関係も若干あるでしようけれども、絡まつた時期の中ではないかと対応しようとしたわけですね。いままさにその時期だといふふうには長官おっしゃいましたけれども、私はやはりちよつと遅かつたんじゃないかという気がするわけですね。高度成長の時期にむしろ、石油が有限だということからは前から言われておつたわけですから、その段階からもちろん工技院などを中心にしていろんな開発研究が進められてきたことは承知をしておりますけれども、あの当時から私も申し上げておりますように、こういう研究開発には思い切つた金をつぎ込んで、そうした経済、民生の挫折を来すようなことのないように準備をする必要があるんじゃないかというところは、もう何回も繰り返し強調してきたつもりであります。そういう点から言へば、今日国家財政も非常に苦しい中で、細々という言い方をすればちよつと失礼かもしれませんが、ようやく細々とした財源でもつていま本格的に取りかかろう、これはちよつとやはり遅かつたんじゃないかという気がします。これ以上この問題議論しませんけれども、そういうふうな感じを持つております。

そこで、この新機構を支える財源の問題あるいは代替エネルギーの開発、この所要資金の問題、こういう面について、これは通産と大蔵両方に聞きたいと思つておりますけれども、この法律案と一緒に提出をされております二つの法案、これで五十五年度の石油代替エネルギー対策の予算は二つの特別会計に千七百七十六億計上されております。そのうち新エネルギー総合開発機構の予算は、ここから石炭鉱業合理化業務関係を除きますとわずかに百七十六億円、関連予算を含めて三百六十五億円であります。今後長期の所要資金といふものを考えてみますとこの二つの法律案の措置のみで一体大丈夫なのかどうか非常に心もとない、こういう気がするわけですね。したがつて私は冒頭申し上げましたように、その対応としてはまだまだ不十分ではないか、初年度だから仕方ないといふふうな言い方もあると思ひますけれども、非常に大きな仕事を今後進めるについては余りにも寒いのではないかと気がするわけですね。これはどうお考えですか。

○森山(信)政府委員 財源のお話を申し上げます前に、まず機構の關係と財源の關係といふことがらお答え申し上げさせていただきますと存じます。先ほどもちよつとお答え申し上げたところでございまして、新機構の使命と申しますのは資源開発と技術開発といふ二つになるわけでございまして、その技術開発につきましては、企業化を特に促進する必要があると思われる技術につきましての開発を新エネルギー機構が担当するといふことでございまして、実際の企業化その他は民間の活力に期待したいといふことでございまして、十年間の期限で見た場合に、代替エネルギーの開発それ自身には六十兆とか八十兆とかの資金が要ると言われておるわけでございまして、それをすべて国が賄うということになりますと、これはいま先生御指摘のとおり、大変苦しい財政の中でその分担保をいくことは問題があらうかと申すところでございまして、新エネルギー開発機構が分担いたしますのはあくまでも企業化を特に必要とするもの、あるいは特段の資源開発を行うものといふ面に限りまして資金手当てをしていく、つまり代替エネルギーの開発につきましてもインセンティブ的な考え方をとつたといふことでございまして、この財源ですべての代替エネルギーの開発が行われるわけではないといふことをぜひ御理解願ひたいと思ふ次第でございまして、前置きがちよつと長くなりましたが、そういうインセンティブ的な前提で立てました資金計画は、これは通産省の積算でございましてけれども、昭和五十五年度から六十五年度の十一一年間に約三兆円の資金を必要とすると考えておるわけでございまして。それから、その資金を調達するための手段といたしましては、石炭石油特別会計と電源開発特別会計の二つの特別会計に期待しておるわけでございまして、歳入といたしまして両特別会計それぞれ約一兆五千億、合計三兆円の歳入を期待いたしておるわけでございまして。それをどういふふうに使ふかといふことにつきましてのごくラフな計算をいたしてみますと、新エネルギー開発機構で使わしていただきたいと思つておりますのが約半分の一兆五千億でございまして、それから原子力関係で約一兆円、それからその他、まあ直接特会から支出いたしまして新エネルギー開発機構とは直接の關係のございせんもの約五千億といふことでございまして。したがつて、一兆円はいわゆる動燃事業等への支出でございまして、通産省として直接使用させていただきたいと思つておりますのは二兆円といふような感じを持つておる次第でございまして。

○渡辺(三三)委員 いまの後段の御説明は、きのうも、それからきさといひますか、午前中の質問に対する長官の御答弁でもわかりました。十一年間約三兆、そのうち電源特会と石炭石油、この石油関係で一兆五千億ですか、それはわかつたのですけれども、電源特会の場合は一応電力需要の長期の見通しがありますから、これである程度見当はつきまします。石油の場合の一兆五千億といふこの価格の裏づけはどのようになつておりますか。申し上げるまでもなくCIF価格に対する三・五%でしよう。そうすると、これは価格との関連が出てくるわけでありますから、一兆五千億というのはどういふ価格の見積もりを基礎にして長官お答えになつておるのか、その点の根拠をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 まず一兆五千億につきましては、石油税の収入のうちから石油代替エネルギー

ギーの石油関連部分に使わせていただきたいと思
います資金の期待額を申し上げたわけでござい
ますが、その前提といたしましての石油税収入に
つきましては、量的な面と価格面の二つの積算がござ
います。量的な面につきましては、御承知のとお
り六百三十万バレルという国際的な制約条件がござ
います。現在は一九八五年に六百三十万バレルと
して国際合意があるわけでございますけれども、
それがそのまゝ六十五年までスライドするという
前提で量的には抑えたわけでございます。

それから価格につきましては、五十五年度は一
応据え置きといたしまして、五十六年度以降につ
きましては年率にいたしまして五%ずつアップし
ていく、こういう一応の試算を立てまして計算い
たしました結果が、石油税収入といたしまして六
兆五千七百八十億円、こういう積算を出したわけ
でございますし、御承知のとおり石炭石油特会は、
石油税収入のほかに原油油関税も財源といたして
おるわけでございまして、この原油油関税
につきましては、先ほど申し上げました量的な積
算をベースにいたしまして一兆八千九百二十億円
という算定をいたしたわけでございまして、この
うちから石油代替エネルギーの開発に向けられる
分が約一兆五千億円あるのではないかと、これは期待
の金額でございます。

○渡辺(三)委員 次にサンシャイン計画について
若干お聞きしたいと思います。

五十五年度の予算は二百八十六億五千万円、こ
れは確かに前年度までと比較をしますと非常に大
きな伸びであります。しかし産業技術審議会の新
エネルギー技術開発部会の中間報告、これは去年
の十一月に出されておるわけですが、この試算で
見ますと、公的な資金のみで五十五年から六十年
度までで六千六百億円に達する、この六十年間
に五千八百億円必要だ、こういうふうに出されて
おるわけですね。このサンシャイン計画の加速的な
推進というふうな意欲の割には、昨年までから
見ると大幅な伸びを示したとはいえないものの、二百
八十六億というのには余りにも少ない金額じゃない

かと思うのです。つまり五千八百億、六十年間
要する費用がそれだけだとしますと、当初の第一
年目が三百億足らずというのには余りにも少な過ぎ
るし、これから五年間で大変な金を必要としてい
くというふうな計算になっておるわけですから、
この見通しはどうですか、五千八百億円六十年間
調達する、これはしなげければならぬ、こういう
うなお考えなのかどうか、その点もひとつはつき
りさせておいていただきたいと思ひます。

○石坂政府委員 五十五年度予算案の中に出てお
る数字は、おっしゃいましたように二百八十六億
程度でございます。これも実は先ほど御指摘ござ
いましたように、昨年の値に比べまして二・四倍
という非常に大きな伸びを示しておるわけでござ
います。

実は、研究開発をやる過程におきまして、先ほ
どもからいろいろ御審議ございましたように、サ
ンシャイン計画は五十四年度の時点までは比較的
基礎的な研究を積み上げてまいりましたわけでござ
います。五十五年度になりまして、たとえば千キロ
ワットの太陽熱発電プラントを二基建設するとい
う大きな資金需要が出てきておるというのが現状
でございます。したがって、私といたしまして
は今後いよいよ幾何級数的に開発費は増加するだ
ろうと考えておるわけでございまして、事実、基
礎研究に比べますとパイロットプラントの研究あ
るいはさらにそれがデモンストレーションに移る
というところになりますと大変なお金がかかってくる
わけでございまして、私どもがそういったお金
の将来の見込みをいくぞいな見積もりでございま
すけれども、こんなぐらいいはなるのじゃないかと
いうような数字を出しておるという程度でござい
ます。

○渡辺(三)委員 工業技術院の院長は非常に遠慮
をされた発言をいたしましたようでありまして、
も、実問題としてはこれだけ必要なんでしよう。
これは諸外国の一つの計画を参考にしてみま
しても、日本の場合のたとえ今年度二百八十六億と
いう去年から見れば相当多額の金、これにした

てまだまだ少ないと思つてゐるのです。ですから、
非常に遠慮をなさつて五千八百億円という、ラフ
な見方というふうな言いまされども、事実上必
要なんだと思うのです。いままでがもとと低
いので、新たに六十年間でこれだけの資金だけ
も必要なんじゃないか、こういうふうに見積も
られておるものが物すごく多く見えますけれども、
実際は思い切つてこれからサンシャイン計画を進
めていくということになれば絶対必要な資金じゃ
ないのか、こういうふうには私どもは考えておるわ
けです。

そこで大蔵省にお聞きをしたいと思います。この
財源の問題で、最初申し上げましたそれぞれの特
別会計から財源を求めて今後この事業を進めてい
く。それから、いま申し上げましたサンシャイン
計画、こういったものをさらに、備蓄の問題につ
いて先ほどいろいろ御質問申し上げましたが、今
後百二十日分、場合によつたら将来はそれを上回
るような備蓄体制をとらざるを得ないというふう
なことまでいろいろ考え合わせてみますと、これ
は相当膨大な資金を必要とするのではないかと
いうふうに考えるわけですね。しかし、それだけ必
要な、国の今後の発展のためにあるいは安全のため
には必要ないというふうな計画でありますから、
これについてはやはり十分な手だてをやらなけれ
ばならぬと思つておるわけですが、それらについて
来ておられると思ひますが、それらについてもう
完全に国全体の基本的な一つの政策だということ
な考え方の上に立つて、その財源については十分
に見えていく、こういうふうな考え方をお持ちに
なつておるのかどうか、ひとつお答えをいたされ
たいと思ひます。

○角谷説明員 お答え申し上げます。

エネルギー関係、特に代替エネルギーの開発導
入といった問題につきましては、最近のエネル
ギー情勢から見まして非常に重要な政策である
ということ、先生御案内のとおり五十五年度予算
におきまして他の一般経費等が五・一%、非常
に低い伸びでやつております段階で、全体の予算

といたしまして三割を超えるという非常に高い、
政策的には最も高いプライオリティーを与えて措
置したところであることはすでに御案内のとおり
でございます。今後とも全体のエネルギー需給と
いったものを見ながら、政策的に重点的に配慮す
べきものにつきましては、今後の研究開発等ある
いは利用、導入の状況等に應じて、重点的に
手当てをする必要があるのではないかとこのよう
に考えておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 そこで、ひとつこれは通産より
も大蔵省にお聞きした方がよいと思つたのです
けれども、有力な財源の一つになつております電源
関係の税の改正、これはこの委員会じゃなくて大蔵
省にかかるわけですが、これはやはり先ごろの電
料金の大幅な値上げの状況の中で、この改正案が
通ればこの電気料金の値上げになお上積みになる
という立場があつて、相当の批判があつた税改正に
は出ておるようであります。これは一体、もしこ
の財源がいまわれわれが審議しているこの法案に
よる新機構の中の財源として見られないという結
果になつたらどうなるのですか、その関係は。一
般会計からでも準備をする、こういう決意ですか。

○角谷説明員 先ほど森山資源エネルギー庁長官
からお話ございましたように、将来にわたります
代替エネルギー対策につきましては膨大な資金
量が必要でございます。通産省あるいは科学技術
庁の推定によりまして、先ほど資源エネルギー
庁長官からお話ございましたように、十一年間
で三兆円弱というふうな巨額の資金を要するとい
うふうなことでございまして、代替エネルギー対
策を進めていきますためには、これらの巨額の資
金というものを中長期的にどういうふうな安定的
に確保するかということが非常に必要だといふこ
とでございます。そこで、それは、現在の厳しい
財政事情を考慮いたしますと、このような資金を
一般財源で賄ふというふうなことはどうい困難
でございます。

そういったことで代替エネルギーの開発利用
は、基本的にはエネルギーの安定供給といったも

の確保を通じて、石油の消費者なりあるいは一般電気事業者、ひいてはその消費者に受益関係をもたすという関係がございまして、そういったことで、先ほどお話もありましたように、石油税あるいは電源開発促進税といったことに財源を求めたことにしたわけでございまして。特に電源開発促進税につきましては、これは御案内のように目的税でございまして、電源多様化のための特定の歳出需要に対応して税金を設定するというような性格でございまして。したがって、これは歳入と歳出が完全に見合っておりまして、その税金というものは直接特別会計の歳入に入れられて、特別会計の歳出に充てられる、こういう関係になっております。したがって、そういう中で、仮にその電源開発促進税といったものの一部につきまして歳入に欠陥といえますか、仮にそういうことが生ずると仮定いたしました場合、そういうことは私どもとしてはないようには実はお願い申し上げておるわけでございまして、仮にそういう場合におきまして、そういった特別会計というものが特定の歳出目的のための歳入を整理するための会計である、こういった基本的な性格からいいますと、一般財源をそこに投入するということは、基本的に制度的になじまないのではないだろうかというふうに考えているわけでございまして。そういった意味で、私どももいたしましては現在審議されております電源開発促進税あるいはそれに関連する特別会計法といったものが、予定どおり順調に国会で審議をしていただくようにぜひお願い申し上げたいというふうに思っております。

なお、蛇足でございすけれども、電源開発促進税法によりまして、今回の増税によりまして、大抵月当たり一般電料料金におきまして四十円程度であらうかというふうな伺っているわけでございす。そういった四十円程度というのは、人によりまして高いあるいは安いというふうな評価はあろうかと思ひますけれども、そういったふうな

とで国全体の今後の長期にわたるエネルギーの財源が確保されるというふうなことでございすならば、非常に長期的な意味で国益にも合致することではないだろうかと思ひまして、そういう意味では一日も早い成立をお願い申し上げたいというふうに考えておるわけでございす。

○渡辺(三)委員 大蔵省の立場といひますか、政府の立場ではいま答弁されたようなこと以外には言ひようがないと思ひますけれども、しかし私どもこの法案を審議しておる立場としては、促進税の改正については大蔵省がやるわけですが、繰り返すことにはなりますが、私さつき言つたような意見が相当強くあるわけですが。しかし、われわれこの法律を審議しておる立場のものとして、財源に欠陥が出た、こういうふうな場合にはもともとこの機構そのものが成り立たなくなつていく、そういう心配を持つわけでありまして、万が一そういうふうになつた場合には一体どういう対策をお立てになるのかというふうな意味で聞いておるわけですが。これは仮定の問題ですから、いま大蔵省がおっしゃいますように、何とかこれは通していただかなければならぬというふうな、それは気持ちにはわかります。残念ながらその法案はわれわれの方の委員会でも審議しているのじゃないのです。大蔵でこれからやるわけなんです。けれどもその審議しようとしている大蔵では非常に批判が強い、こういうふうな状況がありますから、せつかくこの新機構を発足させようという前提でいま法案の審議に入つておるわれわれの立場としては、その欠陥が出た場合にはどうなるのだろうかという心配を持つのは当然なんである。まして、そういう意味でお伺ひをしたわけなんです。これは改めて御答弁があればお聞かせを願ひたいし、さつきのことで尽きるといふふうなことがなければならぬと思ひます。どうでしょう。

○森山(信)政府委員 大蔵省の考え方は先ほど角谷主計官から説明がありましておりでございまして、実は私どもも大変胸を痛めている問題でございす。

いま御審議いただいております法案は、言つてみますとふろおけをつくらしていただいているわけでございます。そこに水が入つてまいりませんとおふろに入れないわけでございますから、両々相まちまして新エネルギー開発機構あるいは代替エネルギーの開発導入促進が図られるということでございます。具体的に申し上げますと先ほど先生からや御批判を賜りました財源、五十五年の私の一応のもくろみでは千七百七十六億円ということでございます。少ないのではありませんかという御指摘をいただきましたけれども、千七百七十六億円の予算を計上しておるわけでございす。そのうちの八百二十七億がいま御指摘の電源開発促進税の増徴分を予定しておるわけでございす。仮に税法が通らないということになりますと、八百二十七億が歳入に欠陥ということになります。現実には千七百七十六億のうち三百四十九億円でこの法案と申しましようか、資源エネルギー開発機構を含めまして石油代替エネルギーの開発導入を進めていかなくてはならぬ。千七百七十六億でも大変少ないという御指摘を受けるところに、三百五十億程度の資金で代替エネルギーの開発の導入を図ることになりますと、まさにお先真つ暗というふうな感じがございまして、せつかく私ども昭和五十五年を代替エネルギー元年と位置づけましてやっておりますことは大変かけ離れた実情にならざるを得ない、こういうことで私ども大変胸を痛めておるわけでございす。ぜひ商工委員会といたしましては、この税法——これは直接の御関係はございせんけれども、先ほど申し上げましたふろおけと水の関係というふうな点を御理解を賜りまして、絶大な御支援を賜りたいというふうにお願ひ申し上げる次第でございす。

○渡辺(三)委員 それは政府のおやりになることでありまして、残念ながら私どもの権限じゃない。ただ私は、そうなつた場合に、せつかくわれわれが一生懸命これを審議しているのだけれども、俗

な言葉で言えばまるきりパイになつちゃう、こういうふうなことを考えますから、念のために心配をして大蔵にもお聞きをしたわけであります。あと七分ほどしかありませんから、申し上げたいことはたくさんあるのですが、最後に一つだけお伺ひをしたいと思います。

それは、これも今回の審議が始まってからでも多くの同僚委員の方から質問がありましたが、ローカルエネルギー、これを重視をしなければならぬ、これをどう考えるかというふうないろいろな質問があつたのですが、私は小水力の推進の必要性について一点だけお伺ひをしたいと思います。ダムについては、実はダムの問題であります。ダムにいわゆる堆砂といひますか、砂がたふさん蓄積されて、そしてそれによつてダムの本来の機能が失われておる、こういうふうな状況が相当深刻な問題として出されておるようであります。これは、水資源というふうなことをいろいろ考えてみますと非常にゆゆしい問題ではないか。ですから、こういった堆砂を除去する対策というものもそれぞれ研究されておるようでありまして、また具体的なその推進を進めなければならぬというふうな認識は強まっているのでありますけれども、実際問題として費用がたふさんかかる、こういうふうな問題もあつて、あるいは輸送の問題などもあつてそのまゝにされておるというふうな状況が非常に多いようであります。これはいわゆる水力発電のエネルギーの問題から関連をしまして、あるいはまた堆砂しておるものを活用して、そして骨材にすれば大変な資材源になるのだというふうなことが言われておるようでありますけれども、こういった問題について、何かちよつと考えますとこれは電源とは余り関係がない、エネルギー源とは関係がないという感じが持たれますけれども、識者からいろいろ深く聞いてみますとこのことは大変なんだというふうに言われておるようであります。こういう点に対する御認識あるいは具体的な対応について何かあればお聞かせをいただきたいと思います。

○安田(佳)政府委員 水力は大変貴重な国産のエネルギーでございます。そして堆砂がその電力の発生に大きな影響を与えておられるのも事実でございます。現在堆砂によりまして埋まっているダムが相当ございますが、およそ三百くらいのダムを調査いたしましたところ、そのうち十一が八〇%以上の堆砂率になっておられるような状況でございます。そこで、そういう堆砂によりましてダム本来の機能が低下して発電力の調整機能が失われる、そして電力量の減少が生じているというふうなことは何とか打開を図りたいと考えております。しかし、そのダム内の土砂を排砂することについては、先生ただいま御指摘のように技術的あるいは経済的に非常に困難な問題がございます。しかし何とかこれを打開する方策はないかというところで、昭和五十五年度から発電用ダム堆砂排除総合システム開発調査というものを四年計画によりまして実施いたしました。そして効率的な砂の除去というものができないかどうかということを勉強したいというふうな考えておるわけでございます。

その調査の内容としましては、堆積いたしました土砂の排砂処理とか、あるいは御指摘のような有効利用の方法はないかとか、そういうようなシステムを開発しようという目的のものでございまして、そういう点を活用いたしまして努力をしまして、そういうふうな考えております。

○渡辺(三)委員 これで終わりますけれども、いま公益事業部長が言われましたのはどの機関でやっておるのですか。

○安田(佳)政府委員 これは総合的なシステムを構築する事業でございますので、まだ具体的にどの機関に委託するかというところは確定を見ておりませんが、いましばらくいろいろ能力等を見ましてから決定したいというふうな考えております。

○渡辺(三)委員 終わります。

○塩川委員長 これにて渡辺三郎君の質疑は終わります。

引き続き森田景一君の質疑に入ります。森田景一君。

○森田委員 最初に通産大臣にお伺いをいたします。

この新エネルギー総合開発機構を推進する上で最も重要な問題である、このように思っておられる問題をひとつ最初に聞かせたいかと思っております。

○佐々木国務大臣 やはりこれを運営する人材と申しますか、これが一番ポイントだと思います。人の配置の妙を得なければなかなかむずかしい問題でございますし、これからの問題でございますので、大変目的と違うものになるんじゃないかという感じがいたしますから、まず組織あるいは人間の人が大変重要なことだと思っております。

○森田委員 最も重要なことですかから一つしかお答えになりませんでしたが、私はやはりいま大臣おっしゃいましたように人材の確保、これが大事なことであると思っております。それからもう一つは、資金の確保でございますが、財源の手当て、この二つがやはりこの新しい機構を成功させるかどうかの大きなかぎを握っているんじゃないかと思っております。この点についてはどうでしょうか。

○佐々木国務大臣 資金の問題に関しては、一応資金の手当てと申しますか、めどがつきましたのでこの新機構の設立に踏み切ったわけでございまして、私どもといたしましては所定の財源をぜひともこの機構の法案と同時に国会を通していただきたいものだというふうに念願してございます。

○森田委員 そういふことで、私は、人材の問題、資金の問題、こういう順序でお尋ねしようと思っております。この新しい機構に、いままでの石炭鉱業合理化事業団が廃止になりまして統合されるといいますか、吸収される、こういう状況になっているわけでございますので、こちらの方から質問をしたいと思っております。

新エネルギー総合開発機構の設置に伴いまして、石炭鉱業合理化事業団を廃止しましてその業務を引き継ぐ、こういうことになっております。これまで石炭対策は、慢性的な構造不況と言われる石炭鉱業を支えまして、唯一の国内資源とも言える石炭の生産を維持するために、六次にわたって実施されてきたところでありますけれども、石炭鉱業合理化事業団は、対策の中心的な機関として重要な役割りを果たしてきたものだ、このように私は思います。

石炭鉱業合理化事業団の理事長が参考人としておいでになっておられるはずでございますが、見えてませんか。

○塩川委員長 来ています。

○森田委員 特に今日までいろいろと御苦心され、またその苦心の結果、成果の上がつてきた事業だとか、あるいは新機構に吸収されるといいますか、余りいい表現ではありませんが、そういう場合のこれからの問題点といえますか、課題といえますか、この新機構を成功させるための留意すべき点、こういう問題についてお考えがございましたらひとつお話しただきたいと思っております。

○佐賀参考人 お答え申し上げます。

御承知のようにこの法案では、新エネルギー総合開発機構が設置されますならば、従来の石炭鉱業合理化事業団は解散、廃止というふうなことが予定されておるわけでありますけれども、ただいま先生御指摘のように、幸いにして石炭鉱業合理化事業団の重要性を認識されまして、新機構発足後も従来の石炭鉱業合理化事業団の業務並びに人員がそのまま新機構の石炭鉱業合理化事業本部という形で吸収されるということに相なっておりますのでございます。そういう形でこの新機構と石炭鉱業合理化事業との一体的な処理を図るといふようなことが予定されておりますので、当面従来の業務の実施につきましては、特段不便とか不都合とかいふようなことは予見してないということでございます。また、特にこの新機構の管理部門等につきましては、極力従来の石炭鉱業合理化事業団等の人員が活用されるというふうな方向

を期待いたしておるというふうな次第でございます。

○森田委員 国内石炭は、言うまでもなく最も安定的なエネルギーの供給源である。またその一定規模の生産を維持するということは、エネルギーの安全保障という見地からも、また地域経済、それから雇用との関連あるいは採炭技術の今後の海外石炭開発に果たす効果等、そういう面からきわめて重要であると思っております。これを除いて今後の石炭対策関係の推進は困難であろう、このように思うわけでございます。

そういう立場から、二年後に石炭対策関係の諸法律の期限が切れることになっております。そういう状況でございますので、石炭鉱業の現状、それから今後の展望を踏まえまして新たな石炭対策を早急に検討しなければならぬ、こういうふうな言われてきているわけでございます。こういう点につきまして、事業団の理事長の見解をもう少しお聞かせいただきたいと思います。

○佐賀参考人 ただいま先生の御質問でございますが、将来の石炭政策をどういうふうな展開するかというふうなポリシーのマトリックスにつきましては、はなはだ残念でございますが、私としてとかく申し上げる立場にございません。ただ、あえて希望として申し上げますならば、いまさら強調するまでもなく、国内石炭はわが国の唯一の貴重な資源でございます。しかもまた、国内石炭が地域経済なりあるいは地域の雇用といった面に重要なウエイトを占めておるというふうな現状、それから将来海外炭開発輸入、こういったふうな分野におきましては、日本の長年の石炭の採掘技術が非常に重要な役割りを果たすことが予想されます。そういう面からして、国内石炭の一定規模の維持ということはぜひとも今後とも強力に進められてしかるべきものだろうというふうに私も期待をいたしておる次第でございます。

○森田委員 理事長の立場でこれからの石炭対策を論ずるのはどう御遠慮の御発言がございました。お気持ちのほどはわかるわけであります。し

かし、日本はかつて発電は石炭火力が主力でありました。それが今度は石油火力に切りかえられまして、そして今日また石油の不足という問題から石炭火力が見直されてきている、こういう経緯があるわけでございます。そういう経緯で、なぜ石炭が石油にかわられていったのかという、これは初歩的な問題であります。いままで事業団としてこの日本の石炭事業を推進してきたお立場で、そういう原因についてどのようにいままでお考えになつていらつしたのか、その辺のところもひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐賀参事 先ほど申しおくれましたが、実は理事長がよんどころない事情がございまして、私、総務担当理事でございます。どうも失礼申し上げました。

ただいまの御質問でございますが、私の口からお答え申すのが適当かどうかはわかりませんが、要するに石油、石炭の経済的な燃料と申しますが、そういうものとしての比較といひますか、こういうことだろふと思ひますけれども、何と申しましたも石炭は価格にもあるいは燃料としての特性といひますか、運搬性あるいはハンドリングの難易性の問題、こうした問題から、たまたま先ほど森山エネ庁長官のお話にもございましたように、戦後比較的早い時期に中東方面で大きな油田の発見がございまして、この石油資源というものが非常に安価に、また容易に手に入るというふうな客観的な背景がございまして、残念ながらこの流れ革命といひますか、エネルギー革命の進行が、先ほど御説明のようにわが国の高度経済成長の一つの大きな基本的条件になつたことはいまさら申すまでもないことであります。また、残念ながらつい最近までは国内石炭は相対的に価格も高い。と申しますことは、御承知のように国内石炭は外国の石炭採掘条件に比しまして非常に不利な自然条件のもとに採掘をしておる。たとえて申しますれば非常に深部でガスが多く、傾斜が大きいあるいは湧水量が大きいといったふうな非常に不利な条件のもとでやっておりますので、どうしても生産

原価が高くなるというふうな価格上のデメリットがあつたわけでありまして。幸か不幸か最近、御承知のようなOPECの石油を戦略武器とする一つの大きな政策によりまして今日のこのような事態になつております。

〔委員長退席、野田委員長代理着席〕

そこでいわゆる石炭の復権ということが行われてまいつておるわけでありまして、これは従来ともすれば軽視されがちであつた国内石炭のクローズアップといふことで、その重要性がますます認識されるというふうなことでございまして、先ほど申しましたように、ぜひ今後とも国内石炭の活用推進ということが大きな問題として推進されてほしいというふうな願望を抱いておる次第であります。

○森田委員 いま石炭の復権という話がありまして。この石炭の復権が果たして可能かどうか、これはやはり大きな問題だと私は思ふのです。いまお話ありましたように、国内炭は海外炭に比してコストが高い、こういう問題があるということでもございまして、これからの新エネルギー開発機構の仕事としては、やはり主力を海外炭に置くという見込みになつてはいるはずでございまして、しかも石油に見られるあのイランとかアフガンとか、こういう問題と同じように、石炭も海外で買得ない状況が起らないということは予測できないと思ふのです。事実、もうすでにいままで安かつた石炭がメジャーによつていろいろと買ひ占められていていふことが、値段の操作が行われようとしていていふことが報ぜられていふわけでございまして、こういう点につきまして、大臣はこの石炭を石油にかわるエネルギー源として非常に重要視していらつしやいますけれども、この辺の認識はいかがでございませうか。

○佐々木国務大臣 石炭の世界における埋蔵量は石油に比してまだ大変豊富だといふことは、これはもう紛れもない事実だと存じます。ただ、従来のように貿易的にこれを好むだけ必要な炭種を手に入れ得るかと思ひますと、そうはいきませんので、やはり海外に参りまして自己開発をして、そして開発輸入するというのが一番安全な道じやなからうかと思ひます。メジャー等が世界の石炭を押さえているという話もございまして、これも全部押さえているわけではもちろんないのでございまして、せいぜい三割くらいであらうという大方の見方でございます。それから、まだまだわが国のこれらの活動次第で海外の一般炭の入手は可能なものと考えてございまして。

○森田委員 石炭に限らず。資源のない日本という国がこれからやはり大きく成長していこうという時代には、これから非常に困難な問題が横たわつていふんだ、このように認識をしていふわけですね。そういう意味でいままでの事業団の御努力といふのもここでまた大きく生かされてくるだろうと思ひますので、どうかひとついままでの技術につきましては、新しい機構で十分生かせるように努力をしていただきたいと最初にお願ひしておく次第でございまして。

人材という問題が先ほど出ました。この新エネルギー総合開発機構では、第十三条で「機構は、主たる事務所を東京都に置く。一機構は、通商産業大臣の認可を受けて、必要に地に従たる事務所を置くことができる。このようになつておるわけでございます。この主たる事務所をどこに置くかといふふうにお考えになつていらつしやいますか。また、従たる事務所はどこに置くかという予定でございませうか。

○尾島政府委員 十三条に規定いたしております新機構の主たる事務所というのは東京都に置くことになつておりますが、どこに置くか、これはこの法案が認められまして、実際に十月一日の発足予定までに定めたいというふうな思つております。

さらに従たる事務所につきましては、御指摘がございましたように石炭鉱業合理化事業団の業務をそのまま引き継ぐことになつておまして、石炭鉱業合理化事業団の事務所が福岡、札幌、宇部、いわきの四カ所に設置されております。こういう

ものも含めまして、また、新機構がやつてまいります技術開発業務等を勘案いたしまして、地方に所要の従たる事務所を設けてまいりたい、こういうふうな思つております。

○森田委員 質問が前後したのですけれども、この新エネルギー総合開発機構という名前ですね。私も非常にいかめしい名称だ、わかりにくいなど、こう思つていたのですが、もつと簡単な名前を考えたかと思つたものでしょうか。

○佐々木国務大臣 公団、公社という名前はもうなじまないといふので、いまちょうど行政改革のさなかでございまして、公社、公団の評判が余りよくないときでございまして、公団、公社という名前だけはやめてもらいたいという希望が非常に強まらつていまして、何か新しい名前をいふことと考へてみたのですけれども、いい名前がございせん。産業会議なんといふ名前はどうだろふという案もございましてたけれども、そのうち第三セクター論が出てまいりまして、民間の活力をこの際思い切つて活用するのが行く道としては一番正しいのじやないだろうかといふ議論になつてきまして、民間の皆さんが活力、経営あるいは技術をひとつ提供して御参加くださるということであればやはりもう少し斬新な名前をいふので、いろいろ考へた結果、機構といふのは、少し構へとしてはなるほどいかめしい構へではございませうけれども、しかし名前としては新しい名前でもございまして、これでどうだろふということでは実はつた次第でございまして。

○森田委員 新しい技術を開発しようという新しい制度ですから、その機構といふ名前が新しい。確かに日本のいろいろな行政機構の中では機構といふのは新しい名前かもしれないけれども、何となくやはり古い感じがするのです。もう法案として来ていますからここで急に直すといふわけにはいかないと思ひますが、優秀な頭脳をお持ちの通産省の皆さん方ですから、知恵をしぼつてもつとなじむような名前、また将来名称の変更といふのは法律改正でできるわけですか

ら、知恵をしぼつてもう少しいい名前をつけるような努力をしていただきたいと思うのです。この点、長官どうですか。

○森山(信)政府委員 新エネルギー総合開発機構

という名前に落ちつきましたゆえには、先ほど大臣から御答弁申し上げたとおりでございます。先生御高承のとおり、各種の政府機関におきまして、いわゆる略称というのをよく使っていると思ひます。たとえば日本貿易振興会はジェトロ、国際協力事業団がジャイカ、総合研究開発機構、シンクタンクと言われておりますけれども、これが二、三、こういうふうには、当初はなかなかなじみがないのでございまして、略称をつけまして愛称とされるというふうな過去の例もございまして、内部で相談はいたしておりますけれども、新エネルギー総合開発機構という日本語の名称のほかに何か略称的なことは考えられないのかな、こういうことを私は個人的に考えておるわけでございまして、内部でもそういう相談をしてみたいと思つておりますが、もしその略称につきまして森田先生何かいい知恵がございましたらぜひ拝借させていただきますか。

○森田委員 何だか投げたボールを返されたみたい

なことですが、たとえば先ほど大臣おっしゃいましたように、公団とかそういう名前は行政改革ということで使つてはいけない、こういう制約がある、ごもっともだと思つたのですが、どっちにしても新しい制度、機構ができるわけですから、その辺のところは考えてもよかつたのじゃないかと思ひます。たとえばエネルギー庁長官が略称ではエネルギー長官、こういう言葉になるようでございますから、そういうアイデアもいいかと思ひます。私もどんなのがいいかなと名前をいろいろ考えてみたのですが、私の考えがいいかどうかわかりませんが、たとえば新しいシステムだということ、特に通産省あるいは政府が力を入れてやるのだ、このところを強調したいのだらうと思つたのです。そういうことならば新エネルギー総合開発特

別推進本部とか、こんな形でやつてもいいのじゃないかと思ひましたが、私のひとり言だと思つて、十分なじめる名前を考えていただきたい、こう思ふのです。

本題からそれましたが、この新機構の資本金につきましては法案の第十四条で規定されておりますが、この内容を詳しく御説明いただきたいと思ふのです。特に政府が出資する四十七億円という金額、ずいぶん端数だと私は思ふのですが、別に端数でも構わないのですけれども、四十七億という数字が決まつた根拠、それから「政府以外の者が出資する金額」、出資することができるようになつておるわけでございまして、その出資する金額についてはどういふものが幾ら出資する計画になつておるのか、その辺のところを詳しく御説明いただきたいと思ふのです。

○尾島政府委員 機構の設立時におきまして政府から出資される予算といたしまして、四十七億が五十五年度予算において計上されております。この内訳は、この機構を設立するための準備金といたしまして六億円、それから海外炭鉱の融資原資といたしまして三十四億円、それから海外炭の開発保証基金のための出資といたしまして五億円、それから地熱開発の債務保証基金といたしまして二億円、計四十七億円が計上されておりました。これが新機構の発足当時の資本金、政府出資という形でございまして、

それからそのほかに、石炭鉱業合理化事業団を引き継ぐことになりまして、その石炭鉱業合理化事業団に政府が出資されたものそのままを引き継ぎますが、これがその時点において確定するわけですから、約千三百五十億円程度になるのではないかと思つております。

このほかに、官民協力して機構を設立するという意味で民間からの出資を期待いたしておるわけでございまして、これにつきましては、この法案の御承認をいただいた後で新機構の設立準備に入りませんが、その段階におきまして民間から出資を仰ぐというようにいたしております。特定の業界

から期待しているわけではございませんで、広く関係業界、国民各層に呼びかけまして出資を仰ぐということにいたしております。したがいまし、この金額についてはまだ確定いたしておりません。そういう状況でございます。

○森田委員 民間資金の導入、確定できないのは当然だと思ひますが、大体このぐらいはひとつ初年度として民間資金を導入したい、こういう計算といひますが、それはあるのじゃないかと思ふのです。おおよその見当はいいかがございませうか。

○森山(信)政府委員 いま尾島審議官から御説明申し上げましたとおり、民間の出資分につきましては、特定の業界に偏ることなく広く出資を求めたいという気持ちでございまして、具体的には経団連等を通していま折衝をしておりますところでございます。現実の問題といたしまして、経団連の組織から見まして、いろいろな業界の方々のお集まりでございまして、なかなかその意思がはつきり決定する段階でないというところでございまして、少なくとも六億円という政府出資、債務保証基金その他まだございまして、合計四十七億でございますが、直接出資といたしまして考へておりますのは六億円でございますので、その六億円に見合つてそう恥ずかしい金額を期待したい、こういうふうには考へております。

○森田委員 次に、運営委員会が設置されることになつております。第二十二条では、この運営委員は七名、こうなつております。それで二十四条を見ますと、この運営委員は民間人であると私は理解してゐるのですが、その点はどうかしようか。

○森山(信)政府委員 運営委員は理事長とともに運営委員会を構成するわけでございまして、事業実施計画あるいは予算、決算等の議決権を持った組織に考へておるわけでございまして、大変重要な役割を持つていただく方々だと思つております。したがいまし、幅広い人材を求めたいといふことでございまして、いま御指摘のような線が私どもは人選をいたしたいと考へております。

○森田委員 いま長官の回答がございましたけれども、二十四条では「政府職員又は機構の役員若しくは職員は、委員となることができない。」となつてゐるわけでございまして、裏返してみますと、政府職員でなければいいということになると思ふのです。ということは、現職の政府の役職をお持ちの方が退任といひますが、退官といひますか、なされて、この機構の委員に入つていく、こういうことも考へられるのじゃないかと私は思つたのです。その点、どうでしょうか。

○森山(信)政府委員 非常にざつぱらなお話を申し上げますと、運営委員は報酬を伴わないようにいま考へておるわけでございまして、もちろんその都度いわゆる委員手当的なものは考へたいと思ひますけれども、いわゆる俸給といふことは考へてないわけでございまして、通常言われますたとえば役人がやめてそこに行くといふようなことは現実の問題としては考へにくいといふことでございまして、もちろんかつて政府職員であつた方で民間に長くいらつちやいまして、代替エネルギーあるいは総合エネルギーの観点から大変有識者の方がいらつちやればそれはそれなりの選任をいたしたいと思ひますけれども、いまおっしゃつたような御趣旨での選任といふことは私の頭にはないといふことを御理解いただきたいと思ひます。

○森田委員 特にこういう機構につきましては天下りという問題がいろいろ過去にもあつたやうでございまして、長官はそう認識してゐるけれども次の時代になつたらまた別だ、こういうことのないような方向をきちんといただきたいと思ふのです。

それから委員は報酬はない、こういうことで人選をして委員になつていただいて、どういふ方がなるかわかりませんが学識経験者だ、こういうことでございまして、新しいエネルギーを開発する新機構の運営委員が報酬なしで果たして十分な対応ができるんかどうか、率直にいま感じましたのですが、その点どういふふうには考へていらつちやいますか。

○森山(信)政府委員 先ほどは大変さつくばらんなお話を申し上げたわけですが、運営委員の方々は先ほどもちよと触れましたようにいわれる有識者の方でございまして、大変その道で練達のある方は現役といたしまして大変御活躍になっておられるという方々の中から選任をいたしたいということでございまして、この新しいエネルギー開発機構を成立させていただいた際に、そこで俗に言う緑をばわという方々の方で、もう少し幅広い観点の選任ということで、そこで緑をばわなくても現実にはやっていたという方々、そういう幅広い層の方を選任したいという気持ちがあるものでございまして、特段に報酬を考へておるわけではなく、ただ審議会等でもよく活用しておる制度でございまして、いわゆる委員手当という制度は採用させていただきたいと思っております。それが果たして十分な条件であるかどうかにつきましては、もちろん問題あるかと思ひますが、政府機関という性格上、その緑を期待しなくても十分活躍できるような、情熱を燃やしてこの新機構の運営委員になつていただけるような方を、そういう意味での人選を進めてまいりたい、こういうふうにごえておる次第でございまして。

○森田委員 最初に大臣から答弁もありましたとおり、この新機構の成否のかぎは人材の確保である、こういうお話でございまして。しかもこの運営委員の任命は通産大臣が行うというふうに規定されているわけですが、委員全員をいま長官が話し合ひましたような民間人にするという理由、それからいま長官も具体的に答えられないでちよと厳しいお立場だろと思ひますが、人選の基準といひますか、そういう点について大臣の所見をお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木国務大臣 やはりエネルギーに卓見を持っております、人間としても大変人格のすぐれた人材が一番ほしいと思ひます。努めてそういう基準で広く天下に異才を求めたいと思っております。

○森田委員 同様な問題は役員についても言えることだと思ふので、新しい機構では第二十八条で役員は理事長一人、副理事長一人、理事が七人以内、それから監事が二人以内、こういうふうに定めております。この役員も先ほどの運営委員と同じように第三十二条によりまして民間人である、こういうふうには私は理解しているわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○森山(信)政府委員 三十二条によりまして、「政府又は地方公共団体の職員は、役員となることのできない」ということでございまして、当然に役所の身分のままこの機構の役員になることはできないというところでございまして。具体的な御質問としては、恐らくいわれる天下りとかあるいは役人経験者をするのではないんだという御指摘については、役員といたしまして本当に適切な方々を選任するという立場で、広い観点からの人選を行つていきたいというふうに考えます。

○森田委員 この辺は非常に含みのある答弁だと思ひます。さっきの運営委員の方は天下りのものはない、しかしこの役員の方についてはそういうこともあり得る、こういうようなニュアンスではないかと思ひますが、もう一遍確認したいと思ひます。

○森山(信)政府委員 いま御審議いただいております新エネルギー開発機構は政府機関でございまして、やはり政府機関としての性格上どうしてそういう知識を求められるケースもあるかと思ひます。ただ、従来言われておりますようにすべていわれる天下りで占めるというふうな弊害があつてはいいけないではないかというところでございまして、役員の構成についての十分な配慮を行うと同時に、先ほどお答えいたしましたとおり、その人がいわれる役人経験者であるとかないとかという問題を離れまして、本当に新エネルギー開発機構の役員にふさわしいかどうかという判断基準に基づきまして選任をさせていただきたい、こういうふうな感じでございます。

○森田委員 もう一つやはり気になりますのが第三十四条なんです。これは、この新機構の「役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない」という規定になつておられるわけなんです。こういうことで民間人が登用するということになると一体どういう人が対象になるんだろかな、こういう心配があるんです。この点について選任の基準といひますか、方向といひますか、その辺をひとつ明確にしておいていただきたいと思います。

○森山(信)政府委員 御指摘のとおり三十四条は役員の兼職禁止の規定をしたものでございまして、先ほどもお答えいたしましたとおり、何といひましても政府機関でございまして、その役員が営利事業に従事するのみならず、営利を目的とするほかの団体の役員となることについては、これはモラルの上から言ひましてもおかしい話ではないかというところでございまして、これは原則として禁止をいたしたいというところでございまして、ただ特別な理由があるという場合は、なるほど持つともな理由があるという場合は通産大臣の承認を得てそういうことの認可と申しましようか、認めるという方向でございまして、この規定と民間の本当に優秀な人がほかの職をなげうつてこの機構に参加するであろうかという問題とは別個の問題ではないかというところでございまして、私もはたてまえといたしましてやはり政府機関の役員である以上は兼職禁止を原則としていただきたというふうにごえておられますけれども、また別な観点からの民間からの登用ということにつきましては、十分な配慮を行つていきたいというふうに考えております。

○森田委員 特に新しい技術を開発しようというのですから、政府機関でも優秀な人材がいらっしゃると思うのですが、こういう方は政府職員として入ることができない。したがって民間から入つてもらうには営利事業に携わつてはならない、こういうちよと板ばさみのような形があるわけなんです。特に運営委員の任期は二年間、役員の任期は三年間、それぞれ二十三条、それから三十一条で決められておるわけでございます。それぞれ再任されるということができなくなつておるわけなんですけれども、再任されないかもしれない。こういう状況で果たして民間の優秀な方が、あるいは民間の優秀な活力といひますか、これを生かすことができるのかどうか、こういう点について私は非常に危惧するものでございまして、この点について大臣の見通しあるいは確信、そういうものがあるましたらひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 私も同じような疑問を持ちまして、前例等調べたのでありますけれども、こういう例が通例になつておるようではございまして、政府の力の入れ方によりましては十分民間の協力を得られるのじゃなからうかと思つております。

○森田委員 いろいろ大臣の方もそういう危惧をお持ちだということでございまして、運営につきましましては十分な配慮をさせていただきたいと思ふのです。特に新機構は民間の出資もあるということでございますし、それから民間の活力に期待するところも大きい、こういうふうに行われておるわけでございます。また運営委員会の委員とかあるいは役職員に民間からの参加がある、こういうことでございまして、役職員の選任に当たりますと、従来は、役職員の確保に努める。それからまた、役職員の業務活動に対してはその能力を十二分に発揮せしめるための配慮が必要である、このように思ふわけでございます。これは最初に申し上げたところと同じでございますが、この点につきましまして、もう一度大臣の所見のほどをお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 御指摘のとおりでございまして、やはり人材がいかに集まるかということがこの機構を将来大きく伸ばしていく決め手だろと思ひます。その点特に注意いたしまして進めたいと思ひます。

○森田委員 次に、機構の業務のことについて少しお尋ねしたいと思います。

この法律案は第三十九条で業務の範囲を決めておられます。すなわち一つは代替エネルギー技術開発、第二点が海外炭の探鉱開発のための融資、債務保証、第三点が地熱開発促進のための調査、債務保証、それに加えて石炭鉱業合理化事業団の業務を引き継いでその業務を行う、この四点が新エネルギー総合開発機構の業務として挙げられておるところでございますが、通産省の「代替エネルギー対策の推進について」というパンフレットを見ますと、こういうパンフレットでござい

す。この十七ページには「機構の業務」として、「(一)代替エネルギー技術開発」というところで、機構は、石炭、地熱、太陽エネルギー関係の未踏・大型技術の実用化のための開発を、民間の活力を活かしながら強力に実施します。また、技術開発を進めていく上で有効な諸外国との共同研究開発も機構が行います。」と非常に積極的に表明されておるわけでございます。この法案との関連はどうなっているか、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○尾島政府委員 新機構は、企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要な代替エネルギーに関する技術開発を業務の一つとして、大きな部分としてその業務を実施することになっておりますけれども、これがためにはわが国の民間の人材、技術を集めたいとして、技術開発を強力に進めていくことが必要かと思ひます。この技術開発を進めるに当たっては、海外との共同研究を早急に行つて、その技術開発のテンポを早めていくということが必要かと思ひますが、この法案におきましては、御指摘のように三十九条第一項第一号におきまして技術開発業務を規定しており、このための手段として海外との共同研究というものを考へてまいりたい、こういうふうに通じている次第でございます。

○森田委員 私のお尋ねする点は非常に初步的かもしれませんが、先ほどの運営委員とかあ

るいは役員、これについては活力を期待するといふことが書いてありませんけれども、条文によれば民間人を起用するといふことが理解できるような仕組みになっております。ところが現実の業務の面では、民間の活力を大いに期待するとなつていながら、別に法律のどこにもそれはないわけですね。その辺のところはどうなんですか、こういう意味なんですか。ちょっと話がわかりにくかつたかもしれません。

○森田(信)政府委員 第三十九条はいわゆる業務の範囲を決めたものでございまして、先ほど尾島審議官が御説明いたしましたように各種の業務がこの中に書かれておるわけでございまして、これは言つてみますと法文上は業務の範囲を定めたものでございまして、いま先生が御指摘の民間の活力の導入あるいは国際共同開発の推進というのは、業務の推進のための一つの手段ではなからうかと思ひます。法文上はあくまでも業務の範囲を定めただけでございまして、その手段はあくまでも取り入れていくという前提で考へておるわけでございまして。法文上はあくまでも業務の範囲を定めただけでございまして、その業務を推進する手段につきましても法文上の規定はない、ただし実際上は私どもはそういう念頭に燃えておる、こういうふうに通じておると思ひます。

(野田委員長代理退席、委員長着席)

○森田委員 特にこの新技術の開発については、民間の活力を生かすといふことは本当に大切なことだと思ひますし、またそれが成否のかぎを大きく握ることにもなるかと思ひますので、その民間の活力の生かし方、どういふふうに通じていくかといふこと。

それから、海外との共同研究開発を進めるといふ先ほどの話もありましたけれども、この共同研究開発という問題では、最初に申し上げましたようにいろいろ国際情勢がありまして、むずかしい問題がこれからたくさん出てくるだらうと思ひます。この共同研究開発について、イランの三井石油化学の問題といふものもあるわけですが、これがどうなるかといふのは、午前中の

質問といふいろいろな関連があるわけですが、こういうことがありますのでこの三井石油化学の現状といふものが、こういうものとあわせて、これからの海外の共同研究開発のあり方といふものをひとつお答えいただきたいと思ひます。

○森田(信)政府委員 イランにおきまして、いわゆるベトケミの開発につきましては、すでに開発技術としては確立された技術でございまして、これは言つてみますと資本協力あるいは開発された技術協力という面での推進といふことではなからうかと思ひます。私どもが新機構でねらつておりますのは、研究開発段階で一応成功したものをいかにうまく企業化していくか、企業化促進のためのいわゆるパイロットプラント的なものの推進といふことでございまして、やや三井グループにおきましてイラン石化とは次元を異にしておるのではないかと、こういう感じがいたします。

そこで、研究開発段階がある程度成功して、企業化を推進するためのプロジェクトにつきましても、国際共同研究といつたしまして現在考へられておりますのは、アメリカ及び西独と一緒に考へられておるというところでございまして、その石炭液化の中のSRC IIという問題もございまして、その分は新機構で担当していただきたいと思ひます。おられますけれども、ほかに日米科学技術協力協定で、たとえば核融合の問題等も国際共同研究の対象になつておられますけれども、これはまだ実用化がかなり先の問題といふこともございまして、別途の観点からいま文部省なり外務省なりで研究をお進めいただいております、こういう段階でござい

ます。

○森田委員 いろいろと機構についてお尋ねしたいこともありますが、特にこれは機構でございまして、あるいは新しく設置するか、それはまだ今後の課題かもしれませんが、現在あるかどうか研究機関を使つて新しい技術を開発していくこととお考へにしている点がありましてお聞かせい

ただきたいと思ひます。

○尾島政府委員 新機構は、現在あります民間の企業あるいは大学の研究所あるいは国立の研究所等と連絡を密にいたしまして、技術開発を進めていくわけでございますけれども、さらに民間の技術開発部門に技術開発を委託いたしまして、その技術開発業務の一部を、民間側の技術開発部門の活力を十分活用しながらやつてまいらうと思ひます。

具体的にどういふ機関にどういふ業務を委託するかといふことにつきましては、今後その技術開発計画の内容に応じまして、適当な機関を選択いたしまして、その機関に委託していきたいと思ひます。

○森田委員 それでは最後に財源の問題について少しお尋ねしたいと思ひます。

最初に申し上げましたように、新エネルギー機構の財源、これは長官はめどはつたといふ、こういうお話でございまして、まだまだ私どもは十分納得しているわけではございません。これは本会議でも申し上げてありますけれども、特に私がいふところと考へておられますのは、現在いろいろ税金の面で、エネルギー関連の税金といふのがたくさん入つておることになつておるわけですね。通産省として、現行のエネルギー関連税といふのはどういふ税目があつて、金額でどのくらいになるかつかんでいらつしやいますか。

○森田(信)政府委員 エネルギー関係諸税でございまして、まず原油油関税、これがキロリットル当たり六百四十円でございます。それから、石油税、これが三・五%でございます。それから、電源開発促進税、現在キロワットアワー当たり八錢五厘でございますけれども、これを新たに二十一錢五厘増徴いたしまして三十錢にさせていただきます。また、揮発油税といふものも別途ございまして、この揮発油税は、御高承のとおり主として道路財源に使われておるといふのが現状でございま

○森田委員 私が調べましたのは、いま長官お話ありましたように、それももちろんですが、そのほかに石油ガス税、地方道路税、航空機燃料税、軽油引取税、電気ガス税、こういうものもエネルギー関係の税金として入っているようにございませぬ。十種類あるわけです。

この五十四年度の収入総額を見ますと、二兆八千三百六十億円入る見込みになっております。そのうち、エネルギー対策に還元されているのが一三%。全体の七六%相当額が、二兆一千五百五十八億円でございますが、これが道路財源に使われている、こういう状況になっておるわけでございませぬ。道路整備が重要な施策であることは私も認識しておりますけれども、しかし、道路がエネルギーか、こういう二者択一ではなくして、やはり新しい時代に対応するエネルギー開発の技術のために、こういう巨額な税金がエネルギーの関連費として納められているわけでございませぬから、こういうものを十分この財源に振り向ける必要があるだろう。時間の関係で細かいことを申し上げられませんが、これから十一年間で三兆円にも達するということの予算でありますけれども、それでできるのかできないのか、なかなかむずかしい問題があると思いますが、将来の検討課題として十分心にためていただきたいということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○塩川委員長 これにて森田景一君の質疑は終了いたします。

引き続き安田純治君の質疑に入ります。安田純治君。

○安田(純)委員 いままで同僚議員の方々からいろいろな角度から質問されたわけでございませぬけれども、私はまず最初に条文に即して若干伺いたいと思うのです。

この石油代替エネルギー法案の第五条の導入指針というのがございませぬけれども、これはどういう形になるのでしょうか。

○尾島政府委員 導入指針は、導入すべき代替エ

ネルギーの種類及びその方法について、具体的にどのようなにしたらどういふような代替エネルギーを工場、事業場に対して導入できるかということを示すものでございませぬ。したがって、石油炭素あるいはLNGなりあるいはその他の代替エネルギーの種類ごとに、どういふ方法によりましてその工場が代替エネルギーとして使用可能かということを示すものでございまして、それにとりまして、事業者がその方法によれば代替エネルギーを使うことができるというのをわかりやすく、明確に示すものでございませぬ。われわれとしましては、いまの時点で共通のことを指針に盛り込みたいと思っておりますけれども、やはり業種、業態に応じて詳しく指し示すような方法を考へていきたいというふうに思っております。

○安田(純)委員 そうしますと、この導入の指針は業種、業態ごとに示すのであつて、個々の工場ごとに出るわけではございませぬ。

○尾島政府委員 その指針と申しますのは、その業種、業態に応じて共通的な指針でございまして、個々の事業場、工場に対して、このようにすれば代替エネルギーを導入できるということとを具体的に指し示すものではございませぬ。ただ、その指針によりまして個々の工場、事業場に対しては指導、助言を行なっていくという形にはいたしておりますけれども、指針それ自体は個々の工場を念頭に置いて指し示すというものはございませぬ。

○安田(純)委員 次に、第七条の財政上の措置についてでございますが、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならぬ、この財政上、金融上、税制上の措置はどんなことを考へていらつしやいますか。

○森山(信)政府委員 第七条は、財政上の措置といたしまして政府の努力規定を繰り込んだものでございませぬ。したがって、財政上、金融上、税制上の措置と申しますのは、現段階におきまし

て財政上どういふ問題がある、あるいは金融上どういふ問題がある、あるいは税制上どういふ措置を講ずべきであるということを具体的に規定したものでないわけではございまして、包括的に政府の努力規定というふうに御理解を賜りたいと思つた次第でございませぬ。

○安田(純)委員 現在、石油代替エネルギーといふものとたとえば石炭ですね。石炭専焼の火力発電所なんか建設しなければ、もうその問題について、現在ある財政上、金融上、税制上の措置はどんなものですか。

○安田(佳)政府委員 石炭関係の、まず火力につきましては開発銀行の融資がございませぬ。それからそのほか、石炭火力の推進に関する財政的な援助といたしましては、ばい煙の処理技術等についての実証試験とか、あるいは乾式脱硫技術についての実証試験、さらには灰処理センターの集中灰捨て場の調査とか、さらにはCOM転換の実証調査、発電所の建設費の補助金等々が予定されているところでございます。

○安田(純)委員 いまは予定されているということですか。そうじゃなくて、いまあるのを私は聞いたのですけれども、さつき予定されているものを聞きまして、森山長官は、いまのところ具体的に考へてないというふうな話だったので、いまちよつと答弁が食い違つておるようですね。いまあるものはなにかということ、今後どういふことを考へているかと、二つなんです。

○森山(信)政府委員 先ほど私が答え申し上げましたのは、法案の条文に従ひまして御説明申し上げたわけではございまして、現在の主要な施策の内容といたしまして特別会計の予算というものがございませぬ。特別会計は石油特別会計と電源開発特別会計と二つございまして、そのうち従来は石油特別会計は石油対策と石油対策に使用されておつたわけではございませぬ。それから、電源特別会計につきましては、電源立地促進のために使用されておつたものでございませぬけれども、昭和五十五年度におきまして現在特別会計法の改正を

お願いいたしておりますのは、石油税につきまして、石油関係以外に、石油代替エネルギーにつきまして新たな資金の使い道を認めていただくというお願いをいたしております。それから、電源特会につきましては電源多様化勘定というものを設けまして、いわゆる電源関係の石油代替エネルギーの開発に当たつていただきたい、そういうのがいままでと違つた点でございませぬ。

その中身を逐一申し上げますとちよつと時間がないかもしれませんが、項目だけ申し上げますと、内外石油代替エネルギー資源の開発促進、これは海外炭と水力開発と地熱開発とございませぬ。それから、産業部門におきまして石油代替エネルギーの導入促進につきましては、燃料転換と石炭火力発電所の促進がございませぬ。それからソーラーシステムの普及促進がございませぬ。それからその次は、原子力の開発利用の推進につきましては、安全対策、核燃料サイクルの確立、FBR原型炉「もんじゅ」の建設等がございませぬ。それから石油代替エネルギー関係の技術開発の推進につきましては、石炭、地熱、太陽技術応用化補助その他いろいろがございませぬ。以上が財政上の仕組みでございます。

次に財投関係申し上げますと、日本開発銀行の資源エネルギー枠というものがございまして、その中で、原子力関係の使用済み核燃料再処理の関係あるいはLNG転換融資あるいは一般産業におきまして石油代替エネルギー利用促進、これは石油炭転換、産業用のLNG導入あるいはコールセクターの融資というものがございませぬ。

それから税制につきましては、代替エネルギーの利用を促進するために、石炭燃焼設備あるいは地熱発電設備、水力発電設備のうち、緊急にその設置を促進すべきものにつきまして、初年度百分の二十の特別償却制度を設ける、こういうようなことが財政、金融、税制上の措置ということでございます。

○安田(純)委員 この問題は、時間があればまた

後で若干質問をして深めたいと思います。

大臣にお伺いしますけれども、きわめて初步的な質問ですけれども、石油代替エネルギーの開発導入が必要な理由は何ですか。

○佐々木国務大臣 代替エネルギーの必要理由は、申すまでもなしに石油の賦存状況等がいままでのように無限なものでなくて有限なものである、しかも、その需給状況がタイトになるのはそう遠い将来でなくて、少なくとも五、六年後くらいからそういう状況が来るのじやなからうかという判断から、そういう場合にはエネルギー資源のない日本といましては石油にのみ頼っていくわけにまいりませんので、どうしても石油にかわる代替エネルギーにかえていこうというのが一番の趣旨でございます。

○安田(純)委員 大臣の御答弁の中で、石油が有限なものであるということは事実だと思えます。化石燃料はすべて有限だと思ふのです。だから、有限なものを掘り尽くしたらなくなってしまうので、いまのうちからそれにかわるべきエネルギーの開発をしておかなければならぬという意味はわかります。わかりますけれども、それが理由だとすれば石炭もまた化石エネルギーですから、いざれにしろ枯渇するわけですね。ですから、石炭の液化などについて今後の法案ではいろいろやろうとしているわけですが、石油という化石燃料、つまり有限なものにかえるにまた有限なものであるという点ではしょうがないのじやないかと思うのです。ですから、化石燃料が有限だから、枯渇するおそれがあるの代替エネルギーの開発が必要なんだというよりは、むしろ賦存状況がまさに偏在しておいて日本の国内にない。したがって、安定供給といいますが、そういう点での確保ができないという点に主眼があるのじやないかと思うのですが、いかがですか。

○佐々木国務大臣 はなはだ言葉不足で恐縮ですがけれども、賦存状況の問題もございしますが、同時にまたいま生産している量と新しく開発して発見すると申しますか、そのバランスが崩れてまいり

まして、それが一つの大きい理由にもなると思えます。また、産油国におきましては石油を燃料として使うよりは原料として使うべきだという議論もあり、なるべく石油の生産はセーブして温存してまいりたいという希望もございまして、世界全体の石油の産出量というものはそれほど増大する見込みはないというふうに観測しておるのが定着してございまして。したがって、一方、エネルギー需要の方は経済の発展とともにふえていくわけでございまして、アンバランスになることは当然でございまして、そのアンバランスになるのがいつごろからかというのが大変問題の焦点になりますけれども、いまの世界的に定着した意見では余り遠い将来ではない。少なくとも五年、十年ぐらいの間にそういう事態が起きてくるのではないかと、いうふうに考えられております。

○安田(純)委員 そうしますと、石油の需給のアンバランスが、五年から十年くらい先にはいよいよ危機的な状況になるという大臣の御認識ですね。そうしますと、代替エネルギーの開発をやつて間に合いますかね。とりあえず間に合うのはこの中で何と何なんでしょうか。

○佐々木国務大臣 間に合う間に合ふという問題もございしますが、そういう面を想定いたしまして、世界的な機関であるIEAが中心でございまして、五年後、十年後あるいは二十年後にどういふふうになるのか、その差がだんだん開いていくように観測しているのが大方の見方でございます。それに時間の関係もございしますが、しかし日本に必要な石油の量はIEA等で決められるわけでございまして、その決めた量がどういふふうに、五年後六三三万バレル・パー・デーというところまでは努力目標にしてみたらどうかというところまでは努力目標にしてみたらどうかというわけでございしますが、それから先はまだ世界的なそういう割り当てと申しますか、目標というものはないわけでございまして、やがて時がたちますとだんだんそういう面にも入っていくでしょう。そういったしますと日本の油の入手量とい

うものがほぼ決まってくるわけでございしますから、需要量と比較しましてその差を何で埋めていくかというのが大変問題になりまして、その差を埋めるのに時間的に大急ぎしなければならぬものもございしますし、急がなければならぬものとしては、やはり大量に対応できるのは石炭あるいはLNG等だと思えます。また、原子力発電の方も、これら一つ一つの大きい柱として考えなければいかぬというところで、その差をそういうエネルギーで埋め合わせていく。そういうことまでお話ししますと、いやいや、それではこの機構は地熱とか太陽熱とか、そういうものが主ではないのか、おかしいじゃないか、こういう議論にまたなるだろうと思えますけれども、それはそれとして、しばらくの間は補完的な意味しか持ちませんけれども、しかし、将来長きにわたって考えれば、こういう消耗しないエネルギーというものは必ず大きく発展するものだという考えで、それに未来を託して開発していくんだ、こういうふうに理解していただければ大変ありがたいと思えます。

○安田(純)委員 地熱や太陽熱のことまで先回りしてお答えいただいたのであれですが、どうも大臣の御認識が石油のそういう不足といひましか、これは五年から十年の間にアンバランスがひどくなるということであるとすれば、これを穴埋めするための間に合うものというのは限られてくると思うのです。この開発機構がいろいろやろうとしている中でも。

そこで、先回りして地熱のことはお話しになりました。地熱、太陽熱はまああつと後のことだというふうなニュアンスになると思うのですが、石炭の液化についての見通しは大体どうなっておりますか。

○石坂政府委員 石炭の液化につきましては、今後の開発の状況をしかと見きまめせんとはつきりした見通しは申し上げられませんが、私どもは十年後、昭和六十五年度には二千万キロリットル程度の代替エネルギー量が出るべく一つの

目標としておきたいというふうに考えております。

○安田(純)委員 エネルギー源の安定的な確保ということが非常に重要なことは申すまでもありませんけれども、その場合に日本の国内にある石炭は理論可採炭量で三十億トン幾らあるというふうな言ひ人もおるようでありまして、これを活用するというのが非常に重要ではないかと思うのです。たとえ石油の代替エネルギーの問題でも、もし日本に石油がサウジアラビアみたいにかくさんあればこんな法律がいまごろここに出てくるわけはないと思うのです。結局は外国にそれがあるの日本で安定的な確保がむずかしいということでは石油代替エネルギーにわれわれが取り組まざるを得ない問題があると思うのですが、それにかわるに石炭というものがあつて、たとえば二千万トン体制でいくと、もし理論可採炭量で三十億トンくらいあるとすれば百二、三十年は掘れると思うのですが、こうした国内炭の見直し、国内のエネルギー資源の見直しということがぜひ必要だと思ひますが、いかがですか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。国内炭の埋蔵量につきましてはいろいろな場所で見られる数字が言われています。しかし、われわれが現在の保安技術、生産技術を前提として各炭鉱の調査をしています。その結果によりますと、約十億トンということになりますので、現在の二千万トンでいきますと五十年という数字になるかと思ひます。

それから、現在の国内炭鉱の生産力を強化できないかという点でございしますが、現在わが国の炭鉱の平均深度というのは約六百メートルでございまして、人生で言うところの初老に入つたという感じでございますので、保安とかの問題を考えますと、これ以上の生産拡大は保安上若干問題があるのではないかと、現時点では現在の水準を維持していこうというふうに考えております。

○安田(純)委員 たとえば北海道の天北炭田とか

いろいろな言われておりますけれども、そういう新しい鉾区の開発あるいは一たん合理化で買い上げてつぶした周辺地域の鉾区の再開発といえますか、こういうことについてはどうですか。

○高瀬政府委員　お答えいたします

第一点の新鉱の開発につきましては、五十年から二年にわたりまして全国未開発炭田を一応概算いたしました。その結果、二カ所ほど相対的に優位であるところがあるが、浮き上がってまいりましたが、そこで、開発に至る具体的な問題点というところで整理をした場合に、第一の問題点はやはり環境問題、特にあの辺はサケ・マス、の漁業権がたたくさんございまして、それとの調整をどうするかという問題が第一点。それから第二点は、土地がほとんど国有地でございまして、林野行政との調整をどうするかという問題が残っています。それから第三点が、交通体系が未整備な地域でございまして、かつ観光地に近いということがございまして、輸送におけるダンブ公害等々の問題をどうするかという問題が一つございまして。それから第四点は、何分にも過疎地でございまして、したがって、もうすでに人口流出が行われておる、さらに付近に既存炭鉱がないということで労働力の確保ということが非常に難解であるということでございまして、いまのところそれらの条件をいかにして詰めていくかということで、地方公共団体とも連絡会をつくりまして意見の交換を行っておるといふような段階でございまして。

○安田(純)委員　高瀬部長さんはいいろいろ困難なところをずつと挙げられましたけれども、こうしたいろいろ難点があるにもかかわらず、やはり国内資源を活用するということのために相当われわれは努力をしなきゃならないんじゃないか。こういう難点があるからだめなんだというふうにあきらめたのではしょうがないと思うのです。そういう点では地熱発電にしろ、太陽熱にしろまだまだたくさん難点があるわけですが、将来に向かってわれわれは取り組むわけですね。ましてや国内に石炭があることがわかっておる部分について、い

るいろいろな交通網の整備とか、そのぐらゐのことは当然国でやる姿勢がなければならぬと思うのですよ。確かに日本の既存の炭鉱は深度が非常に深くなって、いろいろな保安上の問題なんかがあるということもわかりますし、あるいは傾斜炭層で非常に掘りにくいといいますが、いろいろな面で外国炭と違う条件にあることも事実だと思ふのですが、だからといって、国内のエネルギー資源を現状維持——現状維持と言うと、二千万トンと言っていますけれども、実際は千七百万トンか千八百万トンぐらゐしか掘れていないと思うのですが、それだけの消極的な姿勢ではいけないのではないか。代替エネルギー法を通していろいろなエネルギー源について取り組んでいくという姿勢であるならば、国内の石炭についても当然大きな努力を払わなければならないのだ。これをまた国内炭を見捨ててエネルギー対策を講ずるということでは、本来の目的である安定確保ということろが抜けてしまうのじゃないかというふうに思います。

たとば、海外炭の開発など大資本を入れてやるような仕組みに代替エネルギー法でなるようでありますが、総合研究開発機構、いわゆるNIRAが「未来への選択 エネルギーを考える」といいうようなパンフレットを出しておりますけれども、その中を見ますと、石炭産出国の輸出政策の方向などについていろいろと述べてあります。その中で、「生産国と消費国の間の大量の石炭貿易には、もうひとつの問題が発生してくる。それは、アメリカをはじめオーストラリアなどの概来大規模な輸出の可能性をもつ国において、石炭埋蔵量の約八〇％がメジャーをはじめとした石油企業の手にあるといわれていることである。また、石炭液化・ガス化といった石炭の利用技術に対する取り組みもメジャーにおいて著しく活発である。」ということが書いてあるわけです。これはNIRAで出しておる本です。それで、「石油地情勢をにらみながら、石炭の国際商品化にのりゆく」とそうとするメジャーの戦略は、今度の石炭の掘

に大きく影響すると思われる。」こういうふう
に言っているわけです。ですから、海外炭につ
いてはこういう問題点があるんじゃないか。石油で
さんざん苦勞をしたといいますが、では石油にか
わるものとして海外炭の開発だということになる
と、どつこいそこはやはり八〇％はメジャーが押
さえておる。液化、ガス化についてもメジャーの
支配力が強い、こういうようなことがNIRAの
報告書に書かれておるわけです。ですからどう
してもわれわれは、地熱や太陽熱はもちろんこ
れは国内のエネルギー資源になるわけでし
ようけれども、石炭もそうですが、とにかく国内
のエネルギー資源を一〇〇％活用していくこ
とにまづ全力を挙げるべきではないか。もち
ろんそれでも足りないことはわかりますから、
その部分については海外から依存すること
はやむを得ない部分があると思ひますけれ
ども、まづ海外ということと、海外の石油に
かえて海外の石炭、相変らずメジャーとお
つき合ひをする、こういう状態になると思
うのですが、そういう点、佐々木浦大臣は
いかが考えてしょうか。

○佐々木國務大臣　まず、メジャーが海外の主要な歳入を押さえているという情報も私も聞いておりという数字じやございませんよう、せいぜいどといたす数字くらいという観測でございます。現に臺灣州あるいは中国等、私も最も期待している地帯はまだ余りメジャーの手は入っておりません。寧ろ州は若干入っているようでございますけれども、でございますから、決してこれから出ていつても遅いことはなからうというふうに考えてございませう。

それから、もう一方の国内炭の方でございますけれども、これは私もかつて石炭の方は大分手がけた一人でございますが、石炭鉱業審議会でございますかの答申で、大家連中がみんなあらゆる面から検討を加えて、日本の石炭は二千万トンが一歩適量であるという判定をしておるわけでございまして、それは地質的な面あるいは深部採掘で

もいろいろな炭層等の面から判断した科学的な判断の結論だと思っております。恐らくは二千万トンくらいがやはり限度ではなからうかというふうに考えておりますので、お話のような点がございませうれば、さらに新しい炭層の発見等逐次出てまいりますれば従来の考えも変わると思いますが、まだそういう新しい炭層が方々で見つかっているというふうな情報もございませんので、大体二千万トンが限度だろうというふうに考えてございませう。

○安田純委員 私が申し上げたいのは、二千万トン体制と言いますけれども、実際はいま二千万トンを切っている状況だと思います。私は前に右特をやっておりますが、そのころは二千万トンを切って、二千万トンなどというのは実際はなかなか容易じゃないのじやないかというふうな感じだったと思いますけれども、いまでもやはり同じだったろうと思うのですね。私、石特をやめてからまだ半年しかたっておりませんから、いまでも同じような状態だと思います。

私がかんがへたいのは、石油たいていこうとて、わ
あつと石油に全部飛びついて、日本の国内の石炭
を、スクラップ・アンド・ビルドと言うけれども、
スクラップ・アンド・スクラップのようにどんな
んつぶしていった。先ほど同僚森田委員の質問に
対して森山長官は、石油依存をしたのはいままで
は成功だったというようなことをおっしゃいます
けれども、確かに国民の生活水準をおひしますか、
経済の高度成長といえますか、こういう問題につ
いて石油が果たした役割りは大いなのかもしれません
せんが、しかし石油に全く依存し、油づけになつ
た日本の今日までの行き方は決して成功とは言
えないのではないかというふうに思うわけです。
それはまあお互いの考えですから、長官はそうお考
えなのかもしれません。私はそう思うのです。
そこで、私が申し上げたいのは、そういうふう
に石油にわつと依存して国内の石炭をどんどんつ
ぶしていった、今度は海外炭だ、これはまたんつ
ジャーに支配されたりなんかする。そこで国内で

二千万トン体制でやる。二千万トンは科学的に日本が掘れる量なのだと大臣はおっしゃいましたけれども、実際はその二千万トンも達成していないのですよ。そして、新しい開発可能な炭田が見つかるようですが、いま言ったようにサケ・マスの漁業とのか、交通網の整備の問題とかでなかなか手がつけられない。そういうふうな一方において国内炭を粗末にしておきながらすぐ石油に飛びつく、それでだめなら今度は海外炭だ、こういう姿勢がまず問題ではなからうか。二千万トンではフルに掘ったところで日本のエネルギーの必要量の大部分を満たすことができないのは明らかです。しかし、その二千万トン体制さえも達成していないという日本の国内炭の現状ですね。

大臣が科学的にあらゆる点から検討してみても日本の石炭は二千万トンが掘るのに適量なんだとおっしゃる、その二千万トンさえもなかなか達成できない、この点を重視する必要があるのではないかと。もちろん、それで石油の代替エネルギー全部を国内の石炭で賄うことがいまずできるなどとは私は言っていないけれども、科学的に算定されたその二千万トンさえも維持されてない、これはどうなんですか。

○佐々木国務大臣 エネルギーの価格面から判断してまいりますと、油自体が緊迫性を持つてこない間は国内炭が値段としては高いという理由で、なかなか国内炭のはけ口を見つけないにも苦労したという時代が続いたわけですね。貯炭はたまるというところで、ですから、海外から入ってくる石炭をコントロールして、そしてなるべく国内炭をはけるようにということで、これは通産省などでは大変苦労していままで石炭を維持してきたわけですね。ところが、最近では原油の方がどんどん上がってきていくものから、むしろ石炭の方が相対的には安くなるというふうな逆現象を生じてきたわけでごさいます。しかも石油は高くなるばかりでなくて、数量としても将来非常に不安だ、こういう時代になったものですから、だんだんほかの、石

油にかわる代替エネルギーという時代になってきましたので、こういう事態になってきますれば、今後国内炭の二千万トンという目標を達成することとはそうむずかしいことではないんじゃないか、みんな力を合わせていけば、それは希望というか、目的どおり達成される数字であるというふうには私は考えております。

○安田(純)委員 この点はまた後から伺うことにいたしまして、石炭の液化技術の協力について若干お伺いしたいと思うのですが、国が援助している石炭液化プロジェクト、EDS、SRCIIですが、それから直接水添方式もあるようですが、これは国内炭をもこの技術の対象としているのかどうかというところはどうか。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

SRCIIの例で御説明しますと、一応アメリカの東部炭を対象にしてとりあえず研究を進めるということでございまして。それと並行して、適用炭種を拡大するという研究を進めていくということでございます。しかしながら、この液化プロジェクトというのはかなり大規模でございまして、日本の国内炭の生産規模を念頭に置くと、その開発対象といえますか、液化対象の国は、その大宗は日本ではなくて海外になるのではないかと考えております。

○安田(純)委員 EDSやSRCIIの研究によって得られる特許、この特許権の所有者はだれになりますか。

○志賀政府委員 お答え申し上げます。

まずSRCIIの方でございましては、わが国の参加体制あるいはいまお話しした工業所有権の成果の配分といった問題につきまして、現在、アメリカ、日本、西ドイツの政府間あるいは民間ベースにおきまして話し合いが行われているところでございまして。そういう段階でございまして、詳細はまだ確定していません。

それで、もう一つのEDSプロジェクトの方でございまして、これはアメリカのエネルギー

省と、エクソンの子会社でございましてエクソン・リサーチ・アンド・エンジニアリングという会社でございまして、その間に協定がございまして。その協定に基づきまして、最終的にはこの工業所有権は、いま申し上げましたエクソン・リサーチ・アンド・エンジニアリング会社に帰属することになっております。ただそういうことで工業所有権は会社には帰属するわけでございまして、けれども、その工業所有権のロイヤルティーにつきましては、各参加会社に公平に配分されるというふうな形になっております。

○安田(純)委員 このEDSあるいはSRCIIについては、特許だけではなくて、大体特許権なんというのとはとて言えればトレードマークみたいなものでして、ノーハウがいろいろあつて、それがきちんと身につけていないとその特許をうまく使えません。いまの複雑な技術はそうだと思うのです。そういう点で日本の会社があるいは日本の企業がエクソンや何かと一語に研究をする、この研究開発に参加するというメリットは一体どこにあるんですか。

○志賀政府委員 SRCIIの方につきましては、先ほどお答え申し上げましたように現在検討段階にある、協議中ということでございますので、EDSプロジェクトの例によりまして御説明申し上げますが、このEDSプロジェクトにつきましては、先ほど申し上げましたエクソン・リサーチ・アンド・エンジニアリングと日本側の参加会社との間に参加協定がございまして、その参加協定に基づきまして、まず詳細な技術情報が入手できることになっております。それから、技術スタッフといたしまして常時二人派遣することができるとなっております。そういう形におきましてこのEDSプロジェクトに参加することを通じて、石炭液化の技術が日本側に蓄積されるという形になるわけでございまして。さらに申しますと、この液化設備の部品などににつきまして日本側に発注が行われております。そういう面を通じまして日本側に液化技術についての蓄積がでけると

いうことで、いずれにいたしましてもこういう国際的なプロジェクトに参加することによって日本の石炭液化の技術の蓄積が進むというふうに考えております。

○安田(純)委員 このEDSに参加してある日本側の企業というのは、石炭液化技術開発株式会社ということになると思うのですが、この石炭液化技術開発株式会社とEDSとの間の契約といえますか、そうした技術内容についての契約ですね、これは一〇〇%政府は知っておりますか。

○志賀政府委員 EDSプロジェクトに對しましては、日本政府といたしまして補助金を交付しております。したがって、その審査に必要な範囲におきましてその協定の内容についてはチェックをしております。

○安田(純)委員 補助金を交付したことについての必要な範囲でチェックをしておるといふ話ですが、一〇〇%すべてについて報告を受けたりあるいは知っている立場にはないということになりますか。補助金を交付しているそういう立場で必要ない限りというのは非常にあいまいな話ですが、補助金を出している限りはすべてについて言えるのか、四億ですか幾らかしか出してないから、四億円分しか口が出せないのかよくわかりませんけれども、どういふことですか。

○志賀政府委員 補助金を交付するに必要な、要するに行政上の必要な範囲において私どもは十分承知しておるといふことでございまして。なお申し添えますと、実際にこの研究が進んでまいります研究の進捗状況、そういった実績につきましては、補助金の交付要領に基づきまして会社側から報告を受けるという形になっております。

○安田(純)委員 世界のこうした企業の企業間競争というのは非常に激しいものがあるわけですが、けれども、そういう中で、自分たちの開発した技術についてのノーハウをやたらによそにばらまくというところはしないのが普通だと思ふのです。そこで、聞くところによると、場合によっては技術拒否協定といいますが、どういふ名前になるかわ

かりませんけれども、要するにおまえにしか教えぬよ、よそへ出してはいかぬという形で非常に厳しい条件がつけられる、そういう約束の中身もあるという話ですが、いかがですか。

○志賀政府委員 技術情報につきましては当然契約で守秘義務がかかっております。ただ、先ほど申し上げました工業所有権、最終的にはエクソン・リサーチ・アンド・エンジニアリング会社と帰属するわけでございますけれども、この工業所有権の使用につきましてはこれはロイヤルティーを払えばだれでも使えるという形になっております。

○安田(純)委員 いや私が伺っているのはその工業所有権といいますが、そういういわば凝縮された技術の中身ではなくて、その周辺の部分も含めてのノウハウがいろいろありますね。こういうものについて、場合によっては個人の名前で指定して、この人しかこの技術は教えないとかそういうような、これはEDSのことを直ちに言っているわけではありせんけれども、国際的にこういう協約があり得るということらしいのですが、いかがですか。EDSでもそういうことはないのですか。

○志賀政府委員 お答えいたします。この技術情報につきましては、先ほど申し上げましたように守秘義務がかかっておるわけでございますけれども、参加者につきましては本プロジェクトの継続する期間内に発生しますすべての技術情報について、日本側の参加者が取得し得るという形になっております。

○安田(純)委員 この石炭液化技術開発株式会社をみますと、この会社の事業目的は、「石炭液化等合成燃料に関する技術開発、研究、調査並びにこれらの受託及び委託」、それから「石炭液化等合成燃料に関する技術情報の取得または処分」、こういうことが書かれておるわけですね。そしてもちろん政府は補助金を出しているんですからこの会社の中身は十分御存じだと思いますが、これは株式会社である。営利を目的とする法人ですね。しか

し中身を見ますと、言葉は悪いかもしれぬけれどもいわばペーパーカンパニーみたいなところで、常勤の役員は八人しかおらないようですね。常務取締役が一名、技術部長が四名、総務部長が三名、技術部長の四名のうち何か二名がいまアメリカに行っておるような話を聞きますけれども、しかも営利会社である。やっております中身を見ますと石炭の液化の研究でそのエクソンなどの共同開発のために金を出しておるという感じがするわけで、実際この会社が自分で研究施設を持つてやったりなんかしているわけではなさそうですが、この中身については御存じですか。

○志賀政府委員 ただいま先生のお話のことは承知しております。ただ、先ほど申し上げましたけれども、技術職員を常時二人派遣しておるということでございます。そういう技術スタッフを派遣するということによりまして実際の技術情報を取得するほか、さらに実際の運転に携わるとか、そういう形を通じて十分な技術が取れるというふうに考えております。

○安田(純)委員 これは株式会社になっておるようですが、いまの中身を見ますと、研究負担金なるものを各株主になっておる会社から取って従業員の給与など運営経費を払ったほかはエクソンへ送金する、こういう仕組みになっておるようですが、営利会社として実際はもうかるかもうからないかは別として、当然もうかる目当てでつくるのが株式会社ですね。そのかわり設立が自由で非常に小回りがきくわけですね、公益法人と違うところがこの会社の目的、中身なんか見ますと、もうかる仕事というよりは、むしろ研究につき込む方の仕事を中心にならうか。なぜこれは株式会社になっておるのでしょうか。こういうものに補助金を出すことが適当なのかどうかということも伺いたいと思います。

○志賀政府委員 このEDSのプロジェクトはSRC IIと違ひまして、エクソンとアメリカのエネルギー省が共同協定を結びましてやっておったプロジェクトに對しまして、日本が日米科学技術協

力協定に基づきまして後から参加した、こういうことでございます。もともとそういうことで、民間主導型のプロジェクトということでSRC IIとやや違う性格がございます。

○安田(純)委員 お尋ねの株式会社として適当かどうかということでございますけれども、これは先ほど申し上げましたようにロイヤルティー収入が、将来発生すべき工業所有権に基づきまして研究費を負担した参加メンバーに對しまして公平に分配されるということになっておるわけで、将来そういう収入が十分考えられるわけでございます。日本政府として補助金を交付しておるわけでございますけれども、その交付に際しましては、将来そういうロイヤルティーの配分を受けた収入につきまして、補助金の負担割合に應じまして日本政府に納めるといふような形になっておるわけでございます。

○安田(純)委員 私どもの方でこの会社についていろいろ調査をさせていただいたのですが、それによると、補助金の交付の必要範囲において協定を把握しておるというふうな微妙なお答えだったのですが、協定は秘密であるということになっておるようですが、全部は政府にも教えていない、政府もまたこれを一部了解しておる、そういうことも私も調べたところによるとそうなるわけであらうと思いますが、それはいかがですか。

それから技術情報拒否義務という契約がございまして、特定の人間を指定してまで非常に情報というものが漏れるのを恐れるといいますが、流用されるのを恐れるというか、そういうような中身になっておるということですが、いかがですか。

○志賀政府委員 EDSに関する協定といたしまして、アメリカのエネルギー省とエクソンとの間の協定、それから日本側とエクソン・リサーチ・アンド・エンジニアリング会社との間の参加協定がそれぞれあるわけでございますけれども、いずれも守秘を前提とした契約になっております。そういうことでございますが、私どももいたしまし

ては、先ほど申し上げましたように補助金の交付を行うということで、その必要範囲において

は承知をしておるということでございます。

○安田(純)委員 その点が問題なんですか、必要範囲において、その以外は日本政府はつんばきである、そういうことになるわけですね。その必要範囲がどの範囲か、またいろいろ微妙ではありましようけれども、その辺が一つ問題だと思ふのです。

そこで大臣、最後に、そろそろ時間も近づいてきましたので、いまの質疑の中でわかるように、EDS、民間ベースの液化研究についてはエクソンが主導権を握っておる。しかもいまの答弁だと奥歯に物がはさまったみたいで、必要な範囲で協定を知っておるというけれども、秘密な部分があるのですよ。これは会社で調べてみたらはつきりわかります。それで技術情報拒否義務というのまであるということになっていきますね。ですからエクソン系列で技術が系列化される。それで日本の政府がこの株式会社を通じて金を投資しておる。片やSRC IIがいま進行しようとしておる。このことを考えますと、やはりちやうど日本の原子力発電についてゼネラル・エレクトリックとかウエスチングハウスとかいう、いわばアメリカの巨大企業の技術の系列があると同じように、石炭の液化についても、そういう点ではいわばアメリカのメジャーといえますが、技術の系列化が行われて、非常にその系列の外との間では閉鎖的になるという心が配られるわけですね。少なくともこういう技術情報拒否義務なんというのがあるとなれば、たとえばエクソン・エンジニアリングの方でいろいろキャッチした技術のある一部分を日本国内で別なものに應用することができるとして、これはだめだということになる可能性があるわけですね。したがって技術を総合してSRC IIにも首突つ込む、EDSにも首突つ込む、やがてそれが——性質がいろいろ違うから全くお互いの技術を利用できるということはないかもしれぬけれども、周辺技術についてはいろいろ共通のもの

もあり得るだろうと思うのです。そういうときに技術の系列化がエクソン・ルートや何かで決まっちゃって、いわば非常に自主性のない、日本の国益に必ずしも合わない、外国のメジャーの系列化のもとにおける石炭液化の研究になつていくのではないかとこのことを心配するわけですよ。いいですか、それと国内のエネルギー資源を見直せということがまた絡んでくるわけですよ。

最後に大臣にそういう点で聞く前に、高瀬部長さん、いま二千万トンになつてないはずですね。その点はつきりまず一たん御答弁いただきたいのですよ。

○高瀬政府委員 お答えいたします。

五十三年、五十四年は全体の需給が緩みまして、その結果貯炭が三百五十万トンということになつたわけですよ。したがしまして、五十四年度はやはり貯炭をこれ以上ふやさないと、経営的な圧迫から解放されようということと生産を若干抑制しました。その結果、五十四年の生産の見通しは千八百七十万トンくらいになつています。しかし五十五年は、セメント産業の油から石炭への転換がかなりハイスピードできております。それから苦東厚真火力の建設に伴いまして石炭の引き取りが開始される等々、需要の環境が変わつてまいります。現在の五十五年の見通しでは約千九百万トンということでございますので、今後やはり保安面での技術開発、それから生産面での技術開発とあわせながら深度のマイナスを克服していくということで、徐々ではあるが回復できるのではないかとこのように見ております。

○安田(純)委員 そこで、大臣はきわめて科学的に日本の石炭は二千万トンだということに算定されたとおっしゃいますけれども、私はそれも実際はエネルギー構造の政策の方から逆算してきたのじゃないかというふうに疑いを持っています。が、それでも科学的とおっしゃるのだけれども、国内のそれさえいま達成できていないのですよね。ですから、この代替エネルギー法案ができて代替エネルギーに取り組むとなると、それ海外石

炭の液化だということになる。いま言ったように、大臣は三割しかメジャーが海外炭を押さえていないと言ふ。中国や何か含めばそうなるのかもしれないが、そういう点でメジャーがすでに相当炭田も支配しておる。技術もいま言ったようにエクソン系列や何かでちつと非常に閉鎖的になつておる。こういう中でこの代替エネルギー法案が通つてこの中身を推進していくとすれば、これはなかなか容易なことじゃないですね。ですから私も求めるのは、まず国内のエネルギー資源、ことに国内の石炭についてはどうしても二千万トンを早急に回復するように、あるいは新しい炭田の可能性もあるわけですから、こういうものについての開発も全力を挙げてやるといふ御決意を伺いたいのですよ。それはそつちの方で、どうせ幾ら掘つたつて日本の石炭だけで間に合はずはないのだからといって捨て去るようでは困りますから、まずそれを一〇〇%やり抜くということの上に立つて、足りない部分を海外から求めるといふのが安定確保のための姿勢ではなからうかというふうに思いますので、まずその点で大臣の御決意を伺いたいわけです。

それからもう一つは、自主的なエネルギー開発ということでございます。いま言ったように技術情報、そうしたものが、エクソンや何かに参加するのはいいのだけれども、秘密協定なんかがあるということ、外国のメジャーの系列下に技術が行われる、こういうことの心配についてどうお考えか、この点を御答弁いただいて質問を終わります。

○佐々木国務大臣 国内炭に関しましては、先ほど部長からお話ございましたように、恐らく順次二千万トンになるだろうと思ひます。油から石炭にボーラーを切りかえつつある最中でございまして、貯炭も大分軽くなつてきているようでございますので、お話のようにしなければならぬし、またなり得るものと思ひます。

海外炭に関しましては、何遍も申しましたようにまだまだこれからの力の入れようによりまして

は開発輸入は可能だと思ひますので、さらに一段と力を入れたいというふうに考えております。

○安田(純)委員 終わります。

○塩川委員長 これにて安田純治君の質疑は終了いたしました。

次回は来る十五日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十分散会

商工委員会議録第八号中正誤

ページ	段行	誤	正
七	三	末	実事
三	一	六	みたいう
二	七	受	受けなれば

